

彦根市子ども・若者プラン

(第2期：令和2～6年度)

素 案

令和2年(2020年)3月

彦 根 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 本計画における「子ども・若者」の定義	4
第5節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向	5
第6節 母子保健計画	7
第2章 彦根市の子どもを取り巻く現状と課題	8
第1節 人口や世帯の状況	8
第2節 子どもの状況	10
第3節 就労の状況	11
第4節 婚姻の状況	12
第5節 保育・幼児教育等の状況	13
第6節 児童虐待の状況	20
第7節 ひきこもりの状況	21
第8節 ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況	23
第9節 支援・経済状況および保護者の就労状況	24
第10節 子どもの学習・学校教育の状況	27
第11節 子どもの健康や生活の状況	32
第12節 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識	33
第13節 第1期計画における取組状況	51
第14節 子ども・子育て、若者、子どもの貧困に関する課題	55
第3章 計画の基本的な考え方	59
第1節 基本理念	59
第2節 基本目標	60
第3節 基本的な視点	61
第4節 施策の体系	63
第4章 施策の展開	64
第1節 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり	64
第2節 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり	69
第3節 みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり	76
第4節 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり	82
第5節 すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり	87

第5章 教育・保育環境の整備	96
第1節 教育・保育提供区域	96
第2節 児童人口の推計	97
第3節 教育・保育の量の見込みおよび確保の方策	98
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の方策	102
第5節 「教育・保育環境の整備」に関する数値目標	113
第6章 指標	114
第1節 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり	114
第2節 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり	114
第3節 みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり	115
第4節 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり	115
第5節 すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり	116
第6節 教育・保育環境の整備（再掲）	117
第7章 計画の推進に向けて	118
第1節 市の推進体制	118
第2節 計画の進行管理	118
第3節 市民・事業所・関係機関・市との連携	118
巻末資料	120

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

1. はじめに

次代の担い手となるのは、今を生きる子ども・若者です。その子ども・若者が、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるよう応援することが私たちの役割です。しかしながら、近年の子ども・若者を取り巻く環境は依然として穏やかではなく、SNS やインターネットによる情報の氾濫など、むしろ厳しさを増しているような状況にあります。

また、我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。加えて、家族構成の多様化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。

2. 国の動向

国では、平成 24 年（2012 年）に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新たな制度では、市町村が実施主体となり、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付の創設と、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指しています。

その後、さらに進む少子化への対応や、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の策定、令和元年（2019 年）10 月からの、幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点からの「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる少子化対策を推進しています。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律は、法施行後 5 年経過の見直し等により、「市町村が子供の貧困対策についての計画を策定するように努める旨」の規定が追加されるなどの改正がされました。

3. 滋賀県の動向

滋賀県では、平成 22 年（2010 年）3 月に、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」、青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」、ひとり親家庭等自立促進計画を統合した中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定し、子どもが生まれる前から自立した社会の担い手になるまでを切れ目なく支える施策を推進してきました。平成 27 年（2015 年）3 月には、子ども・子育て支援新制度等の法制度の改正を踏まえた、新たな「淡海子ども・若者プラン」を策定し、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築しており、現在、その次期計画を策定中です。

4. 本市の動向

本市においては、平成 22 年（2010 年）3 月に策定した「子どもきらめき未来プラン（彦根市次世代育成支援行動計画）＜後期計画＞」の子育て支援に係るさまざまな事業を継承しつつ、彦根市における子ども・若者を一体的に支援するため、「子ども・子育て関連 3 法」「次世代育成支援対策推進法」「子ども・若者育成支援推進法」「母子保健法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」などの趣旨を踏まえ、「彦根市子ども・若者プラン」を平成 27 年（2015 年）3 月に策定し、多様な子ども・若者支援施策を推進してきています。

また、今を生きる子どもたちが、家族に応援され、学校に応援され、地域に応援される社会、そのことを子どもたちが実感できる地域社会を築くこと、みんなに応援されて育った子どもたちが、将来、地域社会を応援する若者・大人となっていくように、支え合い・助け合いが循環するまちづくりを目指して、「彦根市子どもの貧困対策計画」を平成 29 年に策定し、分野横断的に子どもの貧困対策に関わる各種の施策や事業にも取り組んできています。

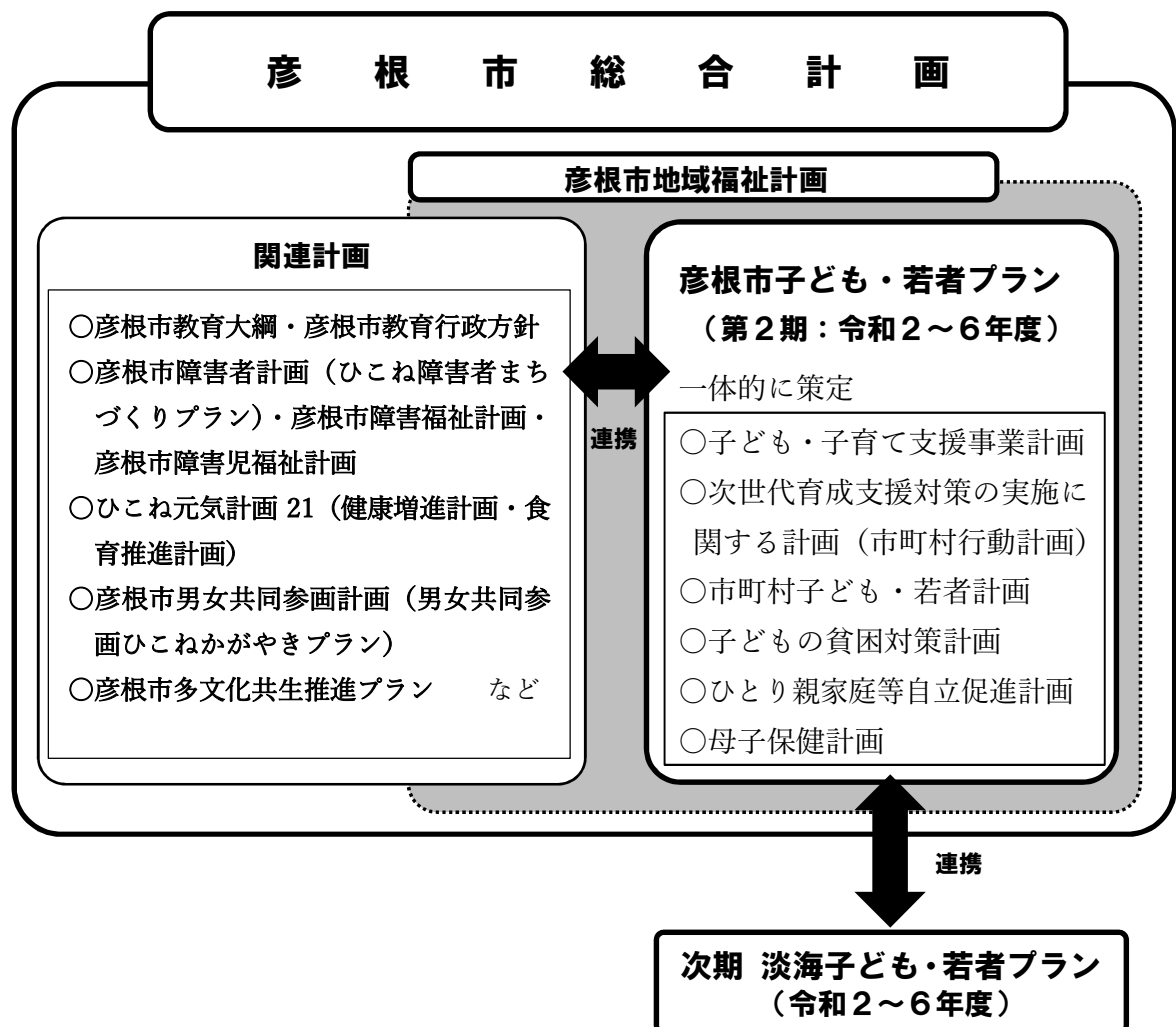
このたび、この 2 つの計画が令和元年度（2019 年度）末をもって終了することから、子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識調査を実施し、彦根市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画期間とした「彦根市子ども・若者プラン（第 2 期：令和 2 ～ 6 年度）」を策定するものです。

本計画については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨も包含し、子ども・若者・子育て家庭を総合的に支援する中期的な計画として一体的に策定することとします。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画（母子家庭及び寡婦自立促進計画）」、母子保健法に基づく「母子保健計画」（令和6年度（2024年度）までの計画のうちの中間評価となるもの）の6計画を一体的に策定します。

また、この計画は、市の最上位計画である「彦根市総合計画」と整合を図るとともに、福祉分野の上位計画である「彦根市地域福祉計画」、子どもと子育てを取り巻く福祉、保健、教育などの各分野における「彦根市障害者計画（ひこね障害者まちづくりプラン）・障害福祉計画・障害児福祉計画」「彦根市男女共同参画計画（男女共同参画ひこねかがやきプラン）」「ひこね元気計画21（健康増進計画・食育推進計画）」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て、若者支援の関連施策を推進していきます。



第3節 計画の期間

この計画は、令和2年度（2020年度）を初年度として、令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	彦根市子ども・若者プラン 「彦根市子どもの貧困対策計画」									
			中間年 見直し			彦根市子ども・若者プラン (第2期:令和2年～6年度)				
								中間年 見直し		

第4節 本計画における「子ども・若者」の定義

本計画が概ね39歳までの子ども・若者を対象とすることから、「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本計画における「子ども」は18歳未満、「若者」は39歳までと定義します。なお、この定義には外国人住民を含みます。

第5節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本方針の改正方針】

- 1—市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
 - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保および幼児教育センターの体制整備
 - (2) 幼稚園の利用希望および保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
 - (3) 海外から帰国した幼児等への支援・配慮
- 2—平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3—新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4—これらの他、第198回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

平成31年（2019年）2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府

また、わが国における急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育および保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年（2019年）10月1日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認定を受けた者を対象とする。

②支給要件

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。

(3) その他

第5節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本指針の改正の概要】

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
 - ・「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
 - ・児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえて追記
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
 - ・幼児教育アドバイザーの配置・確保（市町村）、幼児教育センターの体制整備（都道府県）
 - ・障害児福祉計画について、調和を保つべき計画として明記すること
 - ・幼稚園の利用希望及び預かり保育の利用希望に対応できるよう適切に量を見込むこと
 - ・外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記
 - ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年9月27日に開催された「子ども・子育て会議（第45回）」の配付資料より作成

また、わが国における急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育および保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年（2019年）10月1日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認定を受けた者を対象とする。

②支給要件

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。

(3) その他

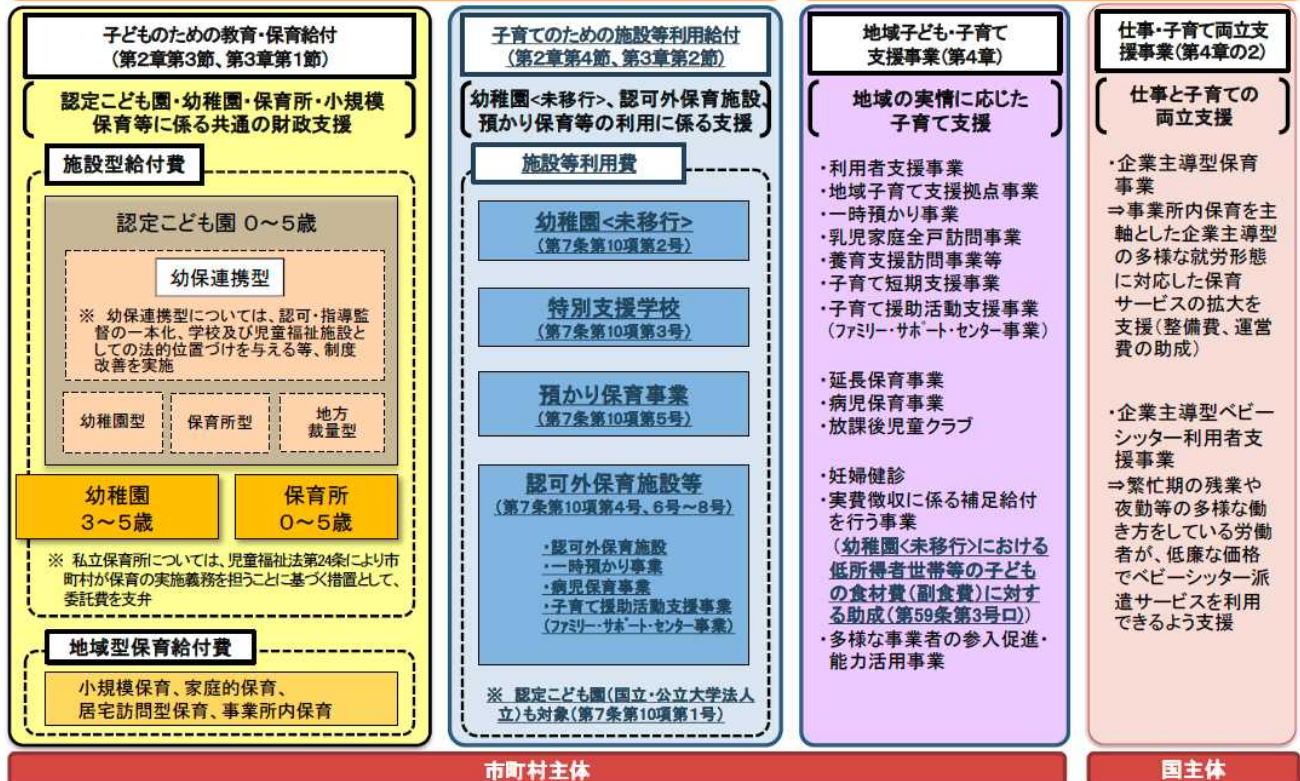
市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。

【子ども・子育て支援新制度の概要】 ※下線部分が今回の法律による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



第6節 母子保健計画

1. 計画の背景と位置づけ

近年、少子高齢化、核家族化の進行をはじめ、家族自体の関係や地域コミュニティの希薄化等により、地域全体で親子を見守る子育て機能の低下がみられます。また、女性の社会進出に伴う仕事と子育ての両立に対する負担感、インターネット等の膨大な育児情報や経験不足からくる育児不安やストレスの増大、子どもの成長過程における親自身の成長の未熟さもみられます。

このような中で、すべての子どもが健やかに生まれ、育つことのできる環境づくりの推進が課題となっています。

母子保健計画とは、国の「健やか親子21（第2次）」の視点を踏まえた計画であり、母子保健施策の推進にあたって基本的な方針を示すものです。

本市の母子保健計画は、平成9年度（1997年）に策定された「彦根市母子保健計画」を、平成17年度（**2005年度**~~平成5年度~~）に「子どもきらめき未来プラン」に統合しました。さらに、平成27年度（2015年度）からは「彦根市子ども・若者プラン」にその内容を継承し、本年度に中間評価を行うこととなっています。令和2年度（2020年度）からの5年間においては、母子保健計画の後期期間として位置付け、「彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年度）」と一体的に策定することとします。

2. 母子保健計画がめざす姿（令和6年度（2024年度）末）

すべての子どもが健やかに育つまち「ひこね」

（※平成27年（2015年）3月設定）

3. 母子保健計画の目標

親や子どもの多様性を尊重し、切れ目なく母子保健サービスが提供されることで、安心して子どもを産み、育てることができるようにします。（※平成27年（2015年）3月設定）

4. 母子保健計画の計画期間

平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの10年間とします。

令和2～6年度の5年間は、母子保健計画の後期計画と位置付けています。

5. 母子保健計画の進行管理・評価

計画に掲げた目標の達成に向けて、進捗状況をチェックし定期的に見直します。

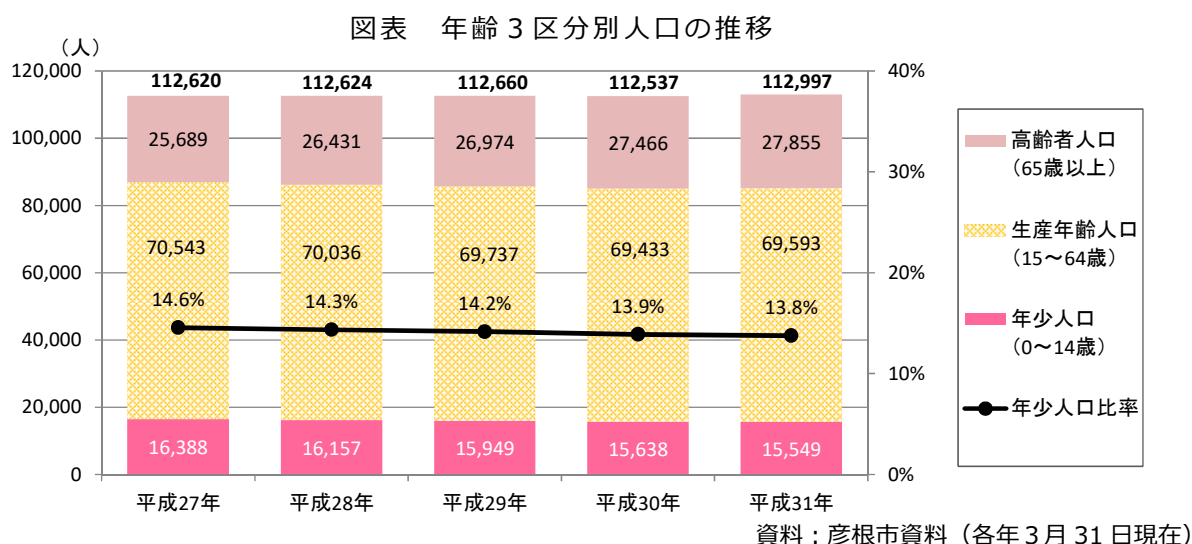
また、「彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年度）」の中で毎年評価を行い、総合的な評価としては令和6年度（2024年度）に行います。

第2章 彦根市の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 人口や世帯の状況

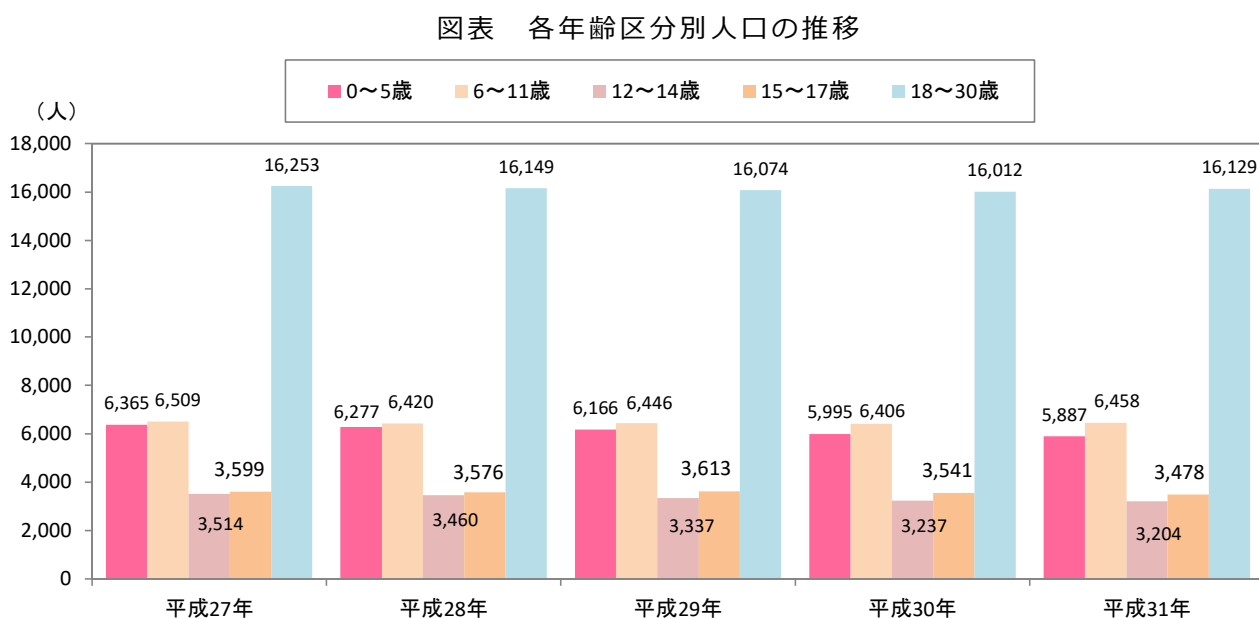
1. 人口構造

彦根市の近年の人口は、概ね横ばいで推移しています。うち年少人口は減少傾向にあり、年少人口比率も低下傾向にあります。



2. 子ども・若者人口の推移

彦根市の子ども・若者の人口は、各年齢区分でおおむね減少傾向にありますが、6～11歳と18～30歳は、平成31年（2019年）に増加に転じています。



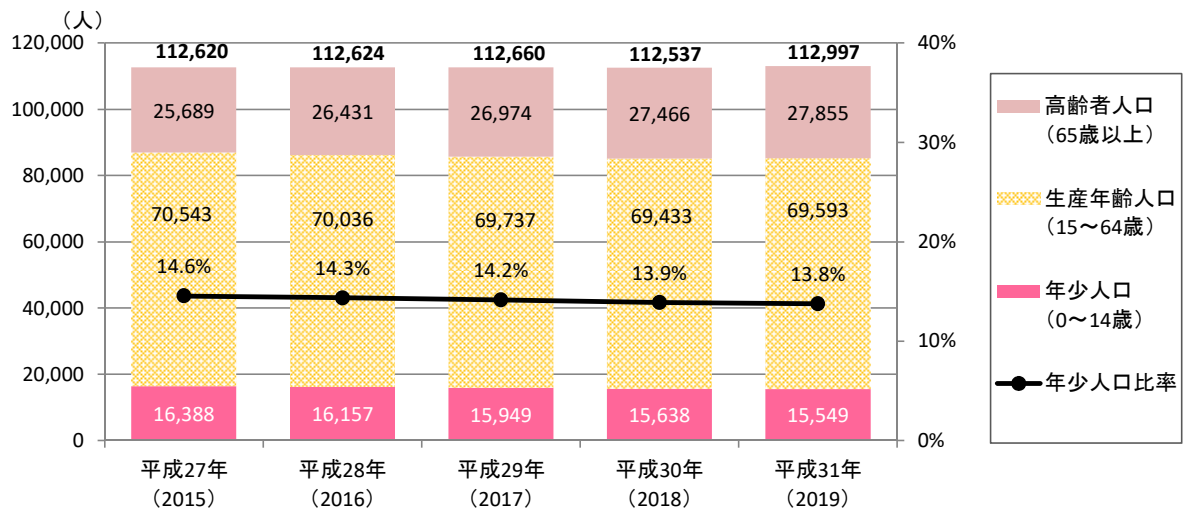
第2章 彦根市の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 人口や世帯の状況

1. 人口構造

彦根市の近年の人口は、概ね横ばいで推移しています。うち年少人口は減少傾向にあり、年少人口比率も低下傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移

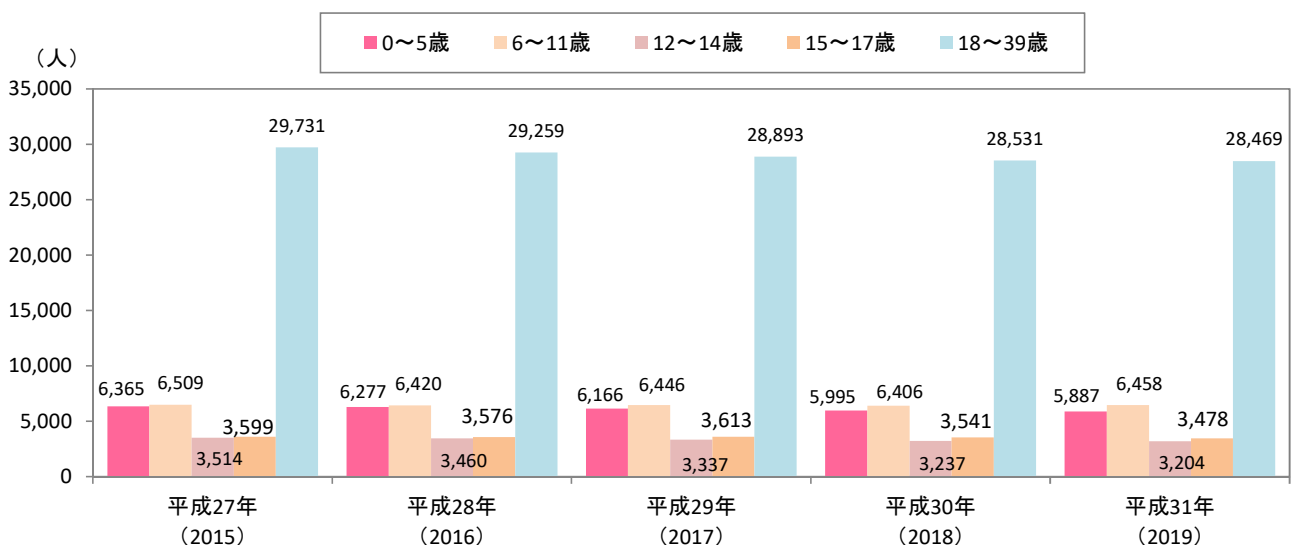


資料：彦根市資料（各年3月31日現在）

2. 子ども・若者人口の推移

彦根市の子ども・若者の人口は、各年齢区分でおおむね減少傾向にありますが、**6～11歳**は、平成31年（2019年）に増加に転じています。

図表 各年齢区分別人口の推移

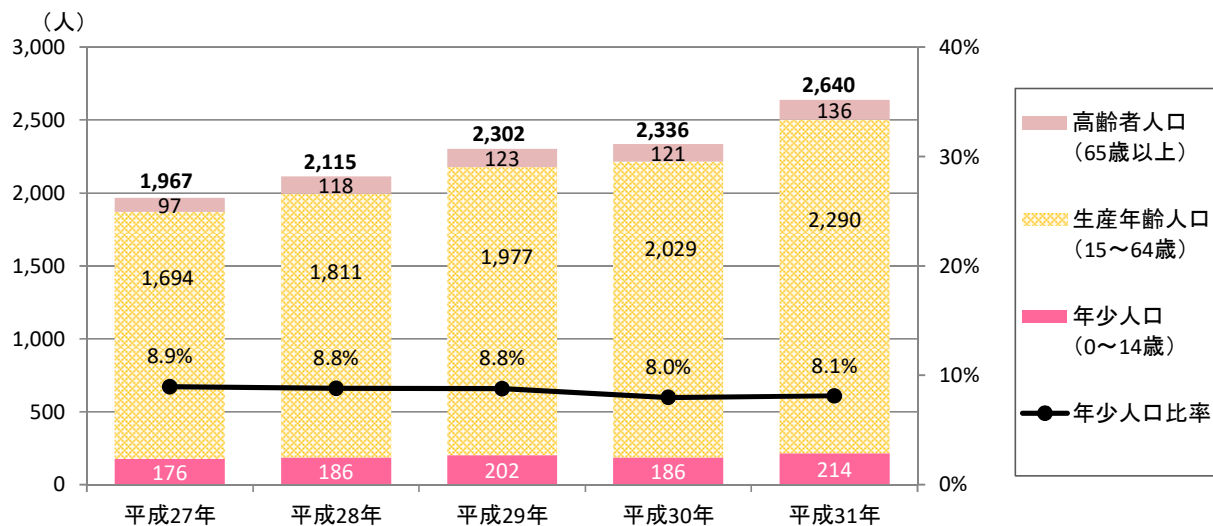


資料：彦根市資料（各年3月31日現在）

3. 外国人人口の推移

彦根市の近年の外国人人口は、増加傾向で推移しています。うち年少人口は増減を経て、平成 31 年（2019 年）に 214 人となっており、年少人口比率は 8 % 台で推移しています。

図表 外国人人口（年齢 3 区分別人口）の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口」（各年 1 月 1 日現在）

4. 世帯数および世帯分類

国勢調査による彦根市の世帯類型をみると、一般世帯数は増加していますが、一般世帯に占める核家族の割合は低下から上昇へと推移し、夫婦と子どもから成る世帯の割合は、わずかに低下しています。

図表 家族の世帯類型別一般世帯数の推移

区分	総数	核家族世帯				その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯
		総数	夫婦のみ世帯	夫婦と子どもから成る世帯	男親か女親どちらかと子どもから成る世帯			
平成 17 年	40,456 (割合)	22,812 56.4%	7,357 18.2%	12,542 31.0%	2,913 7.2%	5,774 14.3%	164 0.4%	11,706 28.9%
平成 22 年	43,835 (割合)	24,050 54.9%	7,955 18.1%	12,846 29.3%	3,249 7.4%	5,234 11.9%	310 0.7%	14,234 32.5%
平成 27 年	45,473 (割合)	25,339 55.7%	8,565 18.8%	13,217 29.1%	3,557 7.8%	4,673 10.3%	279 0.6%	15,044 33.1%

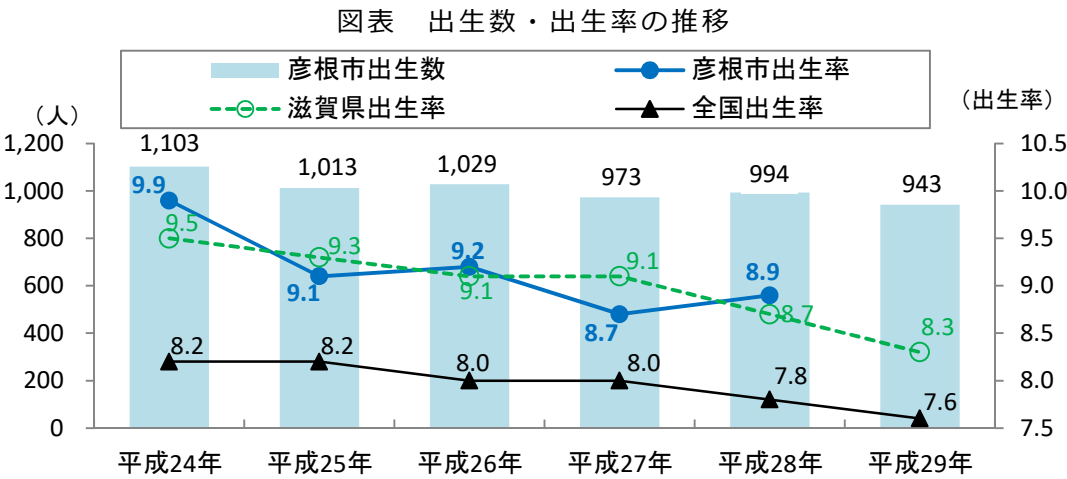
資料：国勢調査

※割合は一般世帯数に占める割合

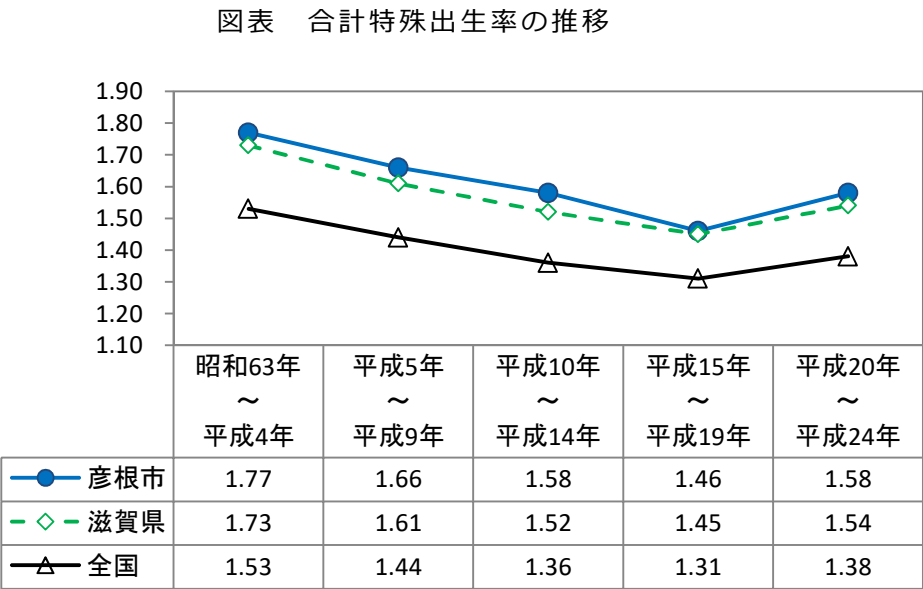
第2節 子どもの状況

1. 出生の状況

彦根市の近年の出生数は、1,000 人台から 900 人台で推移しています。出生率は全国の数よりも高くなっています。ベイズ推定による合計特殊出生率は直近値で 1.58 と国や県よりも高くなっています。



資料：人口動態統計 ※出生率は人口 1,000 人あたり



資料：人口動態統計特殊報告

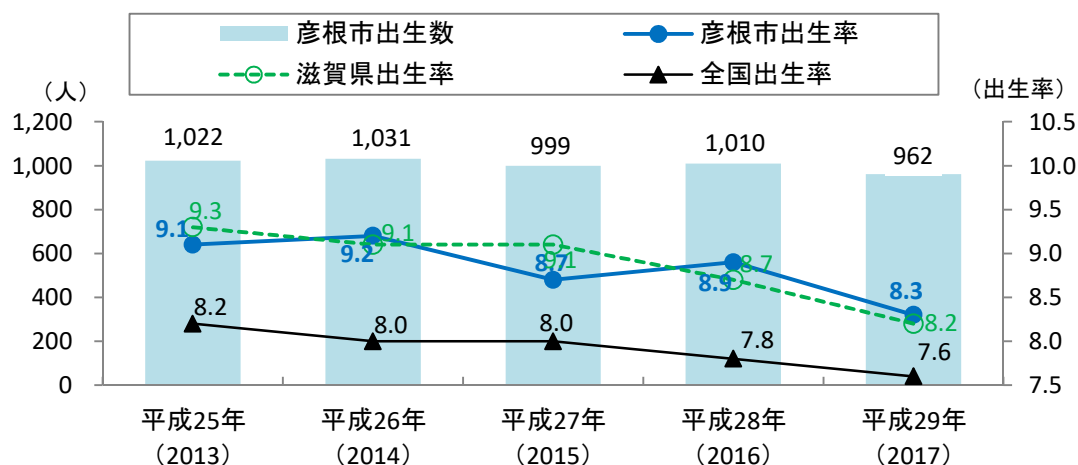
- ※ 1 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- ※ 2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

第2節 子どもの状況

1. 出生の状況

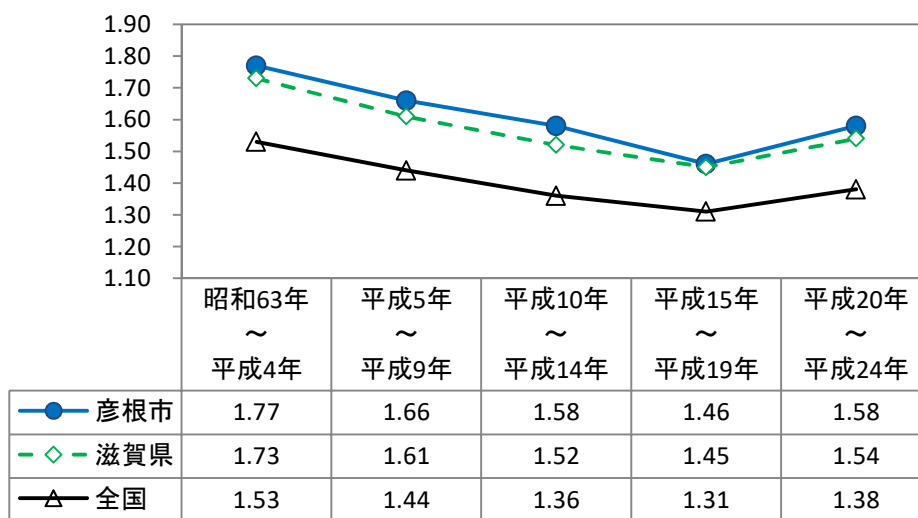
彦根市の近年の出生数は、1,000 人台から 900 人台で推移しています。出生率は全国の値よりも高くなっています。ベイズ推定※による合計特殊出生率※は直近値で 1.58 と国や県よりも高くなっています。

図表 出生数・出生率の推移



資料：出生数は彦根市調べ（外国人含む）。出生率は人口動態統計 ※出生率は人口 1,000 人あたり

図表 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計特殊報告

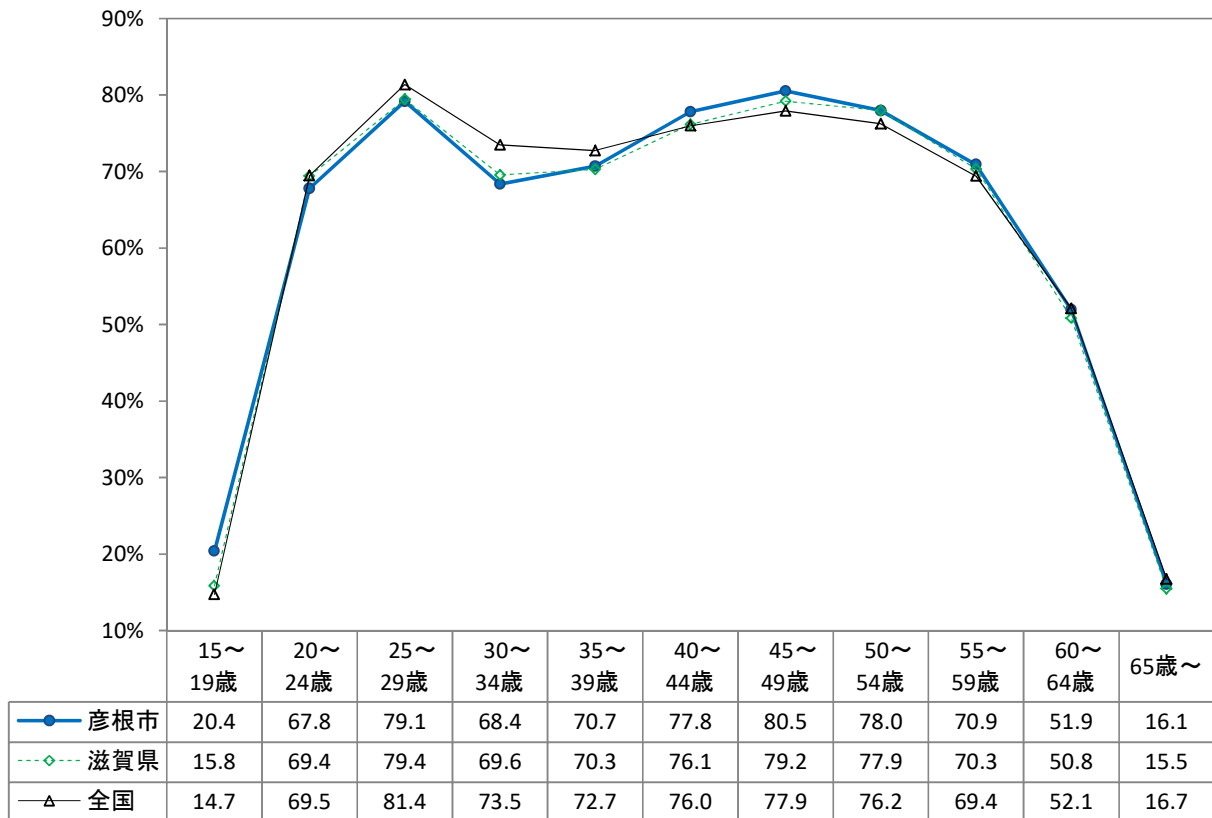
- ※ 1 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- ※ 2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

第3節 就労の状況

1. 労働力率

彦根市の年齢階級別の女性の労働力率^{※3}は、M字型カーブを描いており、30～34歳でM字の底となっています。20から39歳の間で全国の値よりも低く、子育て支援や就労との両立支援が求められます。

図表 女性の年齢階級別労働力率～滋賀県・全国との比較～（2015年）



資料：総務省統計局「国勢調査」

※3 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口^{※4}の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。

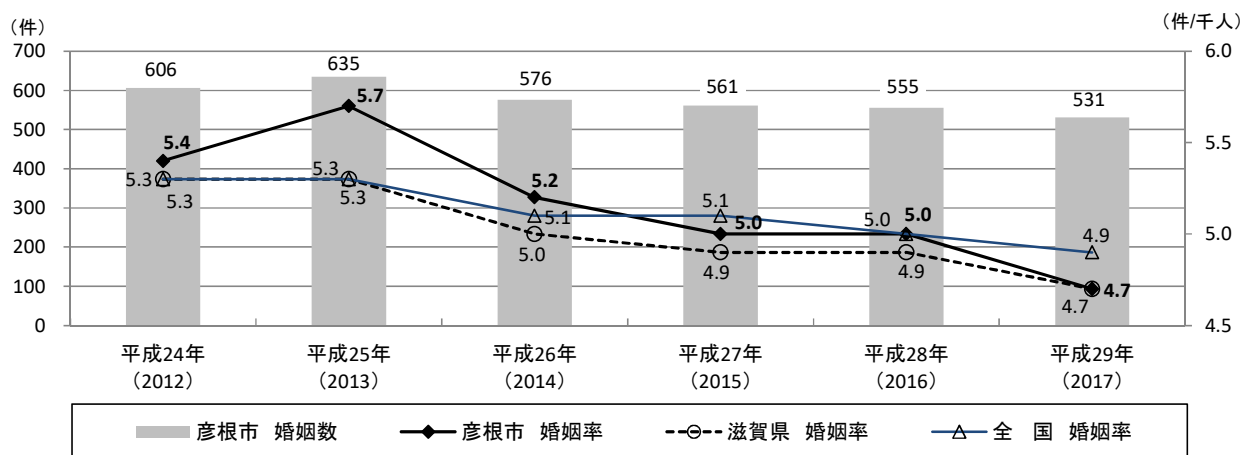
※4 労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

第4節 婚姻の状況

1. 結婚の状況

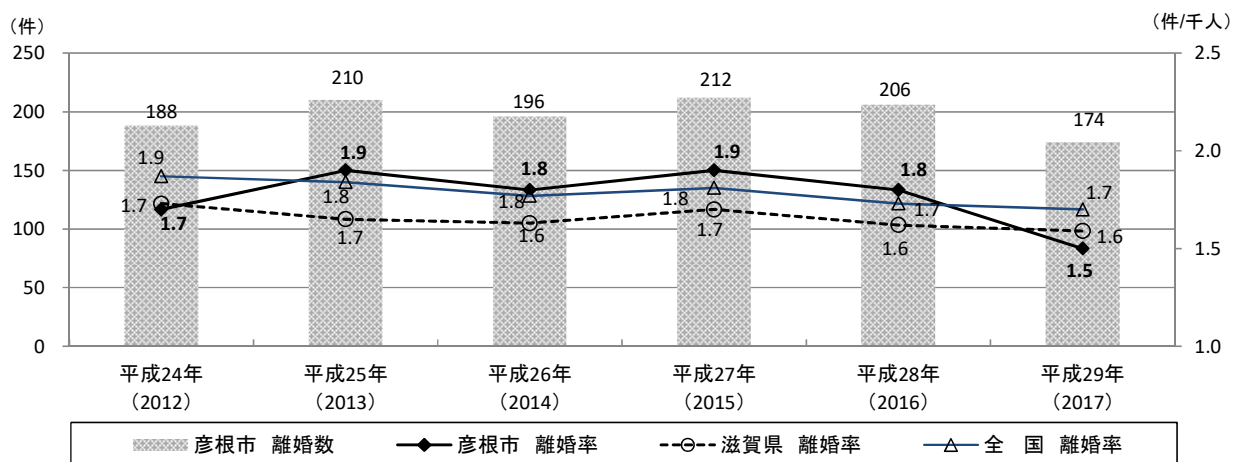
彦根市の婚姻数は500から600件台で推移しており、婚姻率は県よりも若干高い値で推移してきましたが、平成29年に同水準になっています。離婚数は200件前後で推移しており、平成29年の離婚率は国や県の値を下回っています。

図表 婚姻数・婚姻率の推移



資料：人口動態統計

図表 離婚数・離婚率の推移



資料：人口動態統計

第5節 保育・幼児教育等の状況

1. 保育所等利用率

図表 彦根市内保育所等 利用児童数一覧

(単位：人)

<①保育所>	定員 (A)	利用児童数							利用率 (B/A)	定員 との差 (B-A)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
市立西保育園	110	1	16	14	24	23	24	102	92.7%	△8
市立東保育園	120	6	12	18	28	25	28	117	97.5%	△3
市立ふたば保育園	150	4	13	21	28	29	34	129	86.0%	△21
公立 計	380	11	41	53	80	77	86	348	91.6%	△32
城南保育園	220	12	22	36	28	53	54	205	93.2%	△15
日夏保育園	90	0	10	12	15	21	24	82	91.1%	△8
花田保育園	60	4	4	10	13	11	11	53	88.3%	△7
多景保育園	60	1	10	7	14	19	22	73	121.7%	13
旭森保育園	150	5	13	17	35	41	37	148	98.7%	△2
鳥居本保育園	80	3	6	11	12	18	16	66	82.5%	△14
東山保育園	50	2	5	8	11	12	11	49	98.0%	△1
亀山保育園	60	1	9	11	12	14	17	64	106.7%	4
しあわせ保育園	90	11	15	15	20	16	29	106	117.8%	16
稲枝ふたば保育園	90	3	10	15	23	14	22	87	96.7%	△3
ことぶき保育園	70	5	5	16	16	15	21	78	111.4%	8
みづほ保育園	120	4	17	19	27	28	23	118	98.3%	△2
ノゾミ保育園	90	1	11	14	18	24	22	90	100.0%	0
めぐみ保育園	90	6	15	18	23	25	23	110	122.2%	20
るんぴにー保育園	90	7	15	17	22	17	23	101	112.2%	11
彦根乳児保育所	85	8	20	23	23	—	—	74	87.1%	△11
どんぐり保育園	90	5	15	16	17	20	18	91	101.1%	1
森の子保育園	90	6	16	22	24	21	22	111	123.3%	21
旭森乳児保育園	45	4	13	14	9	—	—	40 38	88.9%	△5
レイモンド大藪保育園	90	4	11	19	18	23	22	97	107.8%	7
ほいくえんももの家だいち	85	5	15	18	21	21	18	98	115.3%	13
こだまそよかぜ保育園	90	6	15	17	21	25	18	102	113.3%	12
どんぐりけんだいまえ保育園	46	5	9	9	11	10	10	54	117.4%	8
ひこねさくら保育園	90	0	5	17	17	17	10	66	73.3%	△24
民間 計	2,121	108	286	381	450	465	473	2,163	102.0%	42
合 計	2,501	119	327	434	530	542	559	2,511	100.4%	10

資料：彦根市資料《平成31年（2019年）4月1日現在》

(単位：人)

＜②認定こども園＞ ※2・3号(保育)認定	定員 (A)	利用児童数							利用率 (B/A)	定員 との差 (B-A)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
市立平田こども園	60	3	9	9	14	17	17	69	115.0%	9
聖ヨゼフ幼稚園	35	—	—	7	6	8	9	30	85.7%	△5
合 計	95	3	9	16	20	25	26	99	104.2%	4

＜③小規模保育事業所＞	定員 (A)	利用児童数							利用率 (B/A)	定員 との差 (B-A)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
彦根かんがるー保育園	19	4	8	10	—	—	—	22	115.8%	3
ほほえみ園	19	1	5	11	—	—	—	17	89.5%	△2
パレット	11	0 4	2 4	0 40	—	—	—	2 45	18.2 136.4%	△9 -4
にこにこおひさま園	19	1	4	10	—	—	—	15	78.9%	△4
合 計	68	6 7	19 21	31 41	—	—	—	56 69	82.4 101.5%	△12 △1

※このほか、「つぼみ保育園」が令和元年5月に開設

＜④事業所内保育事業所＞	定員 (A)	利用児童数							利用率 (B/A)	定員 との差 (B-A)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
かるがも保育所	35	1	8	9	—	—	—	18	51.4%	△17



(単位：人)

	定員 (A)	利用児童数							利用率 (B/A)	定員 との差 (B-A)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(B)		
保育所等全体(①～④合計)	2,699	129 130	363 365	490 500	550	567	585	2,684 2,697	99.4 99.9%	△15 △2

資料：彦根市資料《平成31年（2019年）4月1日現在》

2. 幼稚園・保育所等利用状況

彦根市の幼稚園・保育所等の利用状況を年齢別でみると、平成26年（2014年）との比較では、幼稚園で4・5歳児の利用率が4.4ポイント低くなっています。一方、保育所等ではすべての年齢層において利用率が高くなっています。

図表 幼稚園・保育所等 年齢別利用児童数

（単位：人）

	①平成26年(2014年)								
	児童数	幼稚園		保育所等		合計		その他	
		利用児童数	利用率	利用児童数	利用率	利用児童数	利用率	児童数	割合
0～2歳児	3,282	0	0.0%	810	24.7%	810	24.7%	2,472	75.3%
3歳児	1,063	397	37.3%	525	49.4%	922	86.7%	141	13.3%
4・5歳児	2,189	1,003	45.8%	1,168	53.4%	2,171	99.2%	18	0.8%
合 計	6,534	1,400	—	2,503	—	3,903	59.7%	2,631	40.3%

	②平成31年(2019年)								
	児童数	幼稚園		保育所等		合計		その他	
		利用児童数	利用率	利用児童数	利用率	利用児童数	利用率	児童数	割合
0～2歳児	2,866	0	0.0%	995	34.7%	995	33.7%	1,871	65.3%
3歳児	988	372	37.7%	550	55.7%	922	93.3%	66	6.7%
4・5歳児	2,033	843	41.5%	1,152	56.7%	1,995	98.1%	38	1.9%
合 計	5,887	1,215	—	2,669	—	3,959	66.0%	1,975	33.5%

	比較増減(②－①)								
	児童数	幼稚園		保育所等		合計		その他	
		利用児童数	利用率	利用児童数	利用率	利用児童数	利用率	児童数	割合
0～2歳児	△416	0	0.0%	185	10.0%	185	10.0%	△601	△10.0%
3歳児	△75	△25	0.3%	25	6.3%	0	6.6%	△75	△6.6%
4・5歳児	△156	△160	△4.4%	△16	3.3%	△176	△1.0%	20	1.0%
合 計	△647	△185	—	194	—	9	6.7%	△656	△6.7%

※利用率については、端数処理を行った都合上、平成26年から平成31年を減算した値と比較増減の数値は一致しない場合があります。

資料：彦根市資料《各年4月1日現在》

図表 彦根市内幼稚園 年齢別利用児童数一覧

(単位：人)

	区分	平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		平成 31 年度 (2019 年度)	
		クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数
彦根幼稚園	3歳児	2 クラス	36	1 クラス	25	2 クラス	40	2 クラス	35	2 クラス	38	2 クラス	29
	4歳児	1 クラス	30	1 クラス	19	1 クラス	24	1 クラス	28	1 クラス	32	2 クラス	36
	5歳児	1 クラス	16	1 クラス	26	2 クラス	32	1 クラス	22	1 クラス	26	1 クラス	35
池州分園	3歳児	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4歳児	1 クラス	18	1 クラス	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	5歳児	1 クラス	18	1 クラス	18	—	—	—	—	—	—	—	—
高宮幼稚園	3歳児	1 クラス	20	1 クラス	25	1 クラス	26	1 クラス	25	1 クラス	25	1 クラス	25
	4歳児	2 クラス	40	2 クラス	42	2 クラス	39	2 クラス	43	1 クラス	28	1 クラス	34
	5歳児	2 クラス	50	2 クラス	41	2 クラス	43	2 クラス	40	2 クラス	43	1 クラス	31
平田幼稚園	3歳児	2 クラス	40	2 クラス	36	2 クラス	50	—	—	—	—	—	—
	4歳児	2 クラス	43	2 クラス	44	2 クラス	43	—	—	—	—	—	—
	5歳児	2 クラス	52	2 クラス	47	2 クラス	41	—	—	—	—	—	—
稲枝東幼稚園	3歳児	1 クラス	20	1 クラス	19	1 クラス	25	1 クラス	13	1 クラス	25	1 クラス	19
	4歳児	1 クラス	25	1 クラス	21	1 クラス	19	1 クラス	24	1 クラス	14	1 クラス	18
	5歳児	1 クラス	19	1 クラス	25	1 クラス	21	1 クラス	18	1 クラス	19	1 クラス	15
旭森幼稚園	3歳児	2 クラス	41	2 クラス	47	2 クラス	49	2 クラス	38	2 クラス	47	2 クラス	44
	4歳児	2 クラス	55	2 クラス	58	2 クラス	47	2 クラス	54	2 クラス	42	2 クラス	50
	5歳児	2 クラス	48	2 クラス	58	2 クラス	57	2 クラス	48	2 クラス	54	2 クラス	45
城北幼稚園	3歳児	1 クラス	17	1 クラス	25	1 クラス	24	1 クラス	23	1 クラス	25	1 クラス	22
	4歳児	1 クラス	32	1 クラス	20	1 クラス	24	1 クラス	27	1 クラス	20	1 クラス	22
	5歳児	1 クラス	20	1 クラス	30	1 クラス	19	1 クラス	26	1 クラス	24	1 クラス	20
金城幼稚園	3歳児	2 クラス	39	2 クラス	38	2 クラス	42	2 クラス	34	2 クラス	48	2 クラス	49
	4歳児	2 クラス	44	2 クラス	43	2 クラス	39	2 クラス	50	1 クラス	33	2 クラス	51
	5歳児	2 クラス	51	2 クラス	42	2 クラス	42	2 クラス	37	2 クラス	51	1 クラス	34
佐和山幼稚園	3歳児	1 クラス	20	1 クラス	25	1 クラス	25	1 クラス	25	1 クラス	25	1 クラス	25
	4歳児	1 クラス	35	2 クラス	39	2 クラス	47	1 クラス	32	1 クラス	35	1 クラス	32
	5歳児	2 クラス	37	1 クラス	34	2 クラス	39	2 クラス	36	1 クラス	33	1 クラス	35
城陽幼稚園	3歳児	1 クラス	20	1 クラス	19	1 クラス	25	1 クラス	17	1 クラス	25	1 クラス	24
	4歳児	1 クラス	26	2 クラス	40	1 クラス	22	2 クラス	42	1 クラス	18	1 クラス	31
	5歳児	2 クラス	39	1 クラス	26	2 クラス	39	1 クラス	21	2 クラス	44	1 クラス	22
平田こども園 (1号認定)	3歳児	—	—	—	—	—	—	2 クラス	40	2 クラス	35	2 クラス	36
	4歳児	—	—	—	—	—	—	2 クラス	49	2 クラス	45	2 クラス	42
	5歳児	—	—	—	—	—	—	2 クラス	39	2 クラス	44	2 クラス	41
市立 計	3歳児	13 クラス	253	12 クラス	259	13 クラス	306	13 クラス	250	13 クラス	293	13 クラス	273
	4歳児	14 クラス	348	16 クラス	336	14 クラス	304	14 クラス	349	11 クラス	267	13 クラス	316
	5歳児	16 クラス	350	14 クラス	347	16 クラス	333	14 クラス	287	14 クラス	338	11 クラス	278
	計	43 クラス	951	42 クラス	942	43 クラス	943	41 クラス	886	38 クラス	898	37 クラス	867
聖ヨゼフ幼稚園 (1号認定)	3歳児		46		37		39		38		36		32
	4歳児	4 クラス	42	4 クラス	40	4 クラス	38	4 クラス	39	4 クラス	35	4 クラス	37
	5歳児		46		37		38		32		39		34
みどり幼稚園	3歳児	3 クラス	97	3 クラス	96	3 クラス	105	3 クラス	104	3 クラス	75	2 クラス	67
	4歳児	3 クラス	93	3 クラス	94	3 クラス	97	3 クラス	103	3 クラス	105	2 クラス	72
	5歳児	3 クラス	101	3 クラス	91	3 クラス	93	3 クラス	97	3 クラス	102	3 クラス	106
私立 計	3歳児	—	143	—	133	—	144	—	142	—	111	—	99
	4歳児	—	135	—	134	—	135	—	142	—	140	—	109
	5歳児	—	147	—	128	—	131	—	129	—	141	—	140
	計	13 クラス	425	13 クラス	395	13 クラス	410	13 クラス	413	13 クラス	392	11 クラス	348
市内 計	3歳児	—	396	—	392	—	450	—	392	—	404	—	372
	4歳児	—	483	—	470	—	460	—	491	—	407	—	425
	5歳児	—	497	—	475	—	443	—	416	—	479	—	418
	計	56 クラス	1,376	55 クラス	1,337	56 クラス	1,353	54 クラス	1,299	51 クラス	1,290	48 クラス	1,215

資料：彦根市資料《各年5月1日現在》

図表 彦根市内保育所等 年齢別利用児童数一覧

(単位：人)

	区分	平成 26 年度 (2014 年度)		平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年)		平成 29 年度 (2017 年)		平成 30 年度 (2018 年)		平成 31 年度 (2019 年)	
		施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
保育所	0歳児		106		91		91		104		115		119
	1歳児		293		305		315		322		344		327
	2歳児		432		405		395		398		415		434
	3歳児		574		552		555		548		520		530
	4歳児		556		623		575		566		550		542
	5歳児		582		557		634		580		575		559
	計	25 か所	2,543	25 か所	2,533	25 か所	2,565	26 か所	2,518	27 か所	2,519	27 か所	2,511
	1園あたり		101.7		101.3		102.6		96.8		93.3		93.0
認定こども園 (2・3号(保育) 認定)	0歳児		—		—		0		3		4		3
	1歳児		—		—		0		10		9		9
	2歳児		—		—		7		21		20		16
	3歳児		—		—		4		17		22		20
	4歳児		—		—		4		12		24		25
	5歳児		—		—		1		16		15		26
	計	—	—	—	—	1 か所	16	2 か所	79	2 か所	94	2 か所	99
	1園あたり		—		—		16.0		39.5		47.0		49.5
小規模 保育事業所	0歳児		—		—		2		5		6		6
	1歳児		—		—		4		15		19		19
	2歳児		—		—		9		7		17		31
	計	—	—	—	—	1 か所	15	3 か所	27	3 か所	42	4 か所	56
	1園あたり		—		—		15.0		9.0		14.0		14.0
事業所内 保育事業所	0歳児		—		—		—		—		1		1
	1歳児		—		—		—		—		8		8 40
	2歳児		—		—		—		—		5		9 44
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	1 か所	14	1 か所	18—22
	1園あたり		—		—		—		—		14.0		18.0 44.0
保育所等全体 (合計)	0歳児		106		91		93		112		126		129 130
	1歳児		293		305		319		347		380		363 373
	2歳児		432		405		411		426		457		490 504
	3歳児		574		552		559		565		542		550
	4歳児		556		623		579		578		574		567
	5歳児		582		557		635		596		590		585
	計	25 か所	2,543	25 か所	2,533	27 か所	2,596	31 か所	2,624	33 か所	2,669	34 か所	2,684 2,706
	1園あたり		101.7 94.2		101.3 93.8		96.1 89.5		84.6 79.5		80.9 86.1		78.9 75.2

資料：彦根市資料《各年 5 月 1 日現在》

3. 保育士数、保育所等の施設数の状況

保育所・認定こども園・地域型保育事業所における保育士については、平成 31 年（2019 年）4 月で常勤 409 人、非常勤 300 人、合計 709 人となっています。平成 26 年度（2014 年度）の合計と比較すると、140 人増加しています。

保育所等の施設数については、平成 31 年（2019 年）4 月で保育所が 27 か所、認定こども園が 2 か所、小規模保育事業所が 4 か所、事業所内保育事業所が 1 か所の合計 34 か所となっています。

また、各園に行ったアンケート結果では、不足する保育士数は、平成 31 年（2019 年）4 月で、常勤 41 人、非常勤 11 人、合計 52 人となっています。

図表 保育所等における保育士数の推移

（単位：か所、人）

		平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
保育所・こども園 施設数		25	25	27	31	33	34
保育士数	常勤	345	348	359	387	421	409
	非常勤	224	229	248	280	297	300
	合計	569	577	607	667	718	709

資料：彦根市資料（各年 4 月 1 日現在）

図表 保育所等の施設数の推移

（単位：か所）

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
保育所	25	25	25	26	27	27
認定こども園	0	0	1	2	2	2
小規模事業所	0	0	1	3	3	4
事業所内保育事業所	0	0	0	0	1	1
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0	2

資料：彦根市資料（各年 4 月 1 日現在）

図表 保育士の状況

（単位：か所、人）

施設数			不足する数		
不足している園	不足していない園	合計	常勤	非常勤	合計
18	16	34	41	11	52

資料：彦根市資料（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

4. 待機児童数

彦根市の待機児童については、保育所は4月より10月の待機児童数が多い状況となっています。合計（10月1日）でみると、平成28年（2016年）の154人をピークに、平成29年（2017年）では70人と大きく減少していますが、以降は増加傾向に転じています。

年齢別にみると、平成31年（2019年）について、4月では2歳児が16人みられますが、10月では0歳児が70人、1歳児が54人と、平成25年（2013年）以降、それぞれ最も多くなっています。

図表 待機児童数の推移

（単位：人）

	平成25年 (2013年)		平成26年 (2014年)		平成27年 (2015年)		平成28年 (2016年)		平成29年 (2017年)		平成30年 (2018年)		平成31年 (2019年)	
	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1
0歳児	0	38	0	28	0	36	0	52	7	33	0	32	0	70
1歳児	13	45	21	30	23	48	26	47	3	14	29	49	9	54
2歳児	27	43	15	21	23	39	26	36	9	20	0	21	16	0
3歳児	6	14	7	15	4	13	10	16	0	2	0	7	0	0
4歳以上児	0	0	0	0	1	5	1	3	1	1	0	0	0	0
合 計	46	140	43	94	51	141	63	154	20	70	29	109	25	124

資料：彦根市資料

5. 保育所利用申込児童数〔2号・3号認定〕

彦根市の保育所利用申込児童数については、平成31年（2019年）4月で、0歳児146人、1歳児427人、2歳児537人、3歳児589人、4歳児579人、5歳児587人となっており、平成28年度（2016年度）と比較すると、0～2歳児で増加傾向にあるのに対し、3～5歳児では横ばい、または減少傾向にあります。

図表 保育所利用申込児童数〔2号・3号認定〕の推移

（単位：人）

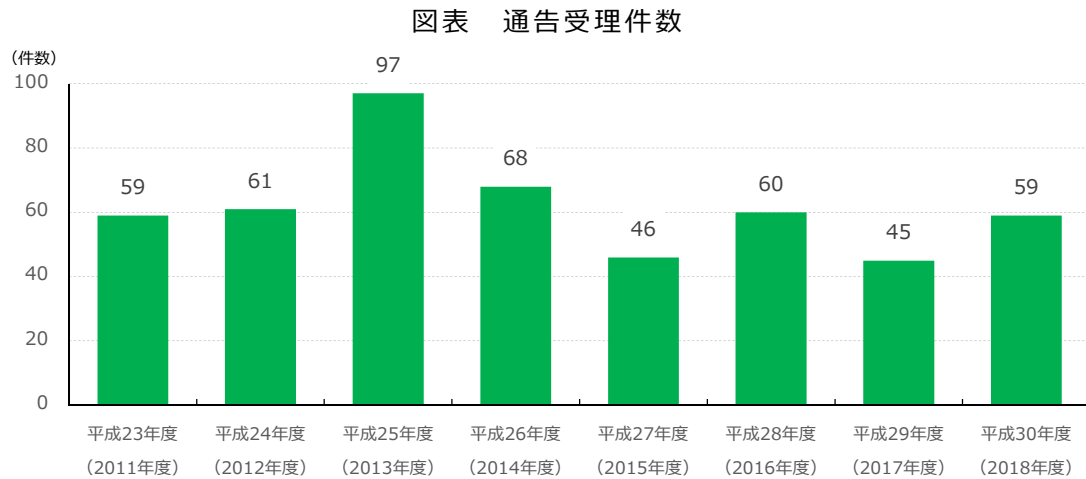
	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
0歳児	104	132	137	146
1歳児	350	361	423	427
2歳児	447	449	481	537
3歳児	595	573	549	589
4歳児	1,244	1,190	580	579
5歳児			597	587
合 計	2,740	2,705	2,767	2,865

資料：彦根市資料（各年度4月1日現在統計 ※住民申込数（広域利用含む））

第6節 児童虐待の状況

1. 通告受理件数

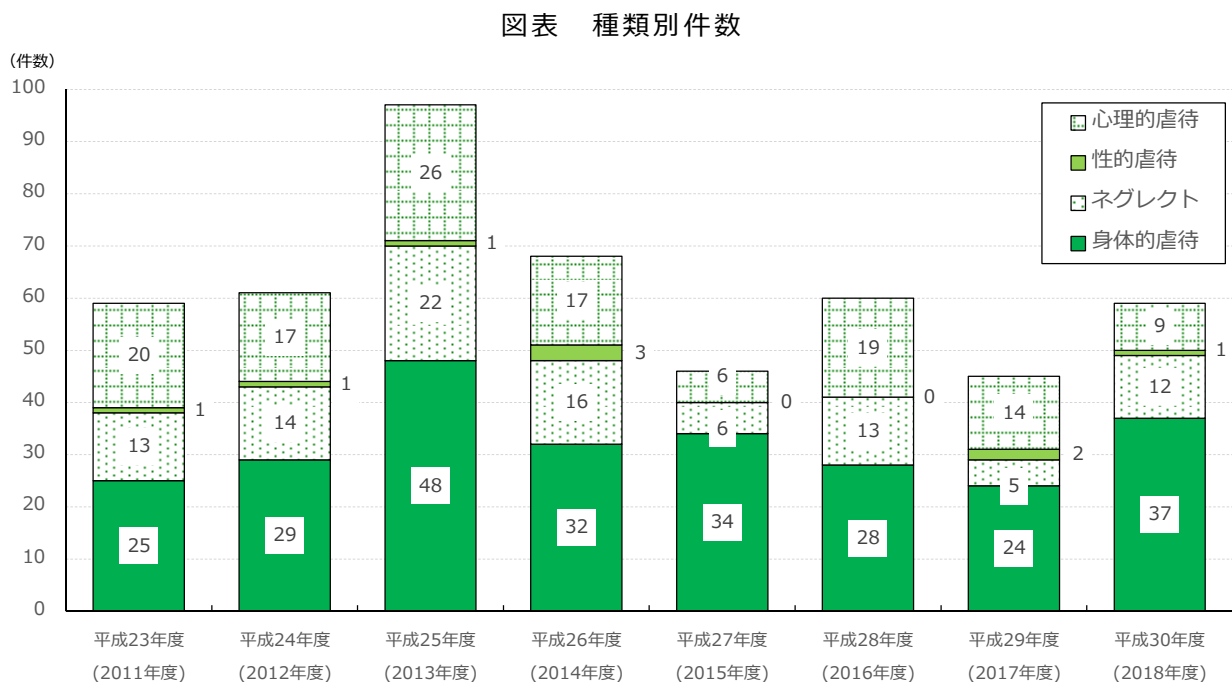
彦根市の児童虐待通告受理件数の推移については、平成25年度（2013年度）で大きく増加したものの、平成26年度（2014年度）以降では増減を繰り返しています。



資料：彦根市資料

2. 種類別件数

彦根市の児童虐待の種類別件数の推移については、性的虐待を除いていずれも平成25年度（2013年度）をピークに増減を繰り返しています。

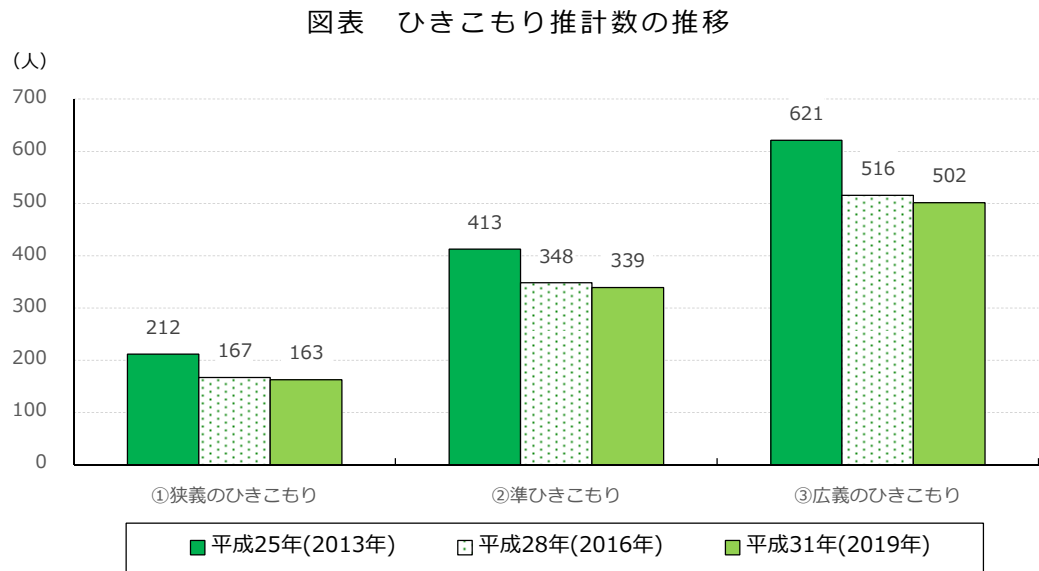


資料：彦根市資料

第7節 ひきこもりの状況

1. 推計数

ひきこもりの推計数について、内閣府が平成 27 年 12 月に実施した「若者の生活に関する調査」に基づき、ひきこもりの推計値を算出したところ、本市におけるひきこもりの推計数の推移を見ると、若年人口が減少していることから、年々減少しています。



※ひきこもりの割合から算出したものであり、端数処理を行った都合上、①と②の計と、③の数値は一致していません。

資料：彦根市資料 （住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日現在）に基づく「ひきこもり推計数」）

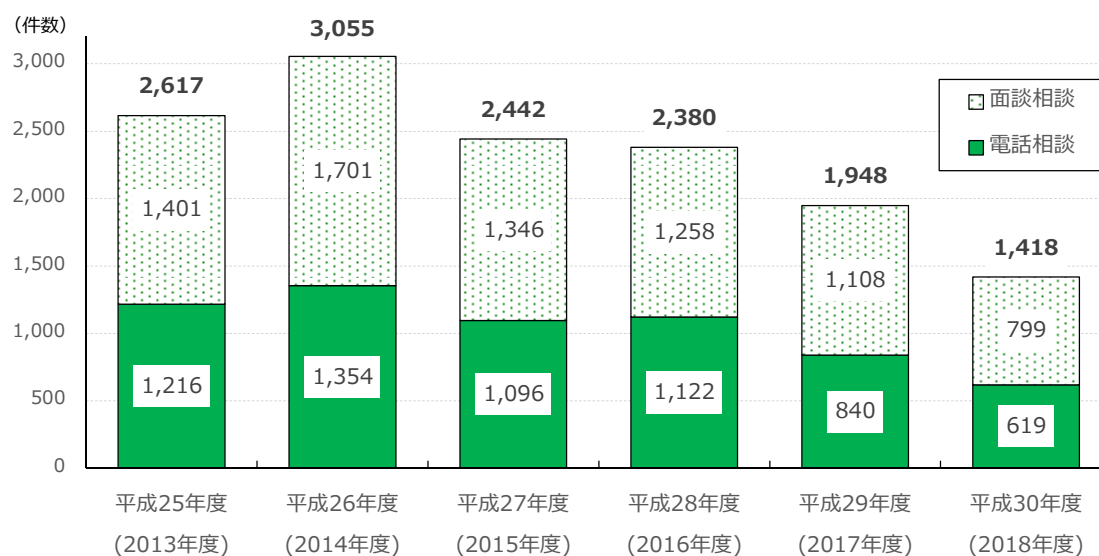
■内閣府「若者の生活に関する調査(平成 27 年 12 月)」結果

①狭義のひきこもり 0.51%	0.35% ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	0.16% 自室からは出るが、家からは出ないまたは 自室からほとんど出ない
②準ひきこもり	1.06% ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
③(狭義+準)広義のひきこもり	1.57% (合計)

2. 相談件数

滋賀県精神保健福祉センターにおける、滋賀県のひきこもり相談件数では、平成 26 年度（2014 年度）をピークに年度ごとに減少傾向にあります。

図表 精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の推移

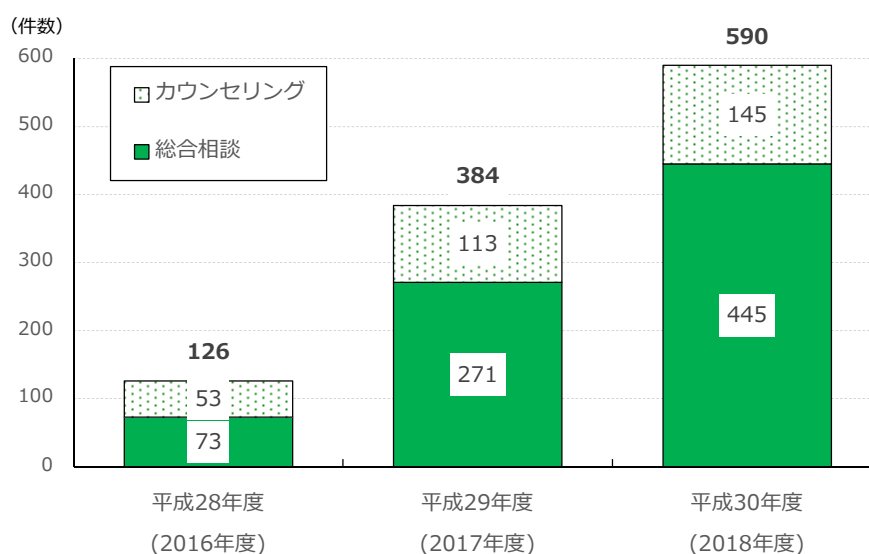


資料：滋賀県精神保健福祉センター所報

3. 彦根市子ども・若者総合相談センターでの相談件数

平成 28 年（2016 年）10 月に開設しました彦根市子ども・若者総合相談センター¹における相談件数は、開設以来増加傾向にあります。

図表 彦根市子ども・若者総合相談センターでの相談件数



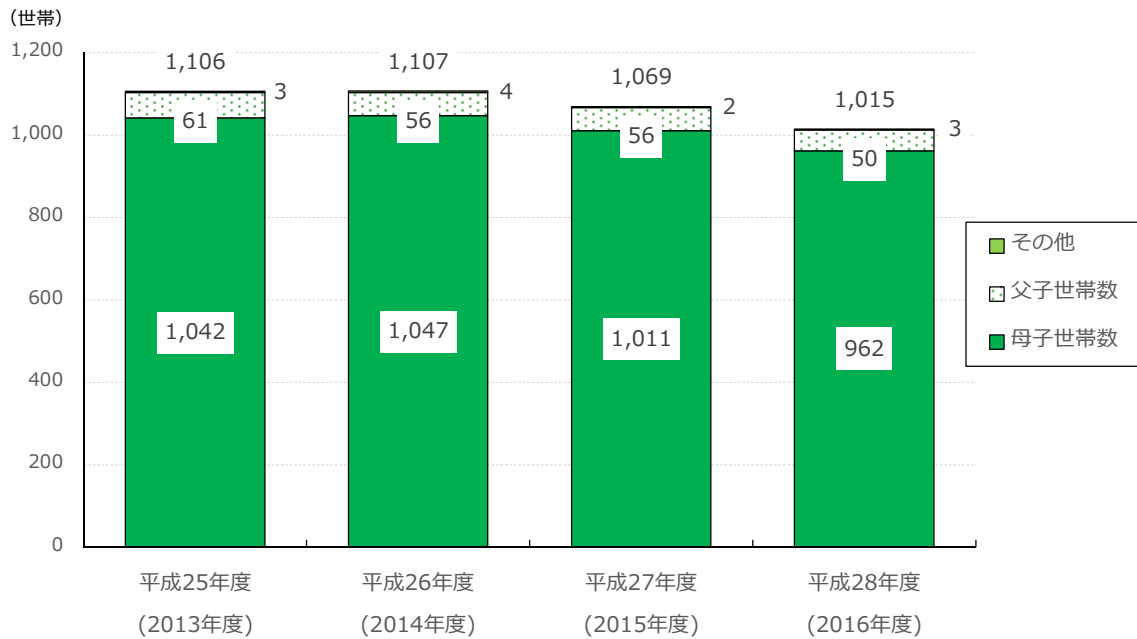
資料：彦根市

¹ 何らかの生きづらさのある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように、サポートあるいはコーディネートするための総合相談窓口

第8節 ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況

彦根市のひとり親世帯²の状況をみると、母子世帯数、父子世帯数ともに概ね減少傾向にあり、平成28年度（2016年度）では母子世帯は962世帯、父子世帯は50世帯となっています。

図表 ひとり親世帯の状況



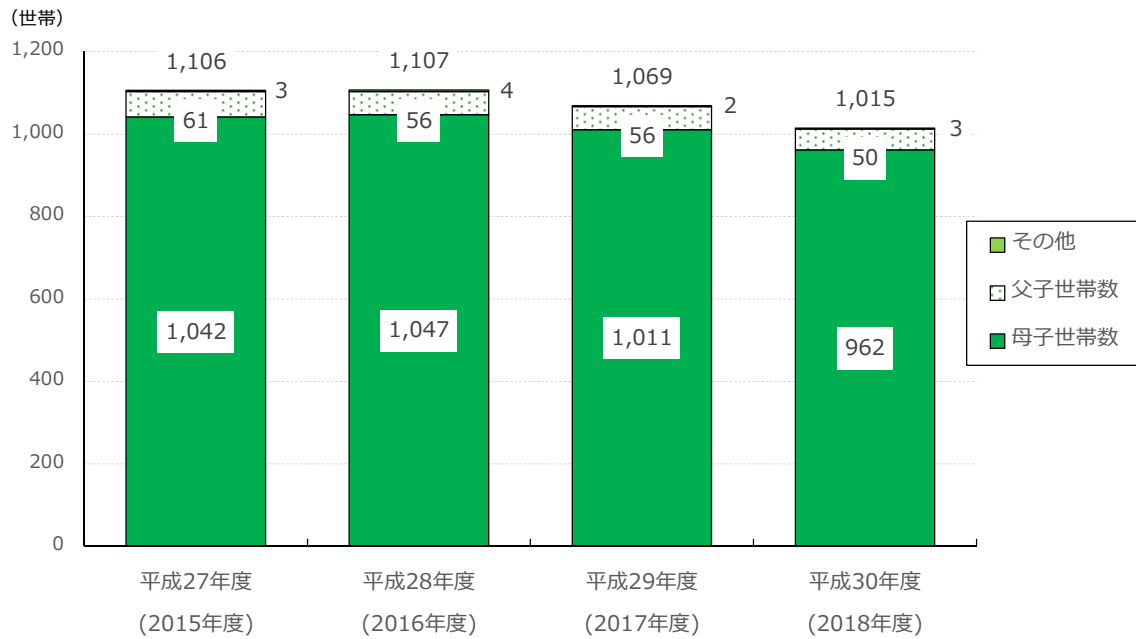
資料：彦根市資料

² 父（または母）のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母（または父）によって養育されている世帯

第8節 ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況

彦根市のひとり親世帯²の状況をみると、母子世帯数、父子世帯数ともに概ね減少傾向にあり、平成30年度（2018年度）では母子世帯は962世帯、父子世帯は50世帯となっています。

図表 ひとり親世帯の状況



資料：彦根市資料

² 父（または母）のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母（または父）によって養育されている世帯

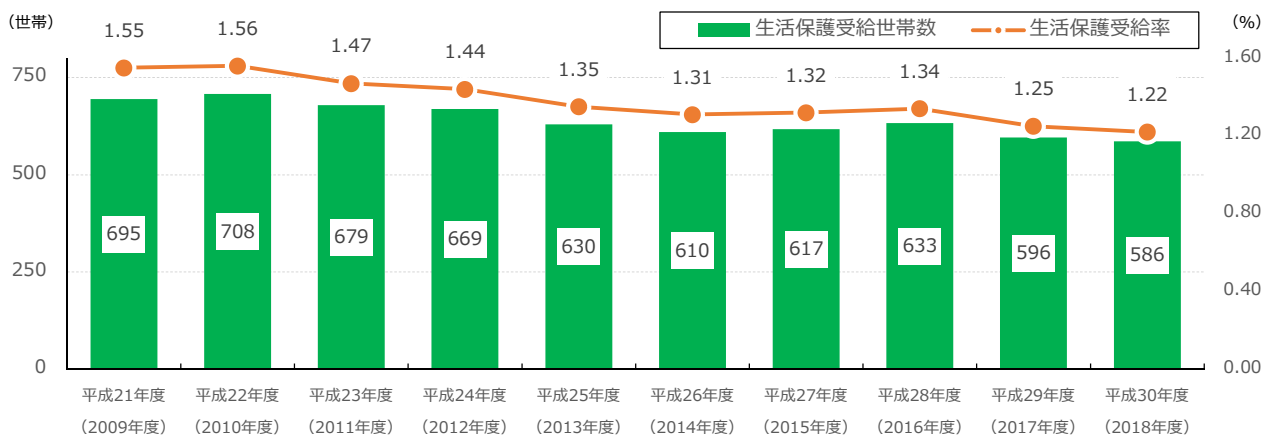
第 9 節 支援・経済状況および保護者の就労状況

1. 生活保護の受給状況

① 生活保護受給世帯数の状況

彦根市の生活保護受給世帯数および生活保護受給率（受給世帯が総世帯数に占める割合）を見ると、受給世帯数、受給率ともに平成 22 年度（2010 年度）をピークに減少傾向にあり、平成 30 年度（2018 年度）では生活保護受給世帯数は 586 世帯、生活保護受給率は 1.22%となっています。

図表 生活保護受給世帯数と生活保護受給率の推移

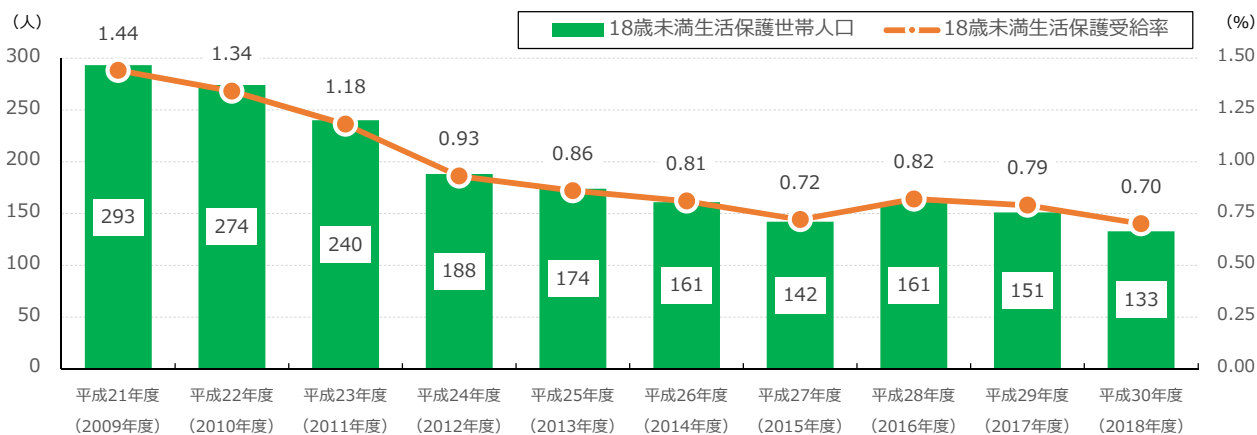


資料：彦根市資料

② 18 歳未満の生活保護受給世帯人口の状況

彦根市の生活保護受給世帯に属する 18 歳未満人口と 18 歳未満生活保護受給率を見ると、人口、受給率ともに平成 21 年度（2009 年度）をピークに減少傾向にあり、平成 30 年度（2018 年度）では 18 歳未満生活保護受給世帯人口は 133 人、生活保護受給率は 0.70%となっています。

図表 18 歳未満の生活保護受給世帯人口と生活保護受給率の推移



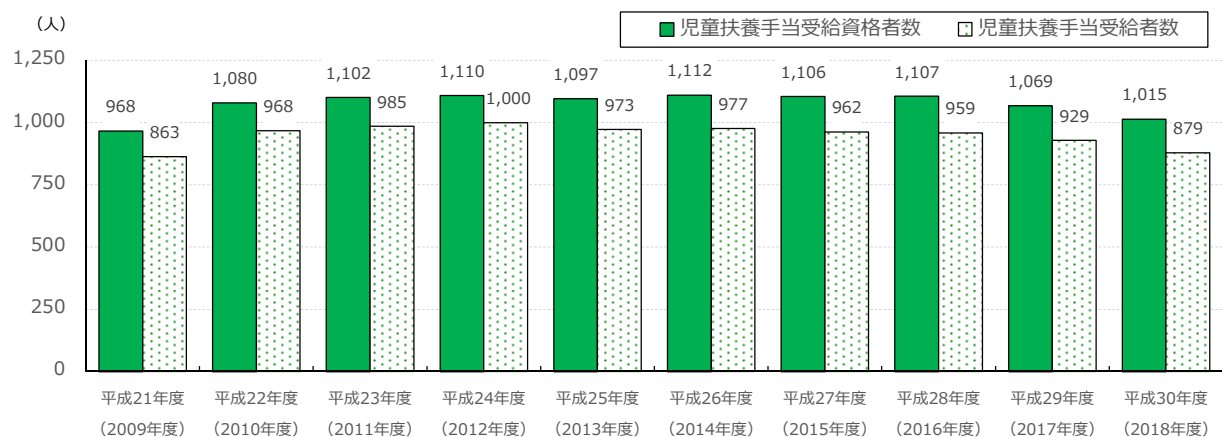
資料：彦根市資料

2. 児童扶養手当受給資格者数および受給者数

彦根市の児童扶養手当受給資格者数を見ると、平成 22 年度（2010 年度）から平成 28 年度（2016 年度）以降は 1,100 人前後で推移していましたが、平成 29 年度（2017 年度）以降は減少傾向にあります。

また、児童扶養手当受給者数を見ると、平成 24 年度（2012 年度）をピークに減少傾向にあり、平成 30 年度（2018 年度）では 879 人となっています。

図表 児童扶養手当 受給資格者数および受給者数の推移



※受給資格者数には、児童扶養手当全部支給額停止を含みます。

資料：彦根市資料

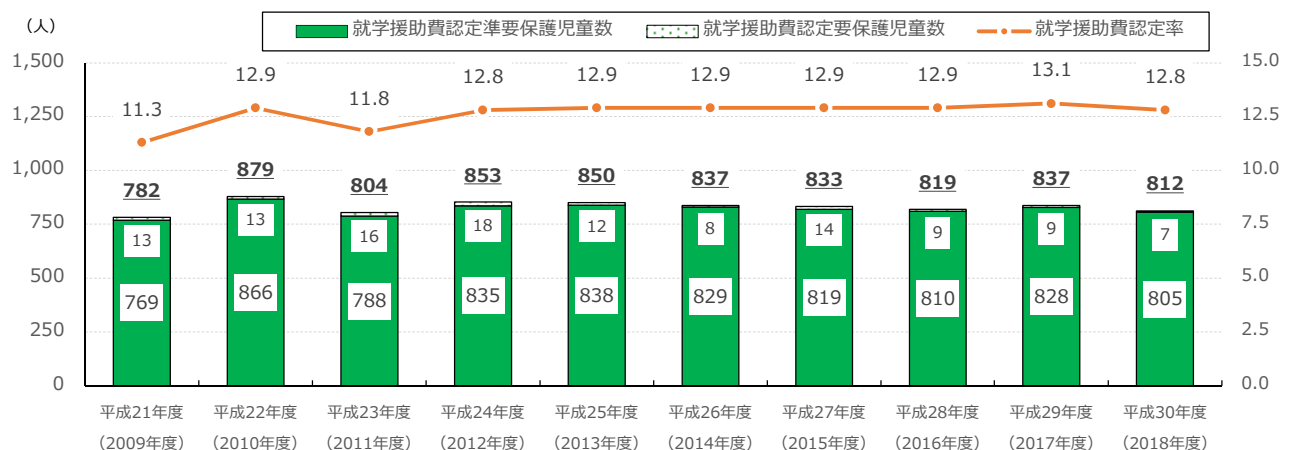
3. 就学援助受給率

彦根市の就学援助費認定者数および就学援助費認定率を見ると、小学校では平成 24 年度（2012 年度）以降の認定率は 13%前後で推移しています。

一方、中学校では、認定者数・認定率ともに平成 27 年度（2015 年度）をピークに緩やかに減少傾向にあります。

図表 就学援助費認定者数および就学援助費認定率の推移

<小学校>

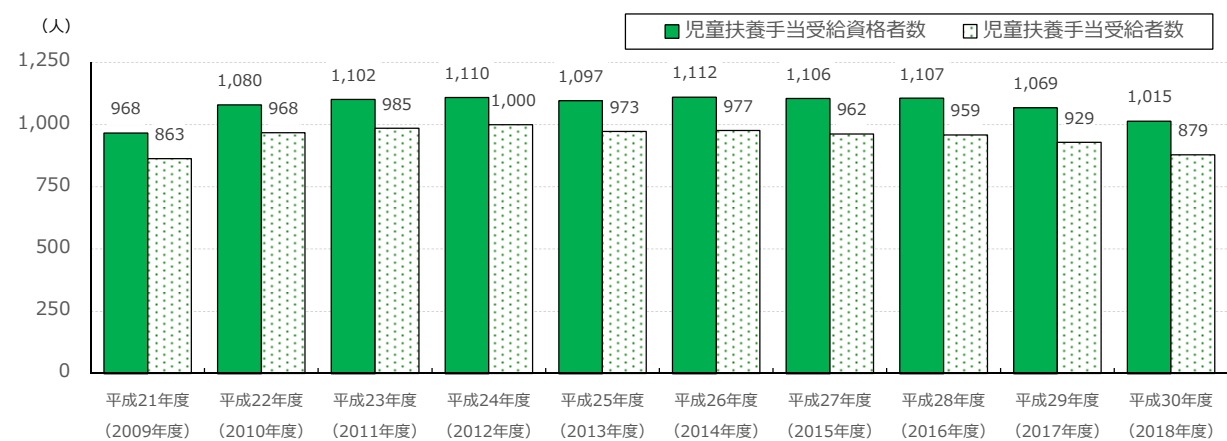


2. 児童扶養手当受給資格者数および受給者数

彦根市の児童扶養手当[※]受給資格者数を見ると、平成 22 年度（2010 年度）から平成 28 年度（2016 年度）以降は 1,100 人前後で推移していましたが、平成 29 年度（2017 年度）以降は減少傾向にあります。

また、児童扶養手当受給者数を見ると、平成 24 年度（2012 年度）をピークに減少傾向にあり、平成 30 年度（2018 年度）では 879 人となっています。

図表 児童扶養手当 受給資格者数および受給者数の推移



※受給資格者数には、児童扶養手当全部支給額停止を含みます。

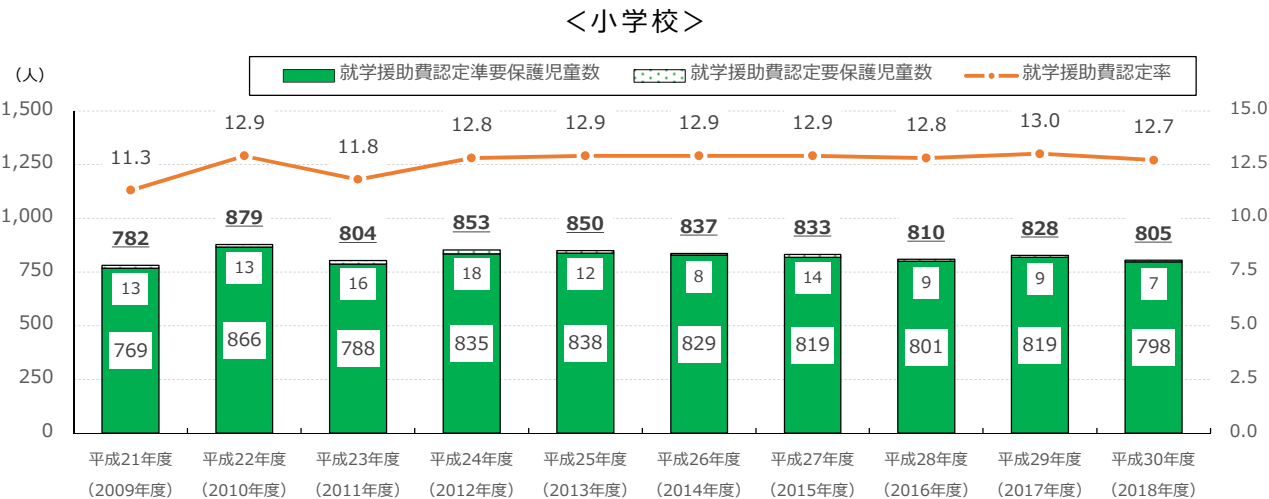
資料：彦根市資料

3. 就学援助受給率

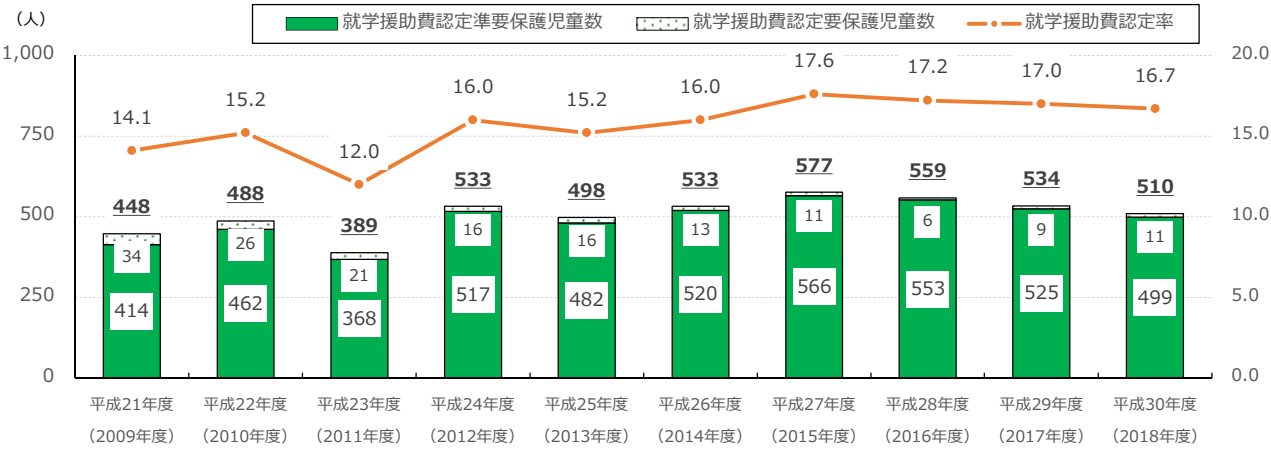
彦根市の就学援助[※]費認定者数および就学援助費認定率を見ると、小学校では平成 24 年度（2012 年度）以降の認定率は 13%前後で推移しています。

一方、中学校では、認定者数・認定率ともに平成 27 年度（2015 年度）をピークに緩やかに減少傾向にあります。

図表 就学援助費認定者数および就学援助費認定率の推移



＜中学校＞

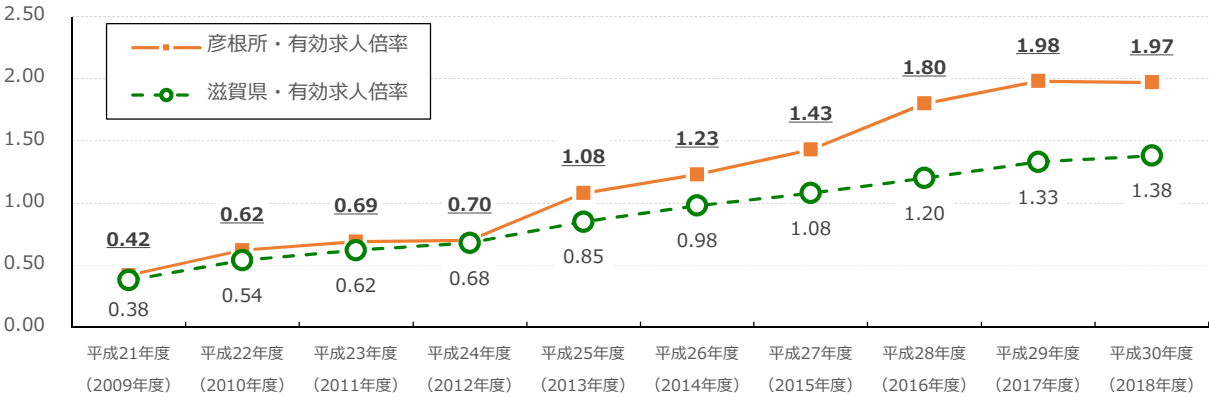


※要保護児童・生徒数は、生活保護受給世帯のうち、修学旅行費もしくは高等学校等入学支度金の認定者数です。
資料：彦根市資料

4. 有効求人倍率

ハローワーク彦根が所管する圏域（以下、「彦根所」という。）における有効求人倍率を見ると、平成 25 年度（2013 年度）以降は 1 倍を上回っており、平成 29 年度（2017 年度）、平成 30 年度（2018 年度）では約 2 倍となっています。また、いずれの年も滋賀県よりも高い値で推移しています。

図表 有効求人倍率の推移



※有効求人倍率は、有効求職者数に対する有効求人数の割合です。
資料：滋賀県労働局統計より抜粋

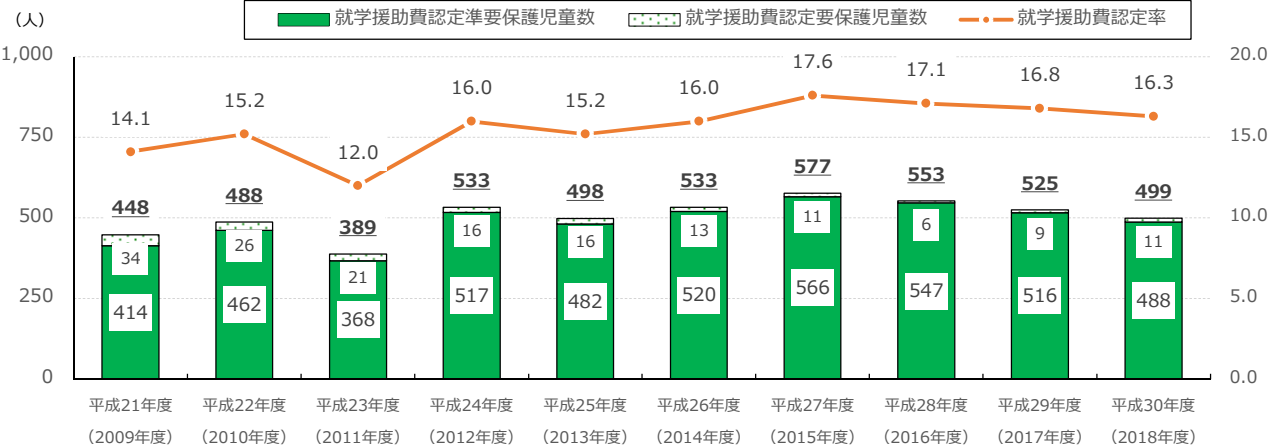
図表 パートタイム職業紹介状況

（単位：月間有効求人数、月間有効求職者数：人）

	平成 27 年(2015 年)9 月		平成 28 年(2016 年)9 月		平成 29 年(2017 年)9 月		平成 30 年(2018 年)9 月	
	彦根所	滋賀県	彦根所	滋賀県	彦根所	滋賀県	彦根所	滋賀県
月間有効求人数	2,445	11,198	2,244	11,096	2,327	11,676	2,536	11,411
月間有効求職者数	1,138	7,972	1,026	7,888	1,002	7,777	963	7,508
有効求人倍率	2.15	1.40	2.19	1.41	2.32	1.50	2.63	1.52

※有効求人倍率は、月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合です。
資料：滋賀県労働局統計より抜粋

＜中学校＞

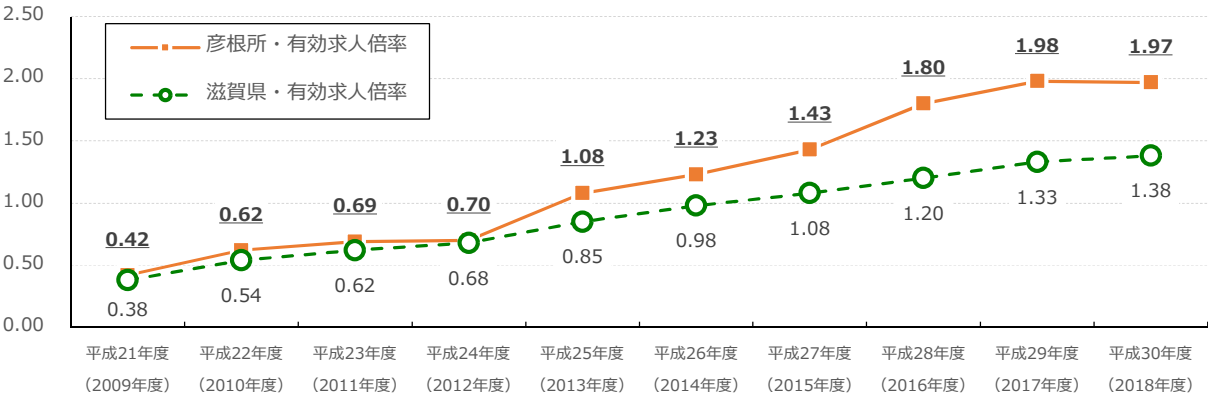


※要保護児童・生徒数は、生活保護受給世帯のうち、修学旅行費もしくは高等学校等入学支度金の認定者数です。
資料：彦根市資料

4. 有効求人倍率

ハローワーク彦根が所管する圏域（以下、「彦根所」という。）における有効求人倍率を見ると、平成25年度（2013年度）以降は1倍を上回っており、平成29年度（2017年度）、平成30年度（2018年度）では約2倍となっています。また、いずれの年も滋賀県よりも高い値で推移しています。

図表 有効求人倍率の推移



※有効求人倍率は、有効求職者数に対する有効求人数の割合です。
資料：滋賀県労働局統計より抜粋

図表 パートタイム職業紹介状況

（単位：月間有効求人数、月間有効求職者数：人）

	平成 27 年(2015 年)9 月		平成 28 年(2016 年)9 月		平成 29 年(2017 年)9 月		平成 30 年(2018 年)9 月	
	彦根所	滋賀県	彦根所	滋賀県	彦根所	滋賀県	彦根所	滋賀県
月間有効求人数	2,445	11,198	2,244	11,096	2,327	11,676	2,536	11,411
月間有効求職者数	1,138	7,972	1,026	7,888	1,002	7,777	963	7,508
有効求人倍率	2.15	1.40	2.19	1.41	2.32	1.50	2.63	1.52

※有効求人倍率は、月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合です。
資料：滋賀県労働局統計より抜粋

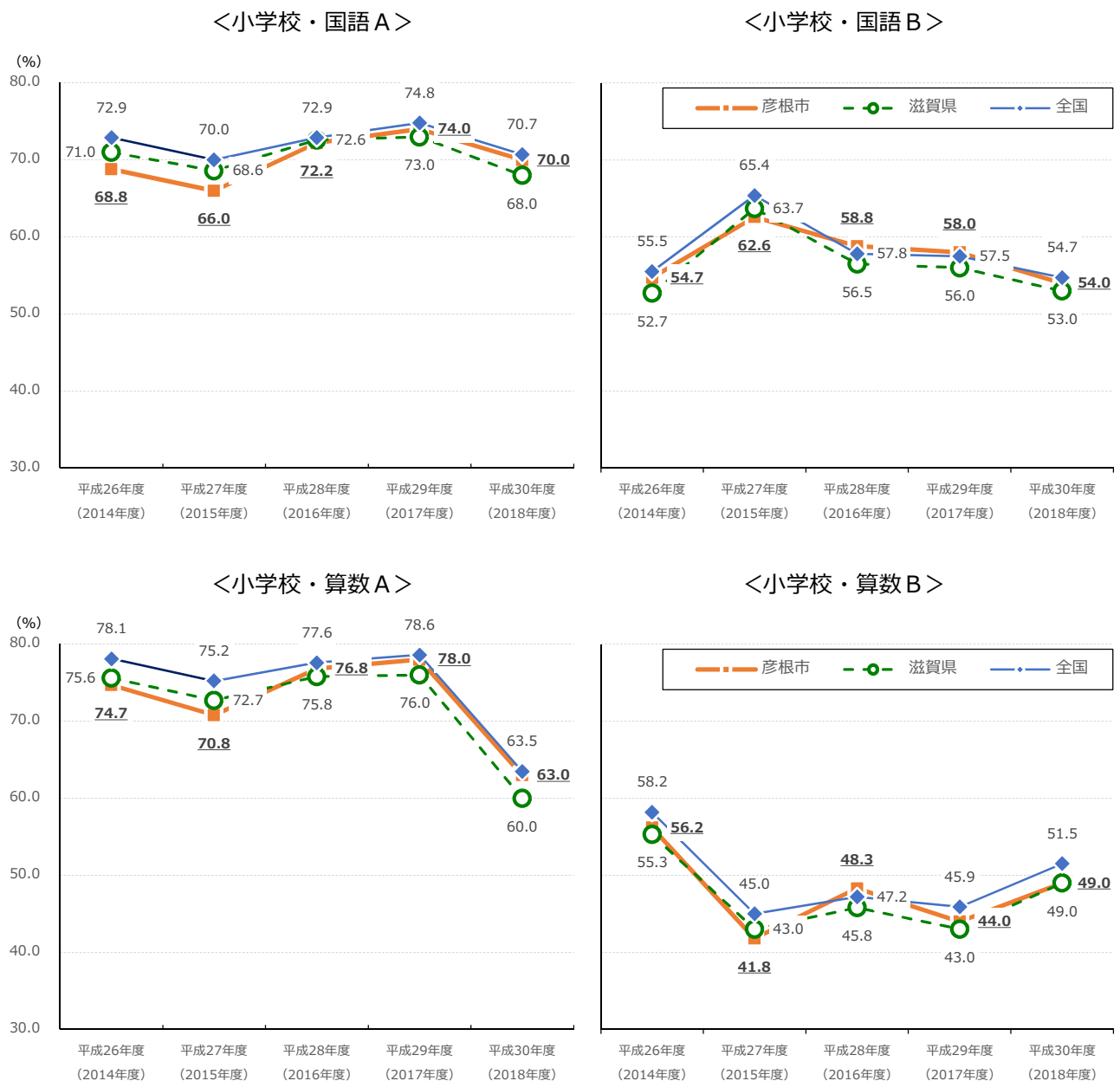
第 10 節 子どもの学習・学校教育の状況

1. 全国学力・学習状況調査での平均正答率

全国学力・学習状況調査での平均正答率を見ると、彦根市の小学校では、平成 28 年度（2016 年度）の国語 B・算数 B および平成 29 年度（2017 年度）の国語 B において、滋賀県や全国 の値を上回っています。

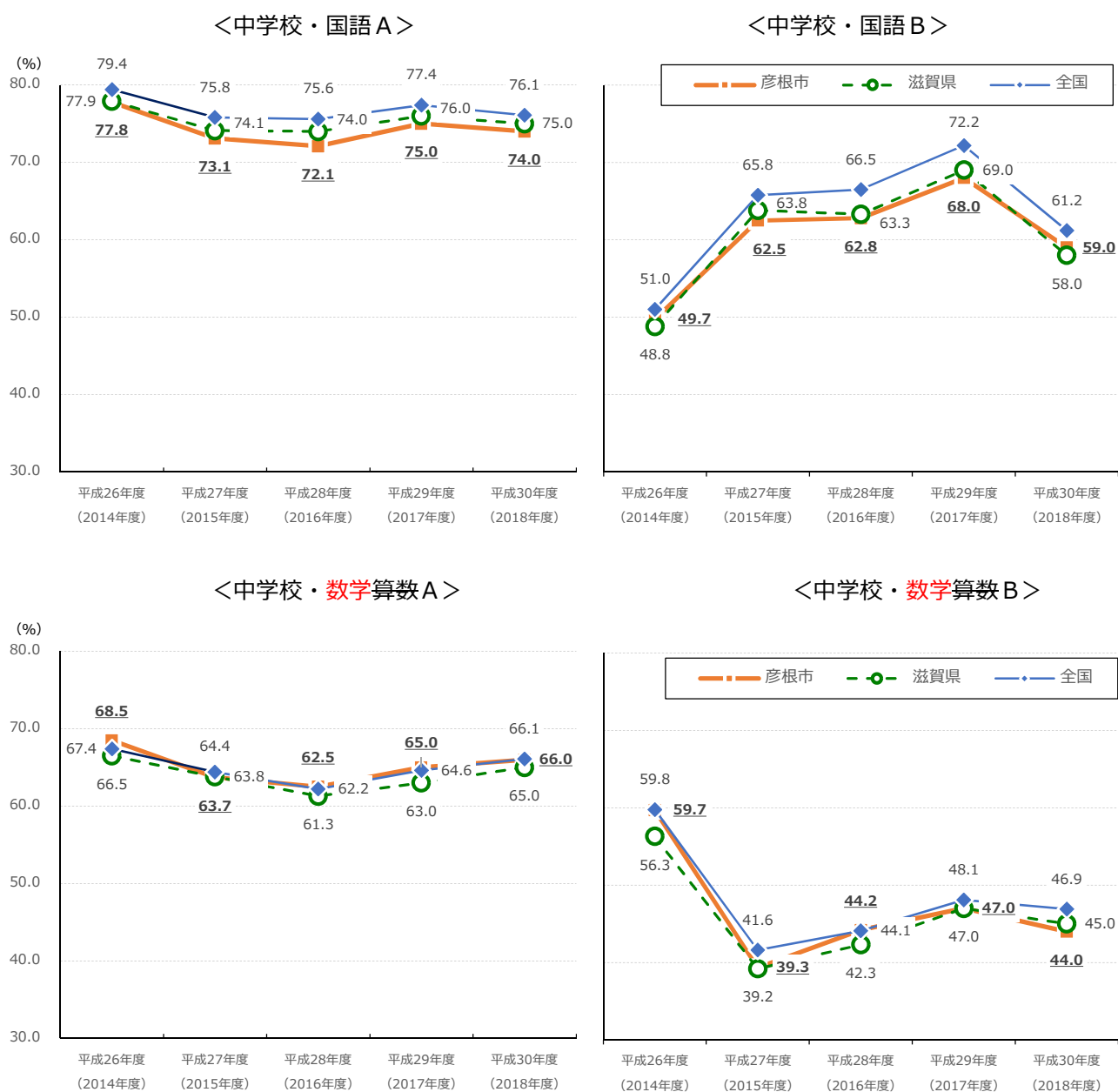
一方、中学校では、国語 A・国語 B の平均正答率について、全国平均の値を下回って推移しており、国語 A においては、滋賀県平均の値も下回っています。

図表 全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移（小学校）



資料：全国学力・学習状況調査

図表 全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移（中学校）

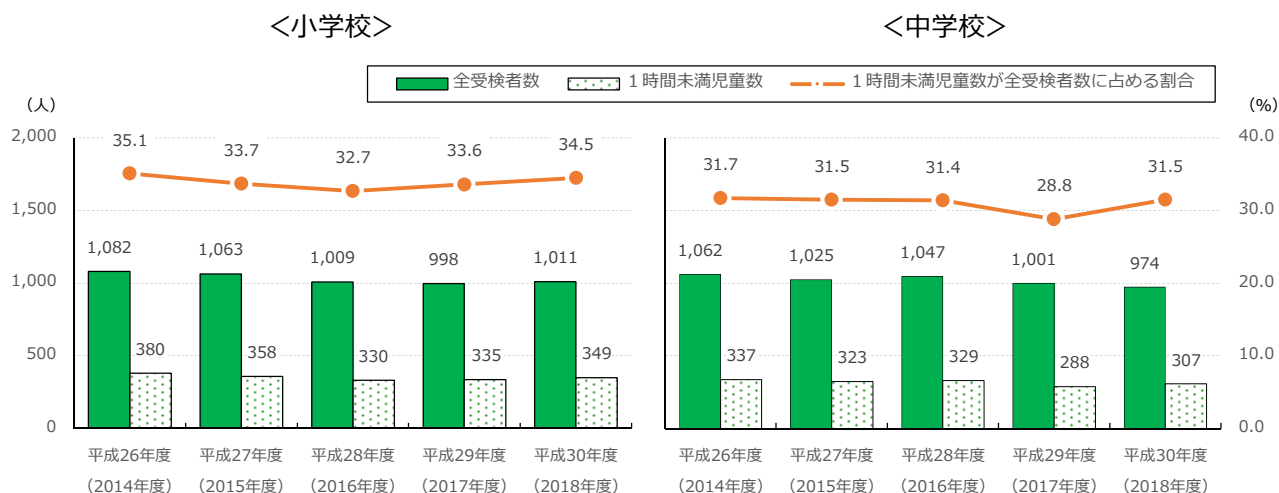


資料：全国学力・学習状況調査

2. 学校外学習時間の状況

全国学力・学習状況調査の受検者のうち、学校外学習時間が1時間未満の児童の割合を見ると、彦根市の小学校では、平成28年度（2016年度）までは減少傾向にありましたが、以降は増加傾向に転じています。一方、中学校では、平成29年度（2017年度）を除いてほぼ横ばいとなっています。

図表 学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合の推移



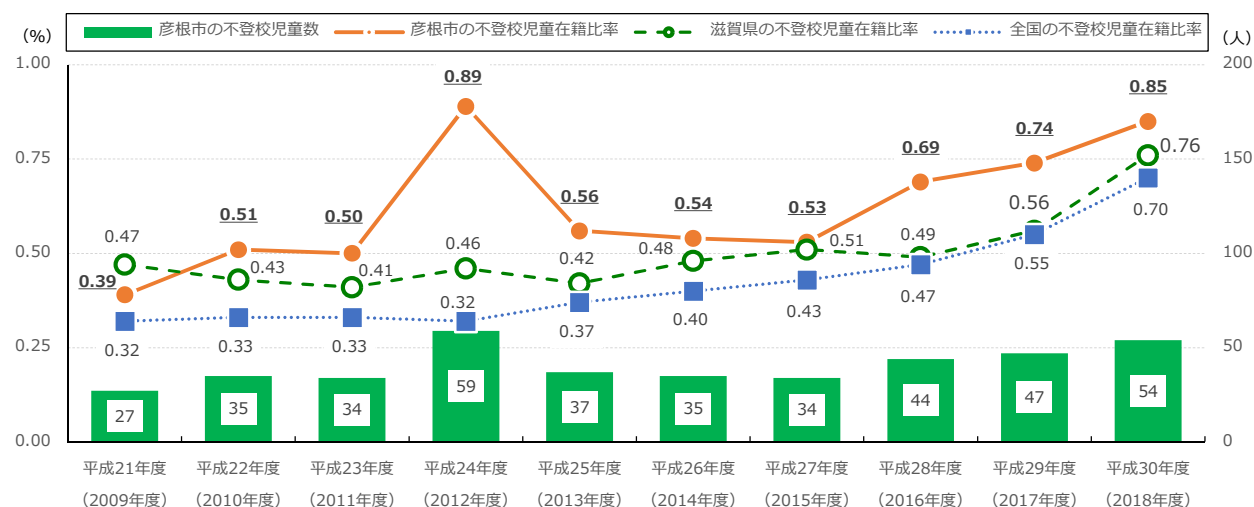
資料：全国学力・学習状況調査

3. 市内公立小中学校の不登校児童・生徒

彦根市の不登校児童・生徒数および不登校児童・生徒在籍比率を見ると、公立小学校では、平成27年度（2015年度）以降、増加傾向にあり、概ね滋賀県や全国の値を上回って推移しています。

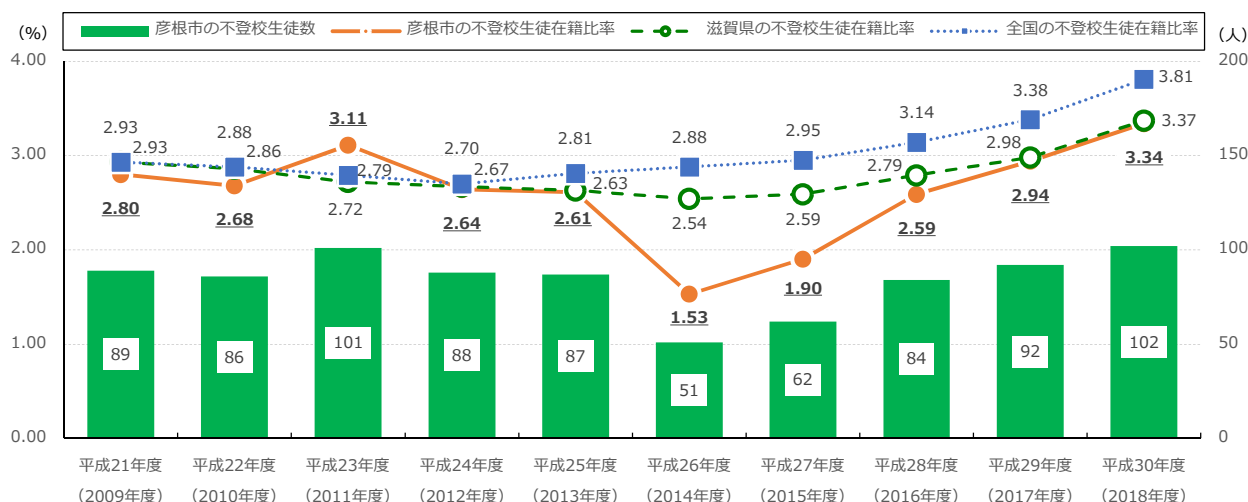
一方、公立中学校では、平成26年度（2014年度）に1.53%と、滋賀県や全国の値に比べて大きく下回っているものの、以降は増加傾向にあり、この2年間は滋賀県平均とほぼ同じ値となっています。

図表 彦根市不登校児童数および在籍比率の推移（小学校）



資料：彦根市資料、「数字で見る滋賀の教育」

図表 彦根市不登校生徒数および在籍比率の推移（中学校）

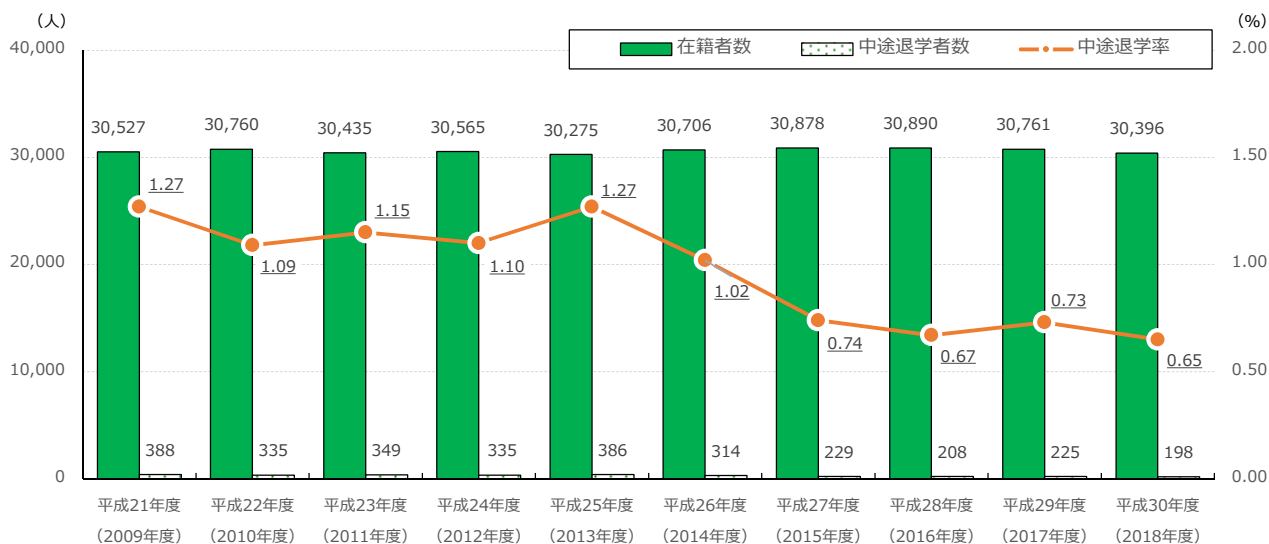


資料：彦根市資料、「数字で見る滋賀の教育」

4. 県内の公立高校の中途退学者

滋賀県内の公立高校の中途退学率を見ると、平成 25 年度（2013 年度）までは増減を繰り返していましたが、以降は減少傾向で推移しており、平成 25 年度（2013 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて約半分（1.27%→0.65%）となっています。

図表 滋賀県内の公立高校の中途退学率の推移



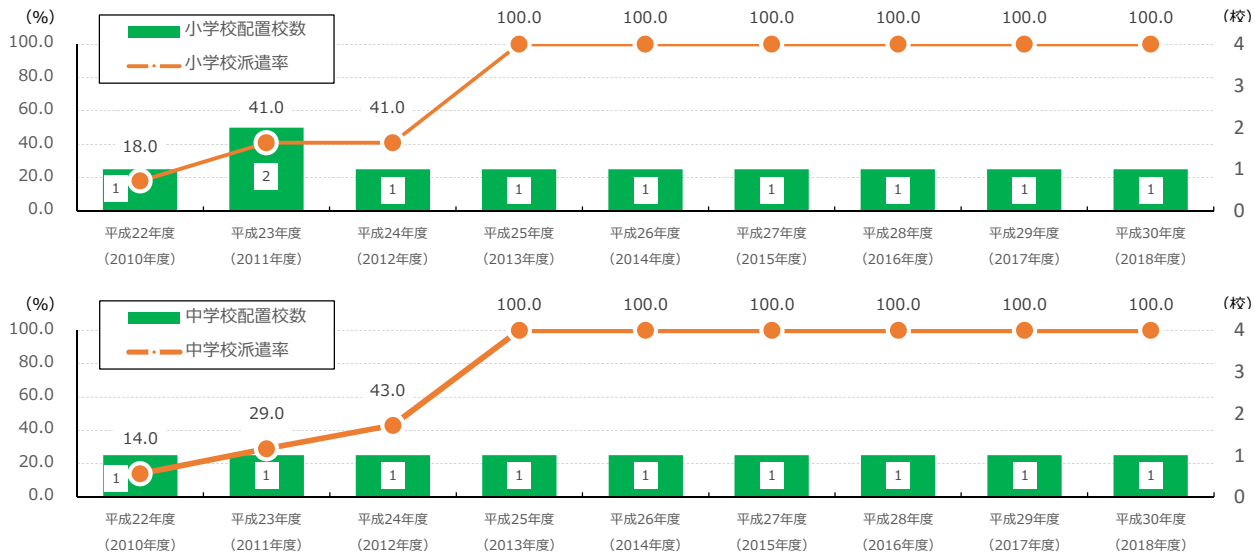
資料：「数字で見る滋賀の教育」

5. スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

スクールソーシャルワーカーは、市内各地の小中学校に決められた日数分派遣されますが、平成25年度（2013年度）からすべての小・中学校に派遣されています。

スクールカウンセラーは、中学校では平成21年度（2009年度）以降配置率が100.0%となっていますが、小学校では平成30年度（2018年度）で12.0%となっています。

図表 スクールソーシャルワーカーの派遣率の推移



資料：彦根市資料

図表 スクールカウンセラーの配置率の推移

(単位：校、%)

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
小学校配置校数	0	0	0	0	0	0	2	3	3	2
小学校配置率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	18.0	18.0	12.0
中学校配置校数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
中学校配置率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：彦根市資料

6. 学校給食費の状況

彦根市における学校給食費については、わずかながら滞納の状況が見られ、小学校・中学校ともに滞納率は平成28年度（2016年度）をピークに、以降は減少しています。

図表 学校給食費滞納率の推移

(単位：%)

	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
小学校	0.072	0.046	0.068	0.214	0.212	0.284	0.271	0.289	0.178	0.182
中学校							0.319	0.687	0.545	0.573

※平成27年度（2015年度）から全市立中学校で給食開始。以降は、小学校と中学校を分けて集計しています。

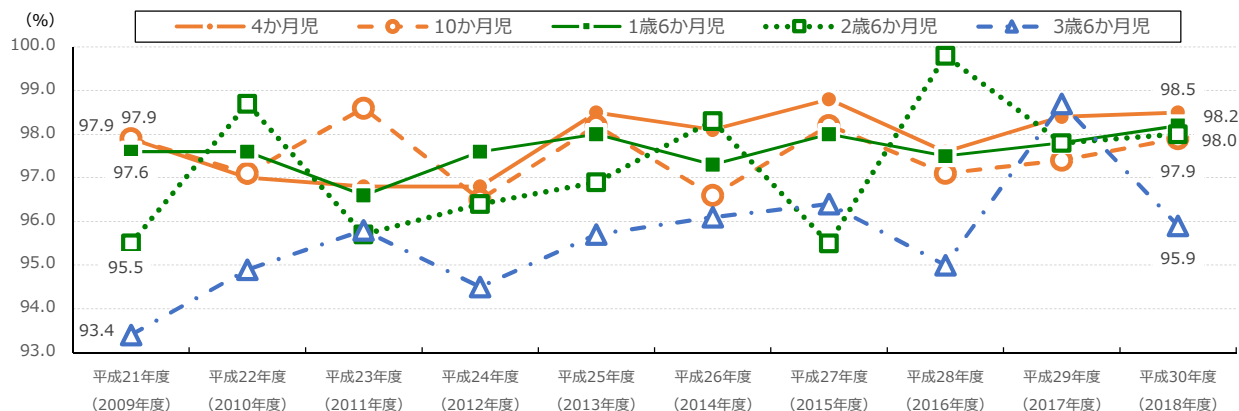
資料：彦根市資料

第 11 節 子どもの健康や生活の状況

1. 乳幼児健康診査受診率

彦根市の乳幼児健康診査受診率を見ると、平成 30 年度（2018 年度）では、3 歳 6 か月児健康診査では 95.9%となっているものの、そのほかの月齢ではいずれも 98%前後となっています。

図表 乳幼児健康診査受診率の推移



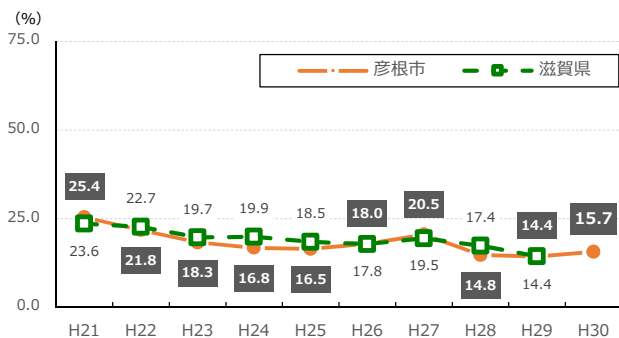
資料：彦根市資料

2. う歯（むし歯）の有無

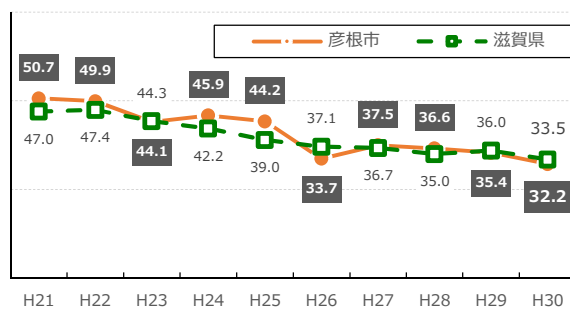
彦根市のう歯罹患率を見ると、平成 21 年度（2009 年度）と比較してどの年代も減少しています。

一方、小学 1 年生のう歯処置完了者率は、平成 21 年度（2009 年度）の 34.6%から増減を繰り返しているものの、平成 30 年度（2018 年度）では 37.1%と 2.5 ポイント高くなっています。

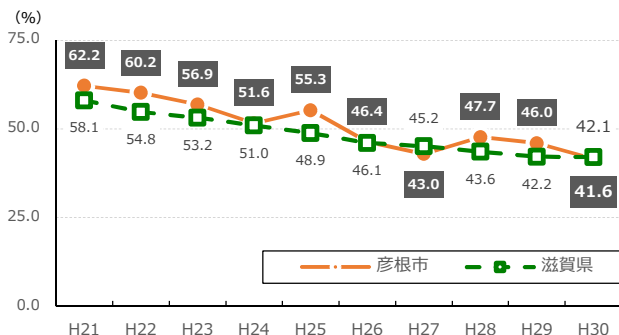
図表 3 歳 6 か月児・う歯罹患率



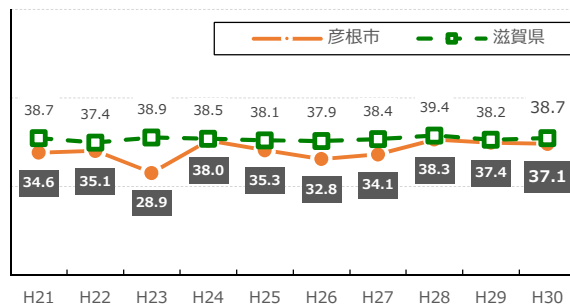
図表 5 歳児(保育所・幼稚園歯科健診)・う歯罹患率



図表 小学 1 年生・う歯罹患率



図表 小学 1 年生 う歯処置完了者率



資料：滋賀県の歯科保健関係資料集

第 12 節 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識

1. 調査実施状況

(1) 調査目的

本調査は、平成27年3月に策定した「彦根市子ども・若者プラン」、平成29年3月に策定した「彦根市子どもの貧困対策計画」の見直しにあたり、市内にお住まいのお子さんのいるご家庭、18歳～39歳の若者、施設・団体等を対象に、子育てに関する実態や子どもたちの生活実態、市民のみなさまのご意見などをおうかがいし、今後の市の子育て支援、子ども・若者支援に係る事業計画策定の基礎資料として活用することを目的として実施したものです。

(2) 調査の実施状況

調査種別	調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
就学前児童調査・小学生児童調査	市内在住 小学校入学前（0～5歳児）の子どもがいる世帯	2,000 人 (無作為抽出)	835 人	41.8%	平成 30 年 12 月 13 日 ～ 12 月 28 日	郵送配布・郵送回収
	市内在住 小学生（1～4年生）の子どもがいる世帯	1,000 人 (無作為抽出)	378 人	37.8%		郵送配布・郵送回収
若者の意識調査	市内在住 18 歳～39 歳の若者	769 人 (無作為抽出)	183 人	23.8%	平成 30 年 12 月 13 日 ～ 平成 31 年 1 月 7 日	郵送または大学等を通じた手渡しによる配布・郵送回収
子どもの貧困対策に関する調査	小学5年生、中学2年生の子どもがいる世帯	2,051 人 (悉皆調査)	776 人	37.8%		学 校 経 由 配 布・郵送回収
	市内の支援団体・行政機関・児童福祉施設	16 カ所	11 カ所	68.8%		郵送または直接配布・回収
	市内の保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校・中学校・高校・大学	75 カ所	58 カ所	77.3%		郵送または直接配布・回収
	定期的な学習支援を利用している児童・生徒	66 人	24 人	36.4%		手渡しによる配布・回収

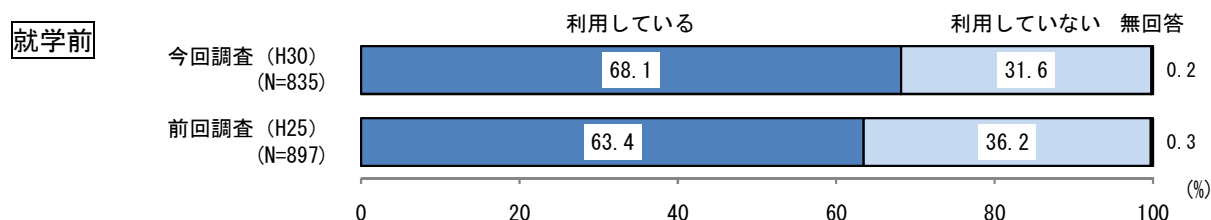
2. 調査結果概要

(1) 就学前児童調査・小学生児童調査

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

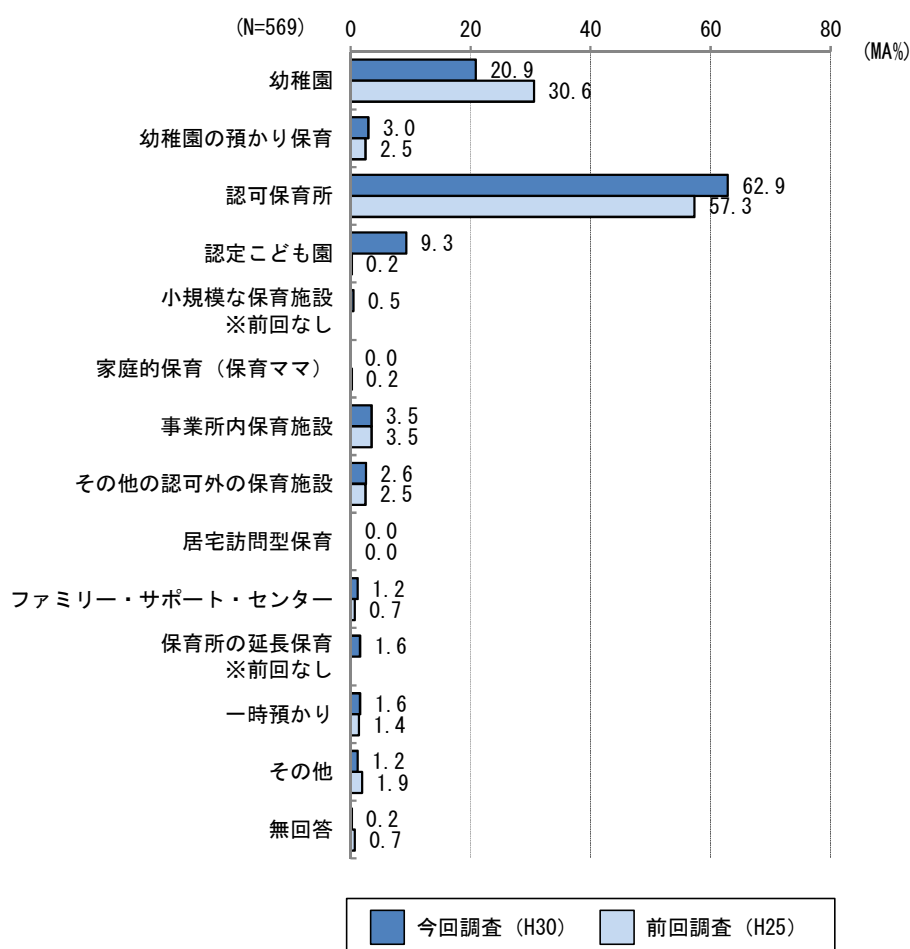
・ 定期的な教育・保育事業の利用の有無

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が68.1%（前回63.4%）、「利用していない」が31.6%（前回36.2%）となっています。



・ 平日に利用している教育・保育事業

定期的な教育・保育の事業を「利用している」とお答えの方に、平日に利用している教育・保育事業についてたずねたところ、「認可保育所」が62.9%（前回57.3%）、「幼稚園」が20.9%（前回30.6%）、「認定こども園」が9.3%（前回0.2%）となっています。前回と比べ、幼稚園の利用度が低くなり、認可保育所と認定こども園の利用度が上昇しています。

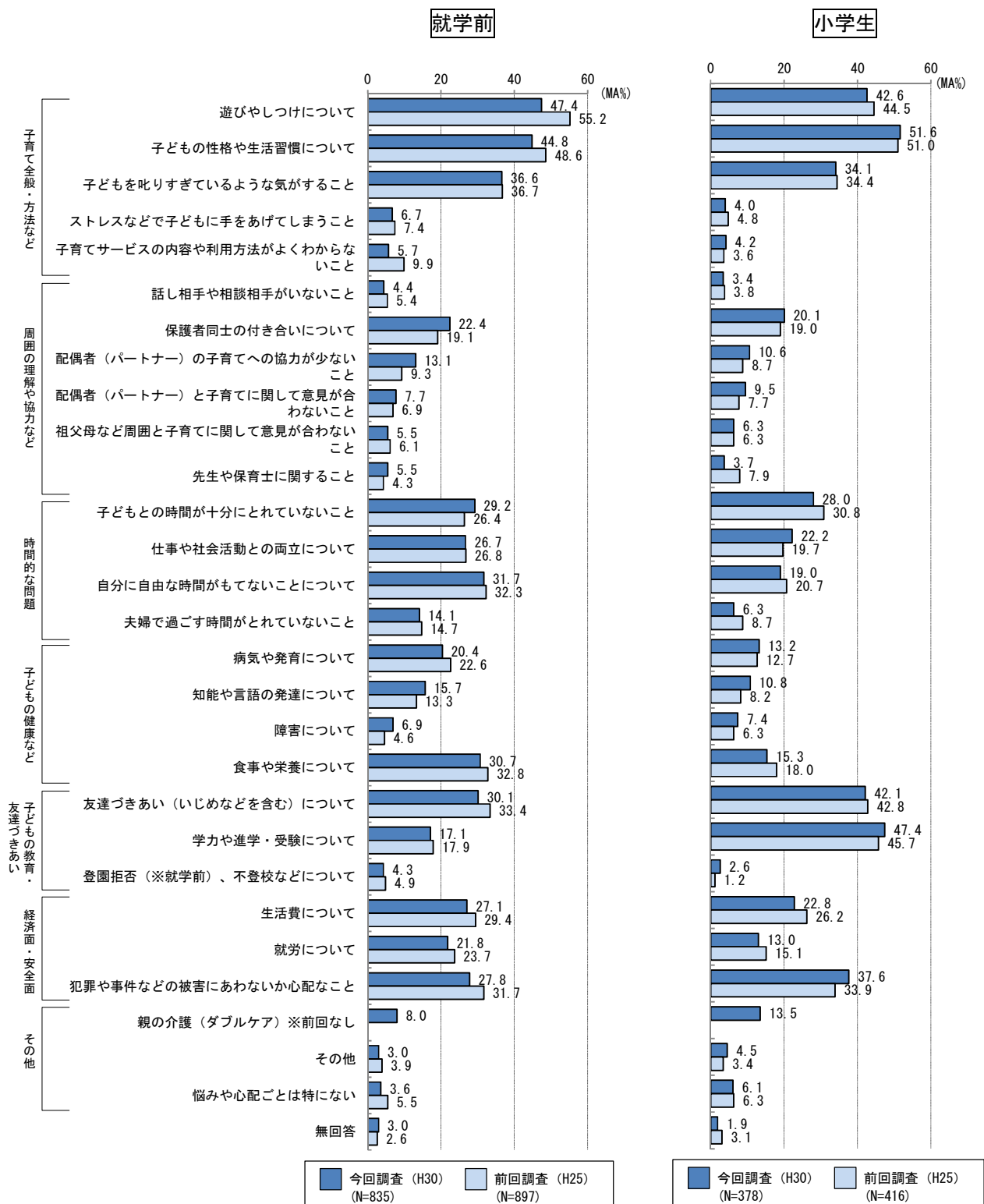


②保護者の子育てに関する意識

・子育てに関して日頃悩んでいること

子育てに関する悩みや心配ごとについては、就学前では「遊びやしつけについて」が47.4%と最も多く、次いで、「子どもの性格や生活習慣について」が44.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが36.6%となっています。

小学生では「子どもの性格や生活習慣について」が51.6%と最も多く、次いで、「学力や進学・受験について」が47.4%、「遊びやしつけについて」が42.6%、「友達づきあい（いじめなどを含む）」について」が42.1%となっています。

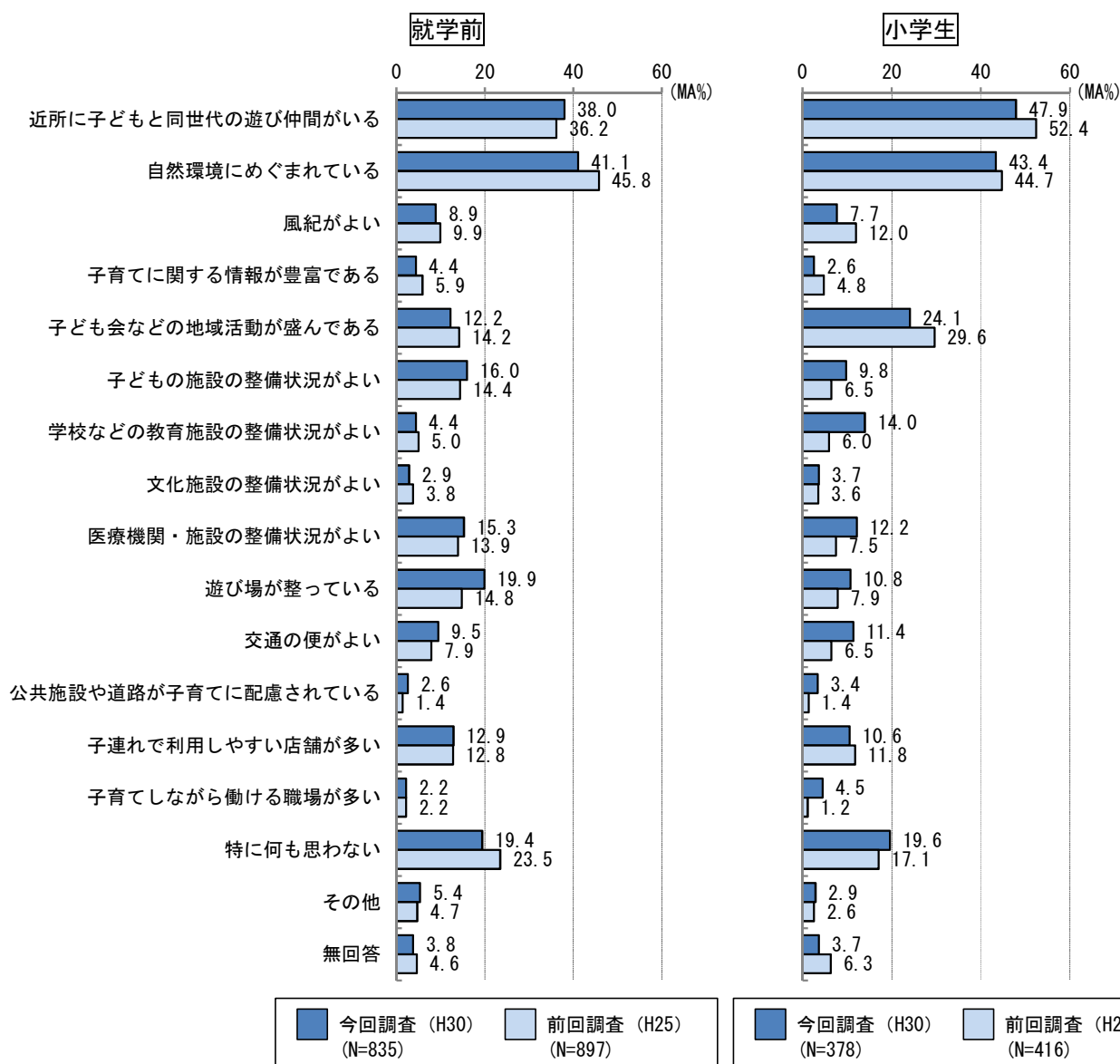


③子育て環境について

・彦根市の子育て環境

彦根市の子育て環境は、就学前では「自然環境にめぐまれている」が41.1%と最も多く、小学生では「近所に子どもと同世代の遊び仲間がいる」が47.9%と最も多くなっています。

就学前児童・小学生児童ともに、自然環境や近所との環境に対する評価は高い一方で、子どもの施設や教育施設、文化施設の整備状況といった行政施策に関することに対する評価は低くなっています。

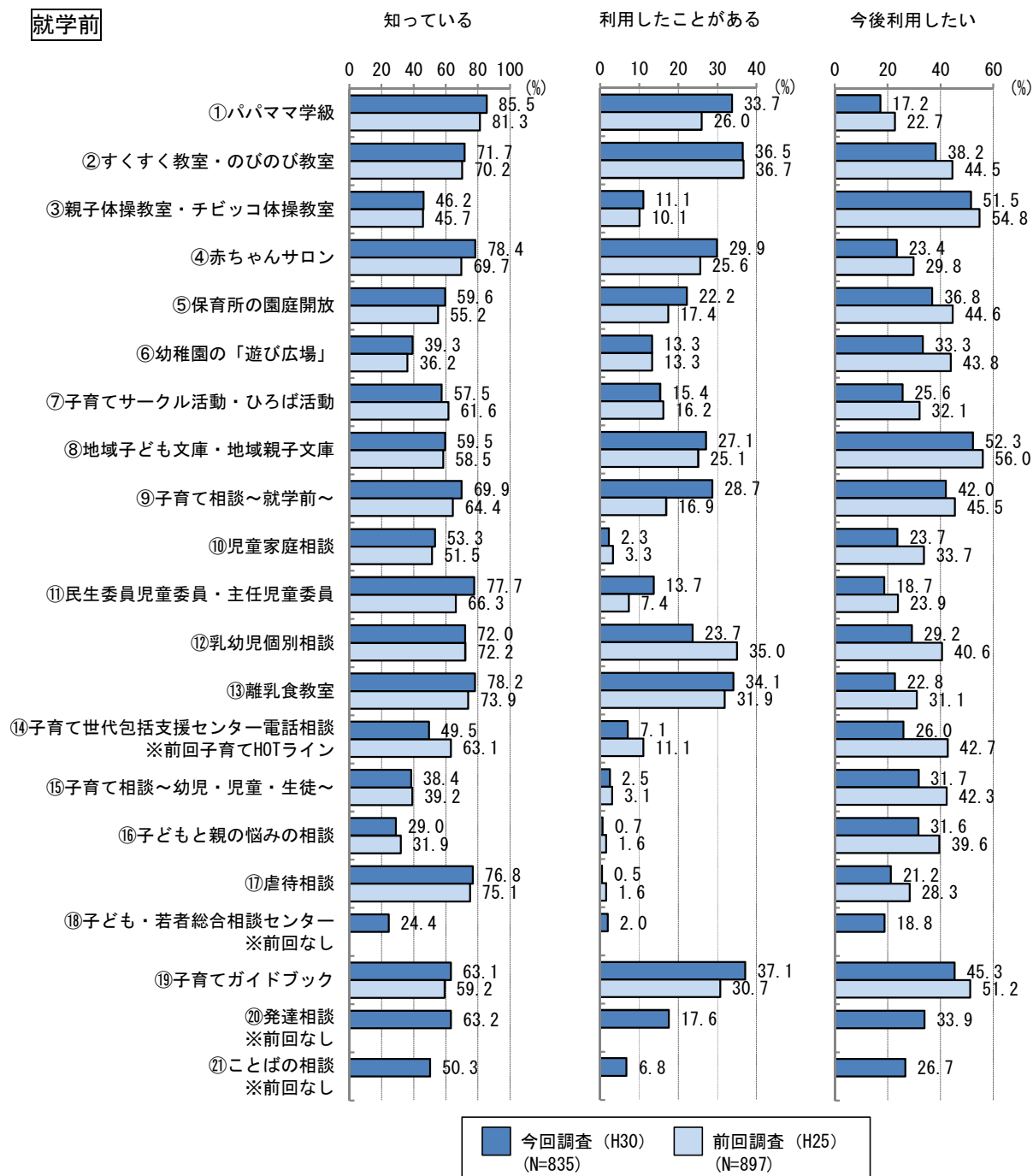


④子育て支援サービスについて

・就学前児童向けサービスの認知度・利用度

彦根市の子育て支援サービスの認知度、利用経験、利用意向については、認知度では、「①パパママ学級」が85.5%と最も多くなっています。利用経験では、「⑯子育てガイドブック」が37.1%と最も多くなっています。利用意向では、「⑧地域子ども文庫・地域親子文庫」が52.3%と最も多くなっています。

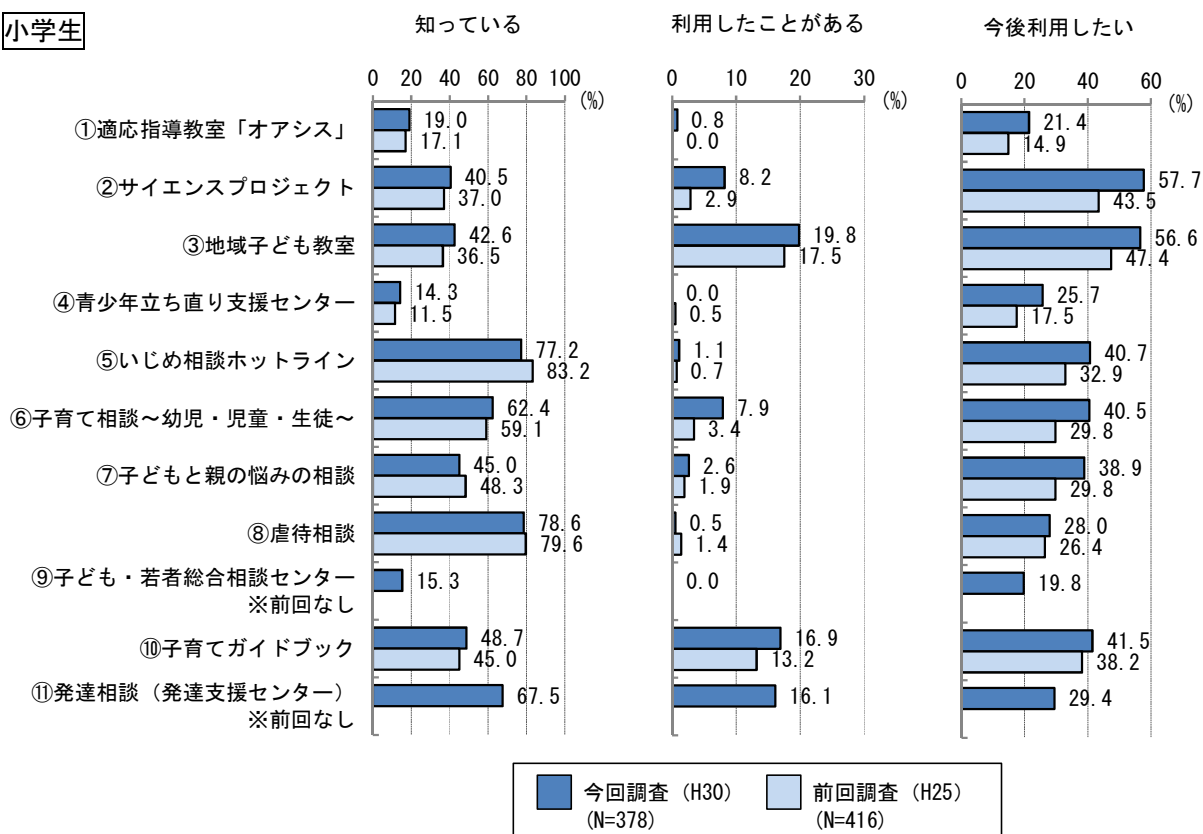
就学前



・小学生児童向けサービスの認知度・利用度

彦根市の学習支援・子育て支援サービスの認知度、利用経験、利用意向については、認知度では、「⑧虐待相談」が78.6%と最も多くなっています。利用経験では、「③地域子ども教室」が19.8%と最も多くなっています。利用意向では、「②サイエンスプロジェクト」が57.7%と最も多くなっています。

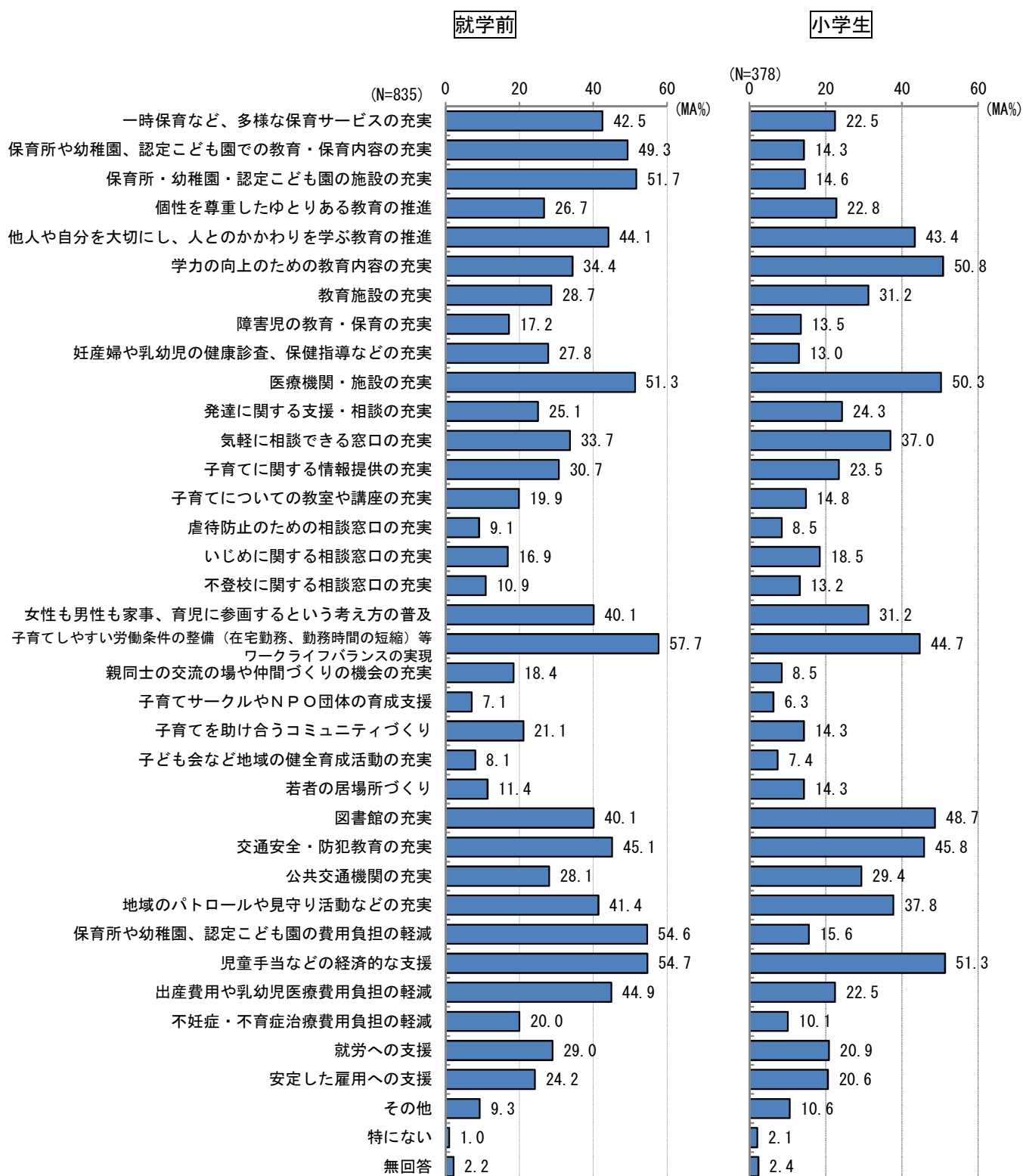
小学生



⑤子育て支援施策について

・市に期待する子育て支援施策

彦根市のこれからの子育て支援施策で期待することは、就学前では「子育てしやすい労働条件の整備等ワークライフバランスの実現」が57.7%と最も多く、次いで、「児童手当などの経済的な支援」が54.7%、「保育所や幼稚園、認定こども園の費用負担の軽減」が54.6%となっています。小学生では、「児童手当などの経済的な支援」が51.3%と最も多く、次いで「学力の向上のための教育内容の充実」が50.8%、「医療機関・施設の充実」が50.3%となっています。

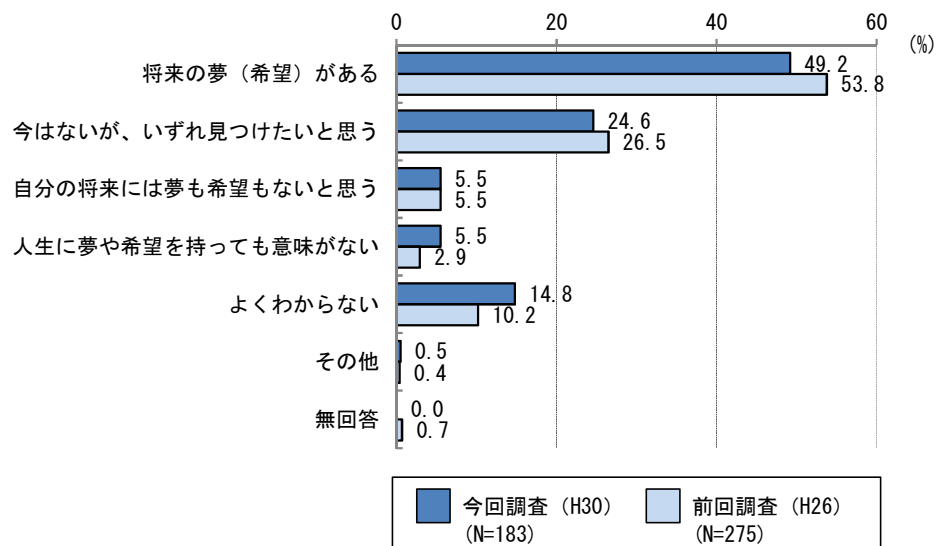


(2) 若者の意識調査

①将来について

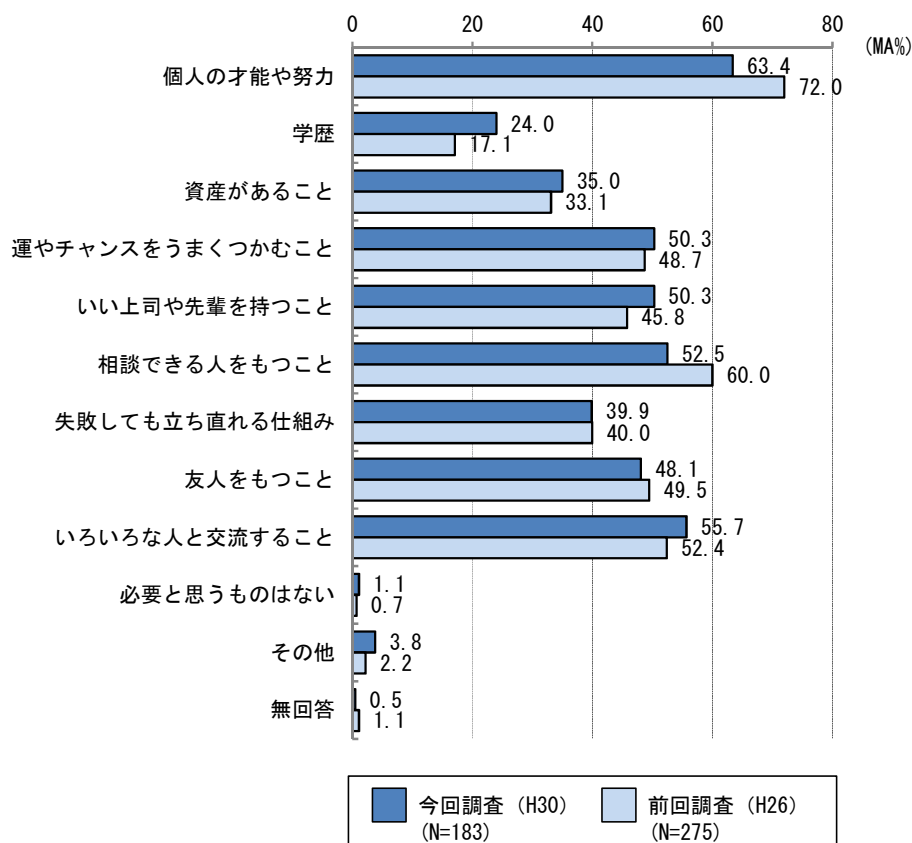
・夢や希望

将来の夢や希望については、「将来の夢（希望）がある」が49.2%と最も多く、次いで、「今はないが、いずれ見つけたいと思う」が24.6%となっています。



・社会で生きていくために必要なこと

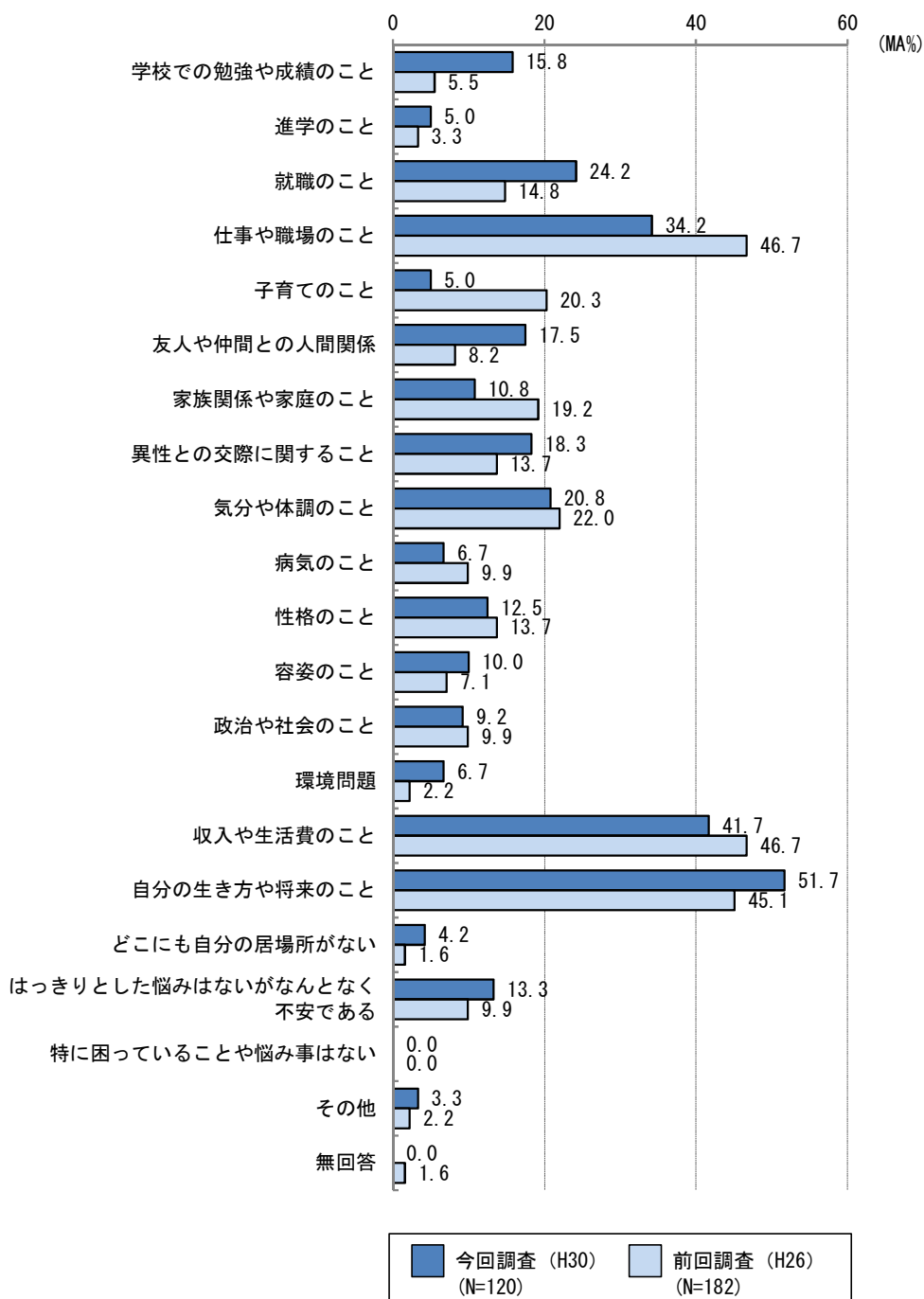
社会で生きていくために必要だと思うことは、「個人の才能や努力」が63.4%と最も多く、次いで、「いろいろな人と交流すること」が55.7%となっています。



②困りごとについて

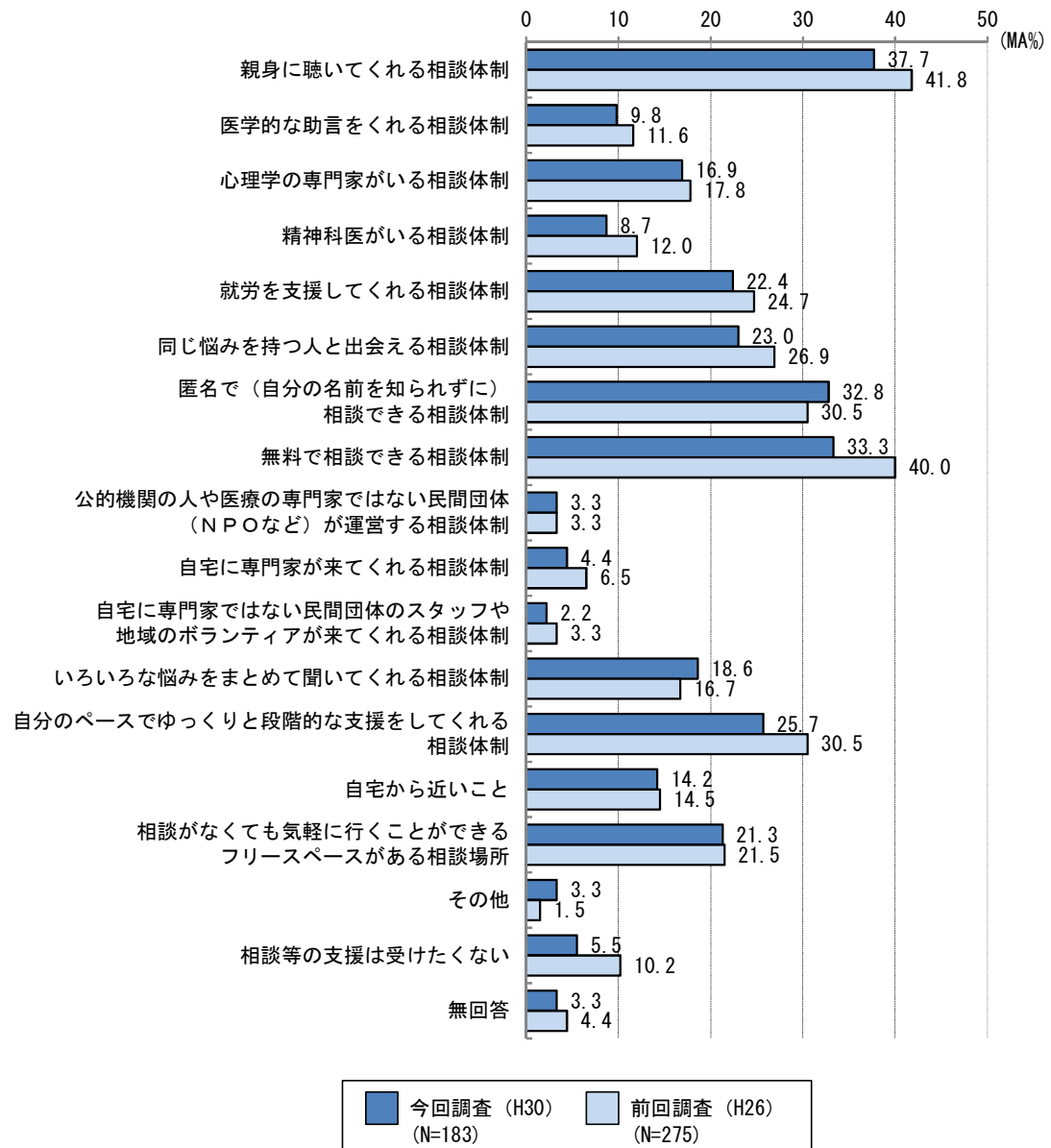
・困りごとの内容

悩みや心配ごと、困っていることが「ある」とお答えの方に、困っている内容についてたずねたところ、「自分の生き方や将来のこと」が51.7%と最も多く、次いで、「収入や生活費のこと」が41.7%となっています。



・相談体制について

若者を支援していくために必要だと思う相談体制については、「親身に聴いてくれる相談体制」が37.7%と最も多く、次いで、「無料で相談できる相談体制」が33.3%となっています。

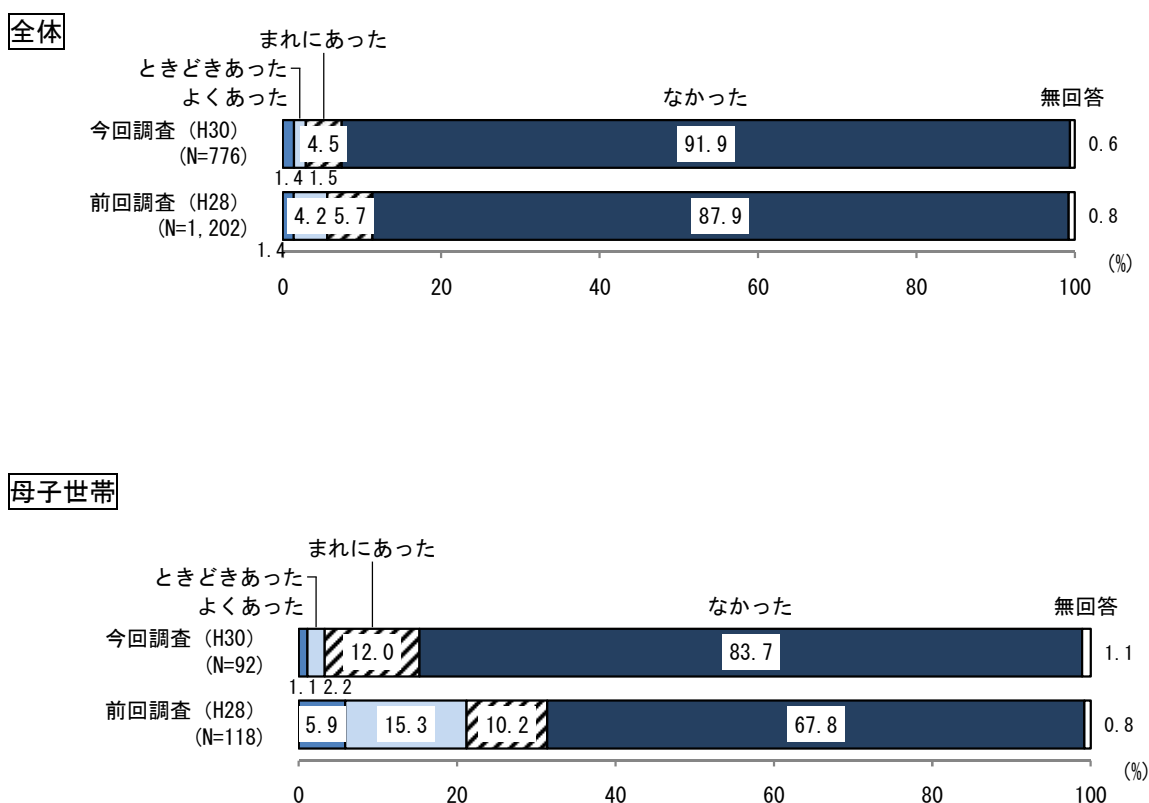


(3) 子どもの貧困対策に関する調査

①子どもの生活実態等について（小学5年生・中学2年生の子どもがいる世帯）

(ア)必要なものが買えなかったこと

過去1年間で、必要とする食べ物や衣服が買えなかった経験の有無については、「なかった」が91.9%と最も多くなっています。母子世帯でも、「なかった」が83.7%と最も多くなっています。「よくあった」、「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』（生活困難世帯³）は7.4%となっています。母子世帯では、『あった』（生活困難世帯）は15.3%となっています。（前回調査時は、『あった』（生活困難世帯）は11.3%、母子世帯では31.4%でした。）



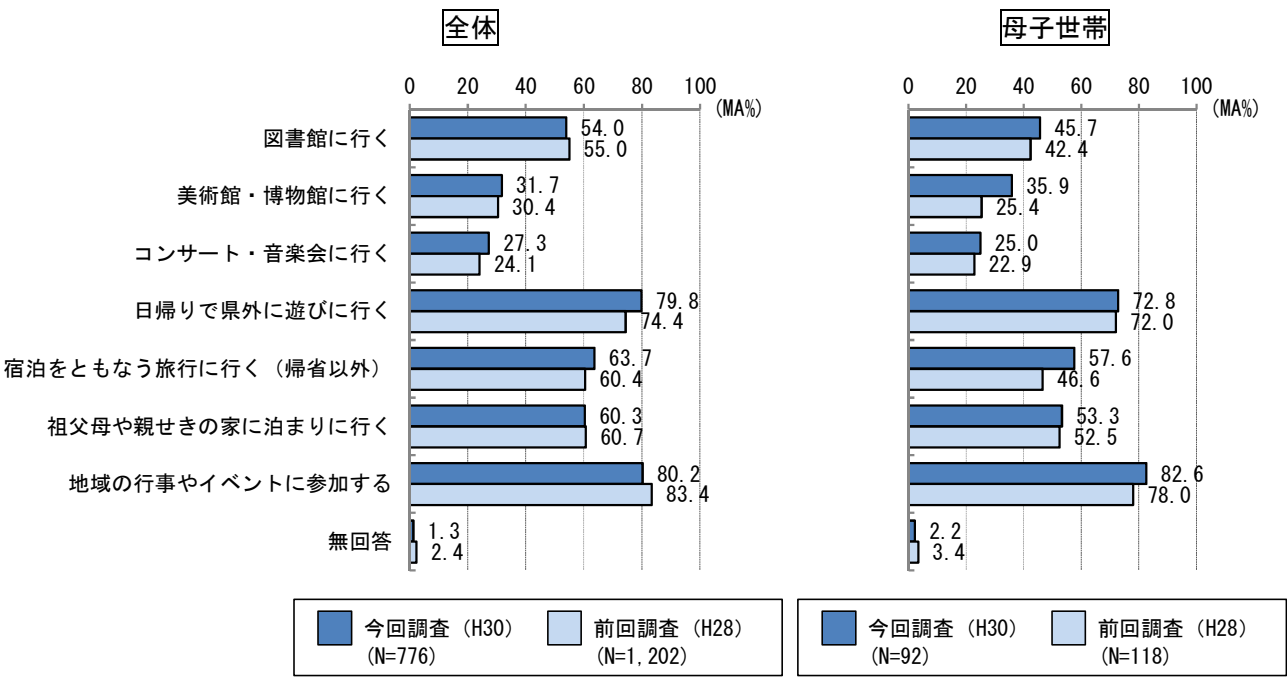
³ ※生活困難世帯とは、「彦根市子どもの生活に関するアンケート調査」における「問D3 過去1年間にお金がなくて家族が必要とする食べ物や衣服を買えないことが1回以上あった（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計）」と答えた世帯を指します。

(イ)子どもが過去1年間に体験したこと

子どもが過去1年間に体験したことは、「地域の行事やイベントに参加する」が80.2%と最も多く、次いで、「日帰りで県外に遊びに行く」が79.8%となっています。

母子世帯でも、「地域の行事やイベントに参加する」が82.6%と最も多く、次いで、「日帰りで県外に遊びに行く」が72.8%となっています。

また、生活困難世帯では、そうでない非生活困難世帯に比して、費用負担のある「宿泊をともなう旅行に行く（帰省以外）」の回答割合が低い傾向がみられます。



【学年・剥奪指標別】

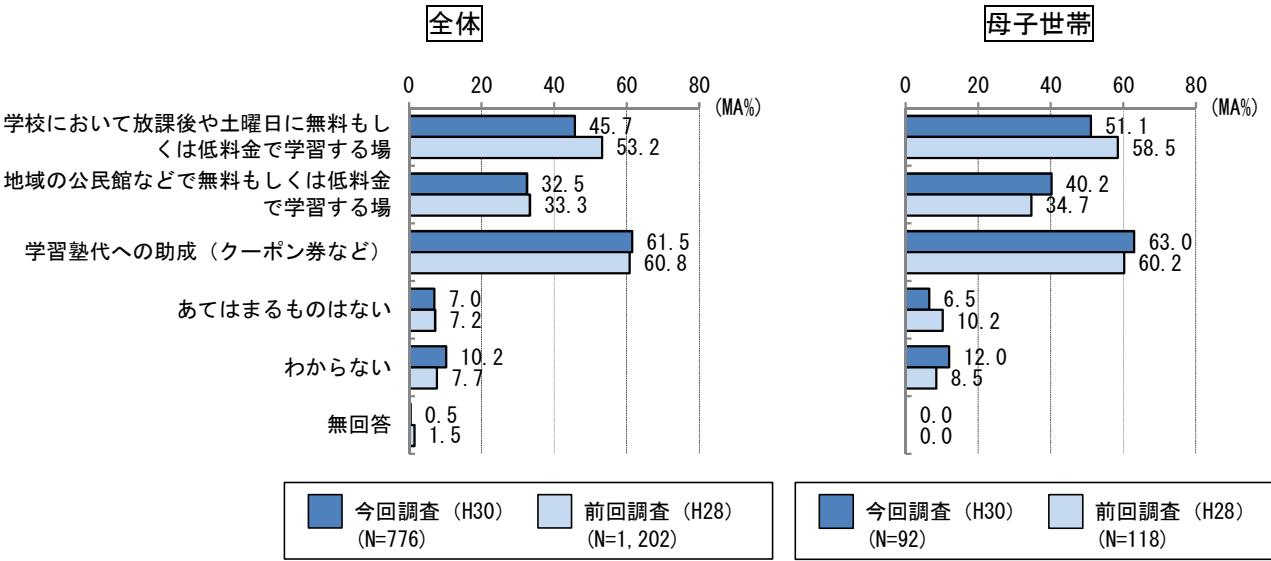
			N	図書館に行く	美術館・博物館に行く	コンサート・音楽会に行く	日帰りで県外に遊びに行く	宿泊をともなう旅行（帰省以外）	祖父母や親せきの家に泊まりに行く	地域の行事やイベントに参加する	無回答
剥奪学年・別	全体		776	54.0	31.7	27.3	79.8	63.7	60.3	80.2	1.3
	全体	生活困難世帯	58	51.7	29.3	27.6	67.2	43.1	60.3	81.0	3.4
		非生活困難世帯	713	54.3	32.1	27.3	80.8	65.5	60.3	80.1	1.1
	小学5年生	生活困難世帯	37	51.4	37.8	27.0	67.6	48.6	70.3	89.2	0.0
		非生活困難世帯	385	67.0	43.9	27.5	86.8	71.4	67.0	88.3	0.3
	中学2年生	生活困難世帯	21	52.4	14.3	28.6	66.7	33.3	42.9	66.7	9.5
		非生活困難世帯	328	39.3	18.3	27.1	73.8	58.5	52.4	70.4	2.1

(ウ)子どもの学習に関して利用したい事業

子どもの学習に関して、もし実施されていれば利用したい事業については、「学習塾代への助成（クーポン券など）」が61.5%と最も多く、次いで、「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」が45.7%となっています。

母子世帯でも、「学習塾代への助成（クーポン券など）」が63.0%と最も多く、次いで、「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」が51.1%となっています。

また、小学5年生のいる生活困難世帯で「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」が67.6%と高くなっています。



【学年・剥奪指標別】

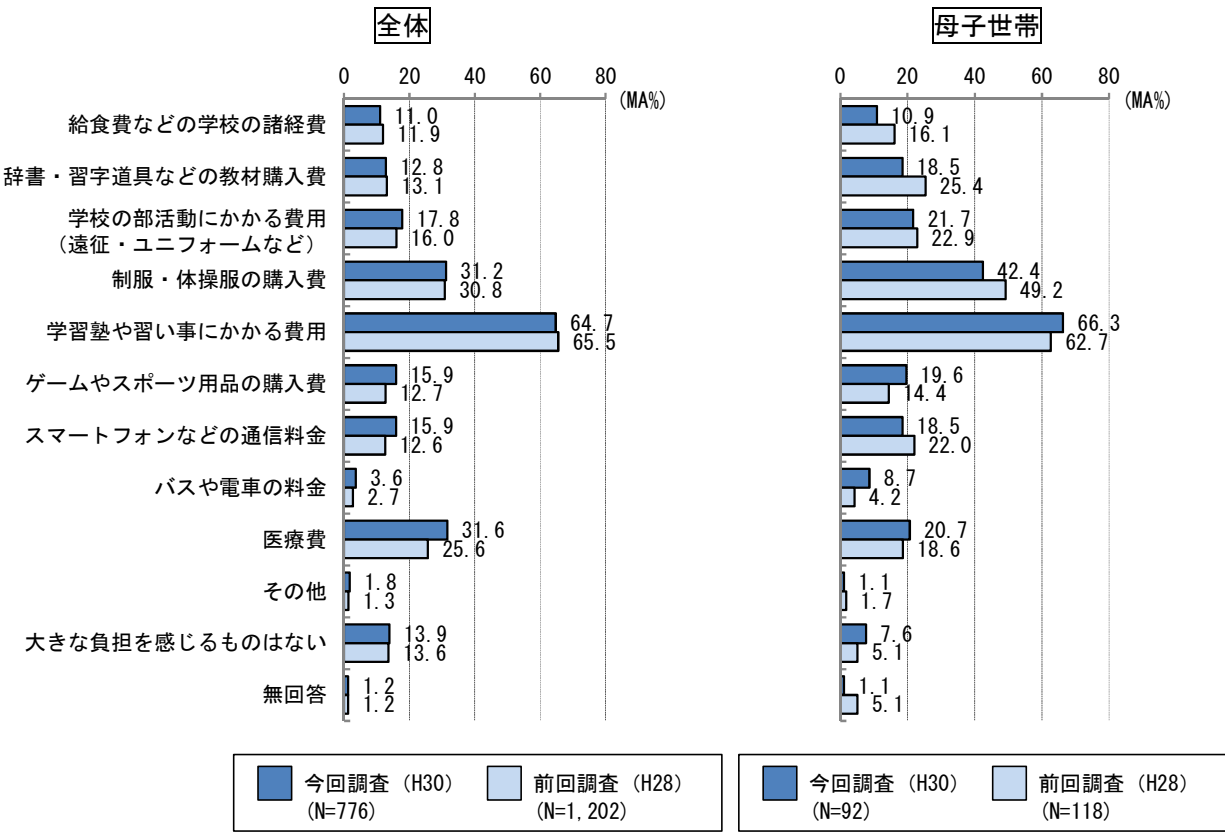
			(MA%)						
			N	低土学校 料金曜日 で学無料 習するも 場しくは 放課後や	地域の公 民館など で無	学 習 塾 代 への 助 成 （ク ー ポ ン 券 な ど）	あ て は ま る も の は な い	わ か ら な い	無 回 答
剥奪学 年・ 指 標 別	全体		776	45.7	32.5	61.5	7.0	10.2	0.5
	全体	生活困難世帯	58	60.3	44.8	62.1	10.3	3.4	0.0
		非生活困難世帯	713	44.6	31.4	61.2	6.7	10.8	0.6
	小学5年生	生活困難世帯	37	67.6	48.6	59.5	5.4	2.7	0.0
		非生活困難世帯	385	49.1	36.9	57.4	6.0	10.4	1.0
	中学2年生	生活困難世帯	21	47.6	38.1	66.7	19.0	4.8	0.0
		非生活困難世帯	328	39.3	25.0	65.5	7.6	11.3	0.0

(I)経済的に負担が大きいと感じるもの

経済的に負担が大きいと感じるものについては、「学習塾や習い事にかかる費用」が64.7%と最も多く、次いで、「医療費」が31.6%となっています。

母子世帯では、「学習塾や習い事にかかる費用」が66.3%と最も多く、次いで、「制服・体操服の購入費」が42.4%となっています。

また、中学2年生のいる生活困難世帯で、「学校の部活動にかかる費用（遠征・ユニフォームなど）」が61.9%と高くなっています。



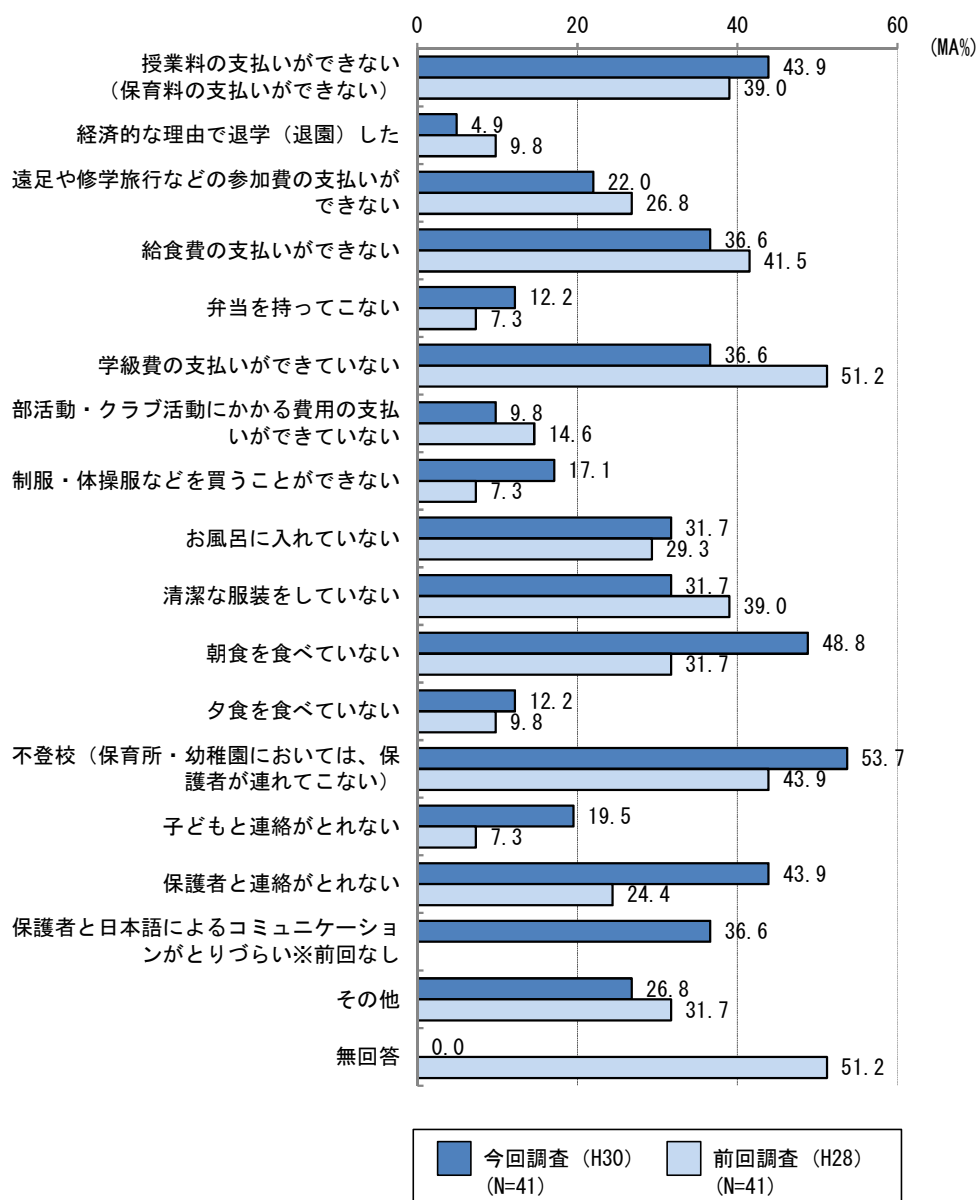
【学年・剥奪指標別／医療費の支払い困難別】

		N	諸経費	給食費などの学校の	の教材・習字道具など	辞書・習字道具など	の部活動にかかる	学校の部活動にかかる	制服・体操服の購入	か費用や習い事にか	学習塾や習い事にか	品の購入やスポーツ用	ゲームやスマートフォン	の通信料金	バスや電車の料金	医療費	その他	ものはない負担を感じる	大きな負担を感じる	無回答
剥奪学 指年 標・ 別	全体	776	11.0	12.8	17.8	31.2	64.7	15.9	15.9	3.6	31.6	1.8	13.9	1.2						
	生活困難世帯	58	36.2	41.4	37.9	56.9	58.6	37.9	29.3	10.3	55.2	8.6	5.2	0.0						
	非生活困難世帯	713	9.0	10.4	16.1	29.2	65.2	14.2	14.9	3.1	29.7	1.3	14.7	1.0						
	小学5年生	37	37.8	43.2	24.3	59.5	64.9	35.1	32.4	8.1	54.1	2.7	5.4	0.0						
	非生活困難世帯	385	9.1	11.7	12.2	27.8	65.5	16.9	8.6	2.1	34.8	1.3	15.6	1.0						
	中学2年生	21	33.3	38.1	61.9	52.4	47.6	42.9	23.8	14.3	57.1	19.0	4.8	0.0						
支医 難払 療費 困の	全体	776	11.0	12.8	17.8	31.2	64.7	15.9	15.9	3.6	31.6	1.8	13.9	1.2						
	医療費の支払い困難世帯 （問D4-1で3を選択）	35	31.4	37.1	42.9	54.3	54.3	37.1	40.0	14.3	77.1	11.4	0.0	0.0						
	上記以外の世帯	736	10.1	11.7	16.7	30.2	65.1	14.8	14.8	3.1	29.5	1.4	14.7	1.1						

②支援について

(ア)困難な家庭⁴の状況

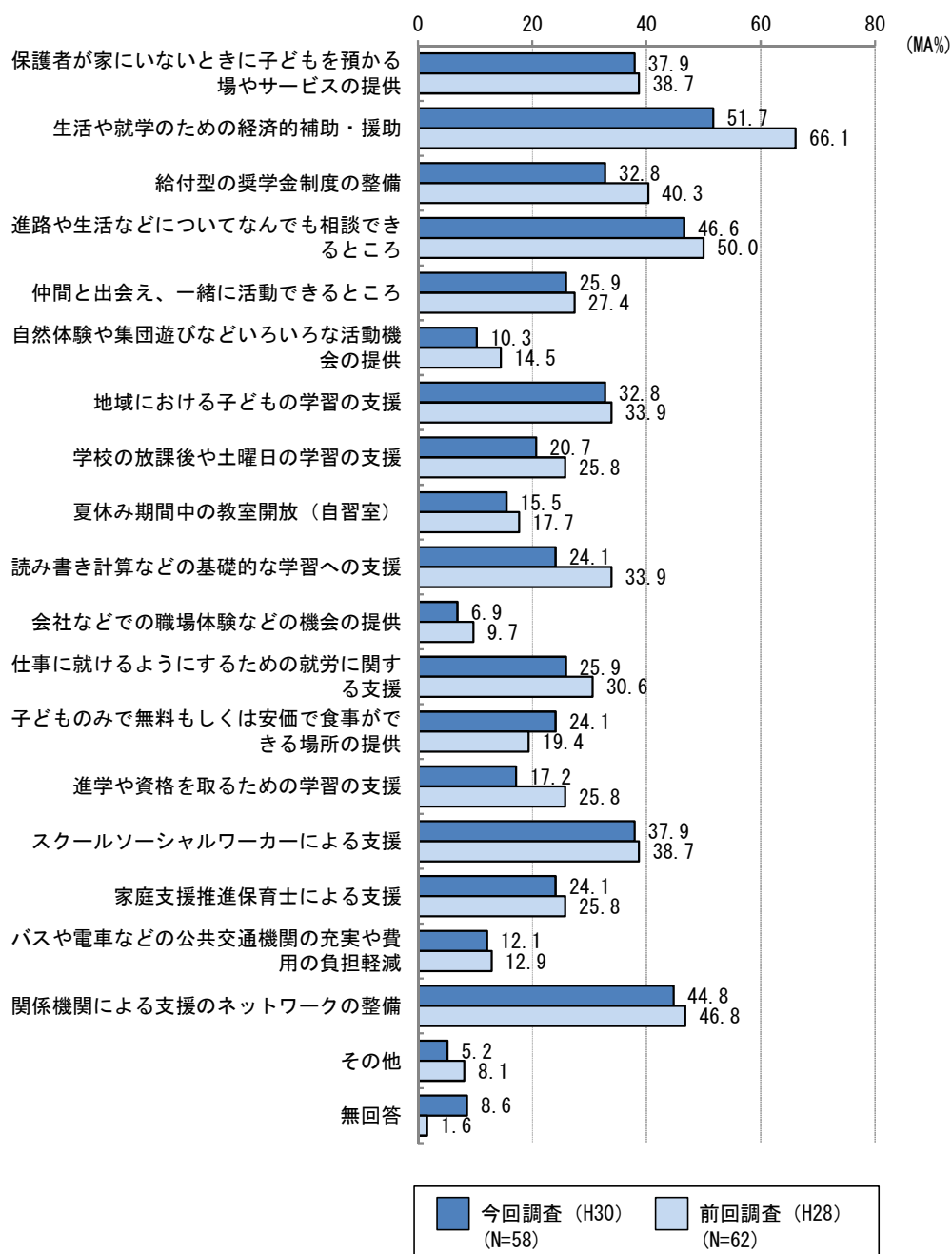
困難な家庭の子どもや保護者と接することがあると答えの方に、困難な家庭の状況についてたずねたところ、「不登校（保育所・幼稚園においては、保護者が連れてこない）」が 53.7%と最も多く、次いで、「朝食を食べていない」が 48.8%、「授業料の支払いができない（保育料の支払いができない）」、「保護者と連絡がとれない」がそれぞれ 43.9%となっています。



⁴ 経済的に困窮するなど困難や課題のある家庭

(イ)困難な家庭の子どもや保護者に対して必要な支援

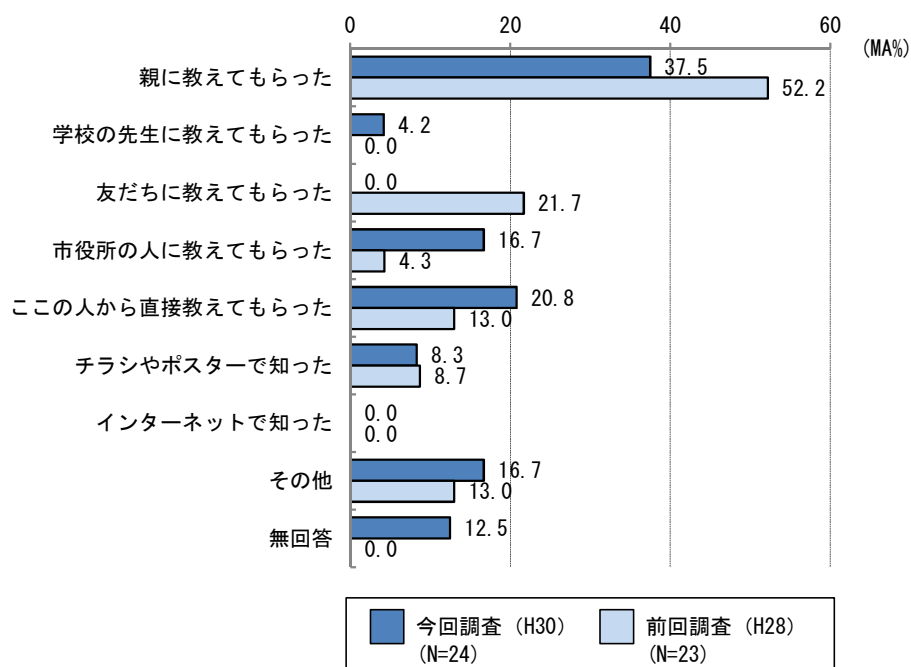
困難な家庭の子どもや保護者に対し必要な支援については、「生活や就学のための経済的補助・援助」が 51.7%と最も多く、次いで、「進路や生活などについてなんでも相談できるところ」が 46.6%、「関係機関による支援のネットワークの整備」が 44.8%となっています。



③学習支援について

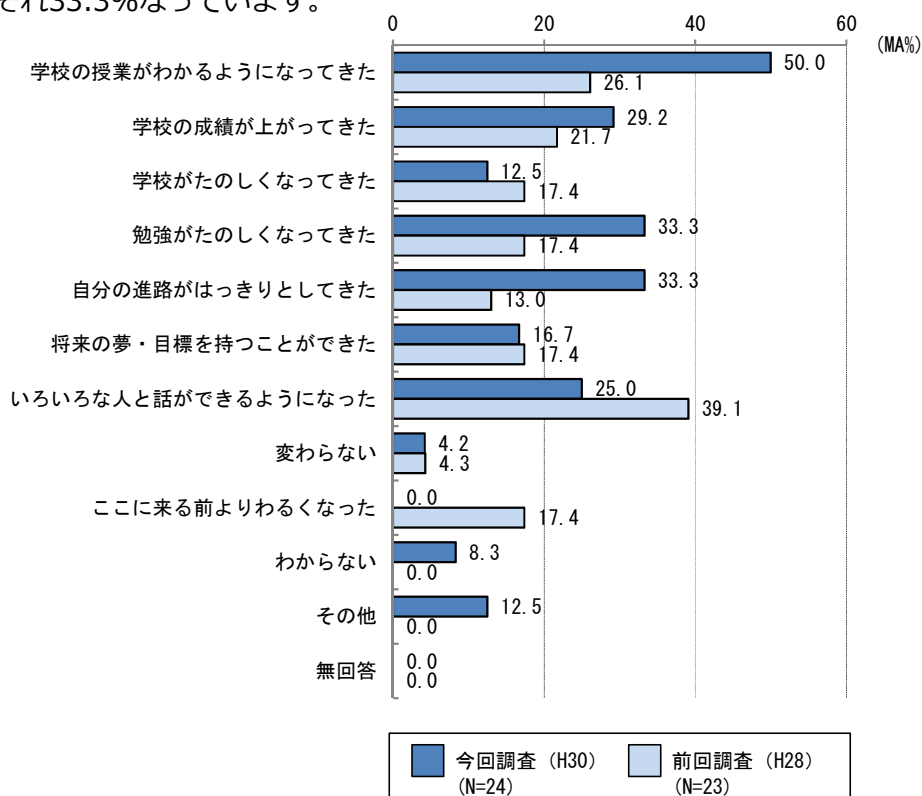
(ア)学習支援に来ることになったきっかけ

学習支援を受けている子ども対象の調査結果によると、学習支援に来ることになったきっかけについては、「親に教えてもらった」が37.5%と最も多く、次いで、「ここの人から直接教えてもらった」が20.8%、「市役所の人に教えてもらった」が16.7%となっています。



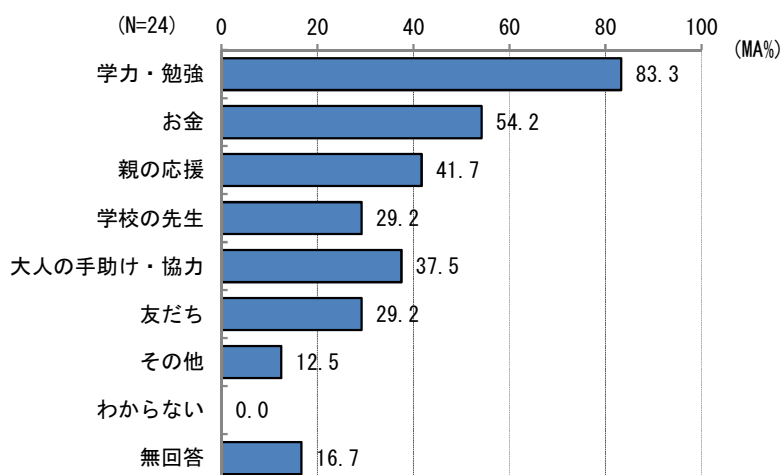
(イ)学習支援に来ることで変化はあったか

学習支援に来ることであった変化については、「学校の授業がわかるようになってきた」が50.0%と最も多く、次いで、「勉強がたのしくなってきた」、「自分の進路がはっきりとしてきた」がそれぞれ33.3%なっています。



(ウ)将来の夢や目標をかなえるために必要なもの

将来の夢や目標をかなえるために必要なものについては、「学力・勉強」が 83.3%と最も多く、次いで、「お金」が 54.2%、「親の応援」が 41.7%、「大人の手助け・協力」が 37.5%なっています。



④関係(支援)団体が考える必要な支援

(ア)今後、困難な子ども・保護者に必要な支援

- ・子どもが相談しやすい仕組みづくり。
- ・専門職や外部の専門家の支援。
- ・不登校の児童・生徒に対するケア。
- ・子育てに関する保護者の学びの機会。
- ・放課後の居場所づくり。
- ・基礎学力の支援。
- ・子ども食堂の展開。
- ・進路についてのキャリア設計。
- ・社会性の育成。
- ・就労意識の醸成。

(イ)子どもの貧困やその対策について

- ・生活保護費の適正な活用。
- ・経済的に困難な家庭への支援。
- ・子どもの教育に対する援助。
- ・各家庭の状況に応じた支援。
- ・生活支援について問題点の把握。
- ・支援する側、支援される側の垣根を超える発想も大事。
- ・保護者の「学び直しの間」。

第 13 節 第 1 期計画における取組状況

第 1 期計画の基本目標ごとの取組を振り返るにあたり、それぞれの指標に関する平成30年度（2018 年度）実績をまとめました。

1 彦根市子ども・若者プラン（第 1 期） 計画目標値と達成状況（平成30年度）

分野と指標	担当所属	現況値	目標値	実績値		
		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	達成率 (%)	達成 状況
1 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり						
(仮称)彦根市子ども・若者支援センターの設置	子ども・若者課	未開設	1 か所	1 か所	100.0%	○
(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークの整備	子ども・若者課	未整備	整備	整備	100.0%	○
関係機関・団体の実施事業の提言反映状況	子ども・若者課	701 事業	840 事業	－	－	－
2 子ども・若者の育ちにに応じた支援						
子育てサポーター登録者数	子ども・若者課	64 人	100 人	53 人	53.0%	▼
保育所待機児童の解消	幼児課	46 人	0 人	29 人	37.0%	△
児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況(小学校)	学校教育課	65.2%	80.0%	65.5%	81.9%	△
児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況(中学校)	学校教育課	70.1%	80.0%	70.0%	87.5%	▼
新体力テスト総合評価平均値(小 6)	保健体育課	3.14 点	3.33 点	3.20 点	96.1%	△
新体力テスト総合評価平均値(中 3)	保健体育課	3.41 点	3.64 点	3.54 点	97.3%	△
3 みんなが共に育つ子ども・若者への支援						
家庭相談件数	子育て支援課	474 件	768 件	766 件	99.7%	△
ひとり親家庭への就労支援件数	子育て支援課	0 件	25 件	35 件	100.0%	○
地域での学習支援教室の整備	子ども・若者課 生涯学習課	0 か所	7 か所	9 か所	100.0%	○
4 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり						
むし歯のない3歳児の割合	健康推進課	80.4%	90.0%	84.7%	94.1%	△
夜9時まで(夜9時を含む)に寝ている子どもの割合	健康推進課	54.1%	59.0%	54.6%	92.5%	△
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業数	地域経済振興課	87 事業所	100 事業所	94 事業所	94.0%	△
小学校区単位で結成される自主防犯活動団体結成数	まちづくり推進室	13 団体	17 団体	13 団体	76.5%	□

分野と指標	担当所属	現況値	目標値	実績値		
		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	達成率 (%)	達成 状況
5 教育・保育の整備						
公立幼稚園からの認定こども園への移行園数	幼児課	0 園	1 園	1 園	100.0%	○
利用者支援事業実施箇所数	子ども・若者課 健康推進課	0 か所	2 か所	2 か所	100.0%	○
時間外保育事業(延長保育事業)実施保育所数	幼児課	25 園	33 園	33 園	100.0%	○
放課後児童クラブ受入児童数	生涯学習課	918 人	1,409 人	1,393 人	98.9%	△
子育て短期支援事業(ショートステイ)受入施設数	子育て支援課	2 か所	7 か所	7 か所	100.0%	○
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	健康推進課	89.3%	100.0%	98.0 %	98.0%	△
養育支援訪問件数	子育て支援課	1,313 件	1,410 件	1,755 件	100.0%	○
地域子育て支援センターの整備	子ども・若者課	2 か所	3 か所	3 か所	100.0%	○
公立幼稚園における水曜日の預かり広場の実施	幼児課	0 園	9 園	9 園	100.0%	○
保育所における一時預かり事業の実施	幼児課	18 園	25 園	22 園	88.0%	△
病児・病後児保育事業の実施	幼児課	1 か所	1 か所	1 か所	100.0%	○
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	子ども・若者課	182 人	190 人	181 人	95.3%	▼
妊婦健康診査 受診回数	健康推進課	12,371 回	15,400 回	10,851 回	70.5%	▼
計画目標値の達成率				-	91.4%	

※達成率は、(平成30年度(2018年度)状況÷目標値)を%で表したものです。また、100%を超える場合は、100%としています。

※達成状況は、目標値が達成できた場合は○、目標値は達成できなかったが現況値よりも改善された指標は△、現況値から変更が無かった指標は□、現況値よりも後退した指標は▼としています。

2 彦根市子どもの貧困対策計画（第1期） 計画目標値と達成状況（平成30年度）

指標	担当所属	現況値	目標値	実績値		
		平成 28 年度 (2016 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	達成率 (%)	
1 子どもたちの学びを応援						
(1)地域子育て支援センターの整備	子ども・若者課	2 か所	3 か所	3 か所	100.0%	○
(2)家庭支援推進保育士の配置	幼児課	9 園	13 園	11 園	84.6%	△
(3)保育所一時預かり事業の実施	幼児課	19 園	25 園	22 園	88.0%	△
(4)保育所待機児童の解消 (4月1日現在の待機児童数)	幼児課	51 人	0 人	29 人	37.0%	△
(5)児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得 状況 (各年度の結果)	学校教育課	小 74.5%	小 80.0%	小 66.5%	83.1%	▼
		中 67.3%	中 80.0%	中 70.0%	87.5%	△
(6)就学援助認定基準の拡大	学校教育課	生活保護 の基準の 1.2 倍	拡大	生活保護の 基準の 1.2 倍	－	□
(7)スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	1 名配置	2 名配置	1 名配置	50%	□
(8)地域での学習支援教室の整備	生涯学習課 子ども・若者課	1 か所	7 か所	9 か所	100.0%	○
(9)放課後などの学習支援員の登録者数	生涯学習課	23 人	35 人	96 人	100.0%	○
2 子どもたちの育ちを応援						
(10)放課後児童クラブ受入児童数	生涯学習課	1,214 人	1,372 人	1,393 人	100.0%	○
(11)子ども食堂・学べる場の整備	子ども・若者課	0 か所	17 か所	9 か所	52.9%	△
(12)フリースペースの整備	子ども・若者課	0 か所	3 か所	2 か所	66.7%	△
(13)若者の居場所の整備	子ども・若者課	0 か所	3 か所	2 か所	66.7%	△
(14) ひとり親家庭の親子が過ごせる居場所の 整備	子育て支援課	0 か所	1 か所	1 か所	100.0%	○
(15)ショートステイ受入施設数	子育て支援課	2 か所	3 か所	7 か所	100.0%	○
(16)いきがいワークセンターにおける就労 決定件数(H28 年度開設)	社会福祉課	—	50 件/ 年間	31 件	62.0%	△
(17)自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促 進給付金受給者数	子育て支援課	8 人(H27 実績)	9 人	11 人	100.0%	○
(18)ひとり親家庭向け市営住宅の募集	建築住宅課	1 件/年間	1 件/年間	1 件/年間	100.0%	○

指標	担当所属	現況値	目標値	実績値		
		平成 28 年度 (2016 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	達成率 (%)	
3 みんなで応援						
(19)子どもの貧困に関する相談窓口の開設	子ども・若者課	未開設	開設	開設	100.0%	○
(20)むし歯のない3歳児の割合	健康推進課	79.5% (H27 実績)	90.0%	84.7%	94.1%	△
(21)関係機関による支援ネットワークの整備	子ども・若者課	未整備	整備	整備	100.0%	○
(22)乳児家庭全戸訪問の訪問割合	健康推進課	89.9% (H27 実績)	100%	98.0%	98.0%	△
(23)地域資源を掘り起こし、育成する体制の整備	子ども・若者課	未整備	整備	整備	100.0%	○
(24)支援対策ガイドブックの作成	子ども・若者課	未整備	作成	作成済	100.0%	○
(25)庁内体制の整備	子ども・若者課	未整備	整備	整備	100.0%	○

※達成率は、(平成30年度(2018年度)状況÷目標値)を%で表したものです。また、100%を超える場合は、100%としています。

※達成状況は、目標値が達成できた場合は○、目標値は達成できなかったが現況値よりも改善された指標は△、現況値から変更が無かった指標は□、現況値よりも後退した指標は▼としています。

3 まとめ

平成30年度(2018年度)実績において、すでに目標値が達成できたかあるいは現況値(平成25年度(2013年度)実績)から改善された事項が多いです。現況値から変更の無かった指標や現況値よりも後退した事項もあるものの、概ね70%以上の達成率となっています。なお、未達成の中には、指標としていた数値自体がなくなったものや、指標としていた事項の内容を見直したことにより大幅に減少したものもあります。

すでに達成した事項については、数値のみではなく、どのように施策が行われているかなど質的な部分にも着目していく必要があると考えます。

第 14 節 子ども・子育て、若者、子どもの貧困に関する課題

(1) 各種統計からの課題把握

◇人口・世帯など

- 近年の人口は横ばいで推移し、平成 31 年に増加に転じて 112,997 人となっています。うち、0～14 歳の年少人口は減少が続き、年少人口比率も低下しており、人口減少への対応が迫られます。
- 子ども・若者人口を 5 歳階級別にみると、各区分で減少傾向にありますが、増加のみられた層もあり、今後も微増減の変動を見据えた事業やサービスの需給バランスを調整することが必要となります。
- 外国人人口は増加傾向にありますが、うち年少人口は年による増減の変動がみられ、年少人口比率は 8 % 台となっています。一定数の外国人对応を鑑みた支援の充実が課題となります。

◇就労状況など

- 近年の出生数は減少傾向にあります。共働き世帯の増加や多様な就労形態を鑑み、必要とされる教育・保育ニーズへの対応による、産み育てやすい環境づくりが課題となります。
- 年齢 5 歳階級別に女性の労働力率をみると、40 歳以上では国や県よりも高い値となっていますが、M 字の底に対応する 30～34 歳の労働力率が、国や県よりも低くなっています。出産による意図しない離職を防ぐとともに、保育ニーズに対応できる受け皿の整備が求められます。
- 近年は婚姻数が減少しており、地域の魅力創出により、若者の結婚の希望を叶える施策が望まれます。

◇教育・保育施設など

- 保育所利用率の増加、4・5 歳児の幼稚園利用率の減少など、教育・保育ニーズの変容がうかがえ、今後のニーズ量と整備量の細かな変動が予想されるため、柔軟な供給体制づくりが課題となります。
- 本市では、依然として待機児童の発生がみられるため、待機児童の解消をめざし、就学前児童の保育ニーズを見据えた受け入れ体制の確保が求められます。

◇若者・ひとり親など

- 児童虐待通告受理件数は、増減を繰り返していますが、一定の件数が毎年みられるため対策が必要です。種別では、身体的虐待が多く、性的虐待は 1 件ですが、一人も見逃さないような支援が望まれます。
- ひきこもりについては、狭義のひきこもりは 164 人、準ひきこもりは 340 人、これらを合わせた、広義のひきこもりは 504 人と推計されます。家族や本人への支援や対応が迫られます。

◇子どもの貧困

- 生活保護、児童扶養手当、就学援助の受給者数については、微増または横ばい状況にあります。
- 学習状況調査、教育環境調査では、全国平均をやや下回っている状況にあります。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが市内小中学校で配置や派遣されており、必要な児童・生徒等への相談や支援に当たっています。

(2) アンケートなどからの課題把握

◇子育て不安など

- 就学前児童の保護者では、遊びやしつけ、子どもの性格や生活習慣、子どもを叱りすぎている気がするといった回答が上位にみられますが、これらは前回結果の回答割合より低下しています。他の回答にも分散しており、悩みや心配ごとは多岐にわたるため、各種相談がしやすい窓口や支援機関との連携が必要です。
- 小学生の保護者では、子どもの性格や生活習慣、学力や進学・受験、遊びやしつけに続いて、友達づきあいなどの悩みも多く、家庭・地域・学校などが連携し、保護者の悩みを軽減する体制の強化が求められます。

◇子育て環境など

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用率は、前回調査から上昇し7割近くとなっています。保育ニーズの高まりがうかがえ、様々な状況に応じたサービスの提供が求められます。
- 平日、定期的に利用している教育・保育事業は、認可保育所、幼稚園、認定こども園の順に多くなっています。利用割合を前回調査と比べると、幼稚園は低下し、認可保育所、認定こども園は上昇しています。今後も変遷していくであろう市民ニーズの変容を捉えていくことが重要です。
- 市の子育て環境では、めぐまれた自然環境、近隣に同世代の遊び仲間がいる、地域活動が盛んであるなどの回答割合が高い一方、施設に関する回答割合が低いため、ハード面での整備が求められます。

◇地域での子育て・子育てなど

- 就学前児童向けのサービスについて、認知度・利用経験・利用意向をたずねたところ、パパママ学級の認知度が8割半の一方で、子ども・若者総合相談センターの認知度が2割強など、各事業やサービスで差がみられます。利用経験は多いもので3割台にとどまっていますが、利用意向は体操教室、地域の文庫が過半数であるなど、様々なサービスに対する一定のニーズが確認でき、提供サービスの充実が求められます。
- 就学児童向けのサービスについては、いじめ相談ホットラインや虐待相談の認知度が7割台の一方、立ち直り支援センターや子ども・若者総合相談センターの認知度は1割台となっています。また、利用経験のあるサービスはすべて2割以下の一方、利用意向はすべてが2割弱から5割台にあるため、実際の利用につながる取組が課題となります。
- 彦根市のこれからの子育て施策では、就学前の保護者では、子育てしやすい労働条件の整備等ワーク・ライフ・バランスの実現が最も期待度が高く、児童手当などの経済的支援や教育・保育の費用負担の軽減も過半数が期待しています。小学生では、児童手当などの経済的支援、学力向上のための教育内容の充実、医療機関・施設の充実を過半数が期待しています。仕事と家庭の両立、行政による経済的支援や費用負担、学校教育の充実に向けた取組の充実が求められます。

◇若者の意識など

- 将来の夢（希望）がある若者が減っており、将来図が描けるモデル提示などが課題となります。
- 社会で生きていくために個人の努力、いろいろな人との交流など、若者の意識は多種多様となっています。
- 困りごとでは、自分の生き方や将来が5割超、収入や生活費のことが4割強となっています。
- 若者支援に必要な相談体制については、親身に聞いてくれる、無料、匿名が3割超となっています。相談体制についてのほとんどの回答割合が前回よりも下がっており、発見・対応が課題となります。

各種調査結果より

〔生活状況調査〕

- 生活困難世帯では、塾や習いごとをしていない割合が高くなっています。また、費用負担のある「宿泊をとまなう旅行に行く（帰省以外）」の回答割合が低い傾向がみられます。
- 中学2年生のいる生活困難世帯で、朝食を「毎日食べる」割合が低くなっています。
- 小学5年生のいる生活困難世帯で、子どもの学習に関して利用したい事業について「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」の回答割合が高くなっています。
- 子どもが落ち着いて勉強できる場所があるかについては、生活困難世帯で「ない」の回答割合が高くなっています。
- 地域での付き合いの程度については、生活困難世帯で「まったく付き合いがない」の回答割合が高く孤立傾向がみられます。

〔支援団体等調査〕

- 母子家庭では正規社員になれない方が多く、経済的に不安定な世帯が多い傾向です。
- 放課後は放課後児童クラブで過ごす子が多く、また、塾に通うゆとりはない子が多いという回答がありました。
- 収入が少なく、貯蓄が出来ない世帯が多くみられる。このため、子の進学にかかる費用も、貸付を利用する世帯がみられます。
- 仕事や、親の特性などの理由により子どもとコミュニケーション不足の世帯が多いとの声がありました。
- 子ども食堂は食の提供だけではなく、交流の機会ともなっています。

〔保育所・幼稚園・小中学校・高校・大学等調査〕

- 困難な家庭の状況については、「不登校」が最も多く、次いで、「朝食を食べていない」、「授業料（保育料）の支払いができない」、「保護者と連絡がとれない」が多くなっています。
- 困難な家庭に対し行っている支援としては、関係機関との情報交換、各種相談窓口との連携などがありました。
- その他、必要に応じての家庭訪問、進路相談やスクールカウンセラーのカウンセリングなどがなされています。
- 困難な家庭に対する支援の課題については、「学校（園）でどこまでかかわる必要があるのかが、わからない」、「教員（保育士等）が多忙で対応できない」、「保護者と連絡がとれない」などが多くなっています。

〔学習支援を利用している子ども調査〕

- 学習支援に来ることであった変化については、「学校の授業がわかるようになってきた」が最も多く、次いで、「勉強がたのしくなってきた」、「自分の進路がはっきりとしてきた」が多くなっています。
- 学習支援に来る前と比べてあった気持ちの変化については、良い方向への気持ちの変化があった子どもたちが多くなっています。

（３）子ども・若者を取り巻く主な課題の整理と取組の方向性

◇子ども・若者が健やかな育ちができる環境の充実

すべての子ども・若者が健やかな育ちや学びができるよう、保育所・幼稚園や学校をはじめ、さまざまな社会資源を活用し、子どもの育ちや子育て家庭の支援、若者の社会参加や自立につながる支援を充実させる必要があります。また、家庭や地域、学校などの社会のあらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者に寄り添い、支えることができるネットワークを構築する必要があります。

◇子ども・若者の成長に応じた切れ目のない支援・育ちに応じた支援の展開

すべての子ども・若者がその生まれから育ちにかけて切れ目のない支援を受けられるよう、保育所・幼稚園、家庭・地域・学校などが連携し、子どもの育ち、発達、学びの連続性を理解し、子ども・若者の視点に立ち、ライフステージに応じた支援を展開する必要があります。そのため、乳幼児期の保育や教育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を図るとともに、若者に対しても、本人や家族の不安に対する相談支援などを充実させる必要があります。

◇社会的に援助が必要な、生きづらさのある子ども・若者への支援の充実

社会的に援助を必要とする、さまざまな子ども・若者やその家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待、いじめ・不登校、外国人児童、ニート・ひきこもり、非正規雇用割合の高まり、子どもの貧困など、子ども・若者とその子育て家庭を取り巻く多様な課題や環境に対して、その解決や改善に取り組み、生きづらさのある子ども・若者への支援策を充実させる必要があります。

◇安心して子ども・若者が暮らし・子育てのできるまちづくり

すべての子ども・若者の健やかな育ちや学びに向けて、福祉・保健・医療体制の充実を図り、身近で安心して出産や養育ができる環境の整備が必要です。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を始めとする男女共同参画の社会づくりや、子どもが安心・安全に暮らせる地域づくりなど、子ども・若者や子育て家庭に配慮した環境やまちづくりが必要となっています。

◇すべての子どもが夢と希望をもって成長できるまちづくり

すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、自らの将来を自らで考え創り出すことができる人となるよう育ちと学びができる環境を整備する必要があります。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの健やかな育ちを確保するために、経済的困難な家庭に対する包括的な支援を推進する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子ども・若者は次の時代を担うかけがえのない存在であり、将来の彦根市に新たな活力を生み出す非常に大切な存在です。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、就労環境や経済状況などめまぐるしく変化する現代社会において、子育てに負担感や孤独感を感じる親もあり、子ども・若者の健全な育成に影響を与えています。そのような中で、子ども・若者が健やかな育ちや学びをするためには、これまで以上に、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校、事業所などが子ども・若者の視点に立ち、その権利を十分尊重した上で、子ども・若者を支える社会を構築していく必要があります。

そのためには、子ども・若者がその環境に関わらず、地域において、いきいきとした生活を送ることができ、また、その可能性や創造性を育み、次の時代をよりよく切り開いていけるよう、子ども・若者の「育ちや学び」を地域全体で支援していかなければなりません。

本市においては、本計画の前身にあたる「彦根市子ども若者・プラン」では『子ども・若者の元気を応援するまち ひこね』を、「彦根市子どもの貧困対策計画」では『子どもたちの学びと育ちをみんなで応援します』を基本理念として掲げました。

本計画においても、子ども・若者、また、子ども・若者を取り巻くみんなが、子ども・若者に寄り添い、お互いにつながり、協力し合いながら、ともに「育ち・育てる、学ぶ」環境をより一層充実させ、子ども・若者が「自分の夢を叶える力」を身に付け、自らが明るい未来を創るため、以下の基本理念を掲げます。

**子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢を
みんなで応援するまち ひこね**

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取組を推進します。

基本目標と各計画の対応関係

Ⅰ 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

⇒「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者支援計画」

Ⅱ 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり

⇒「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」
「子ども・若者支援計画」

Ⅲ みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり

⇒「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者支援計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」

Ⅳ 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

⇒「母子保健計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者支援計画」

Ⅴ すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり

⇒「子どもの貧困対策計画」

Ⅰ 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

- すべての子ども・若者の「最善の利益」が実現されるよう、家庭や地域、学校など、あらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者の気持ちに寄り添い、支えることができる社会環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。

Ⅱ 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり

- 子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者に関する情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用の促進や地域子育て支援拠点の機能強化、若者の自立に向けた支援を行います。

Ⅲ みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり

- あらゆる子ども・若者が、共に開かれた機会を得られ、将来の生活を見通せるような支援を行います。個々の多様性を尊重しつつ、困難を抱えるケースの早期発見・早期対応を図ります。児童虐待、子どもの貧困、ひとり親家庭、障害のある子ども・若者やその家庭など、援助が必要な子ども・子育て家庭に、適切な支援を行います。また、ひきこもりやニート、生活困窮などに陥った若者に対して、属性や環境により複雑化・深刻化する問題や悩みに対して、柔軟に対応できる相談支援を充実します。

Ⅳ 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

- 子ども・若者が成長し、次代を担いつつ、子育て家庭をもつという循環をめざし、安心して暮らせる環境を整えます。福祉・保健・医療の関係機関などとの連携により、母子保健サービスの充実を図るとともに、身近で安心して出産や養育ができる生活環境を整備します。また、仕事と家庭の両立を支援する地域づくりを進めるなど、子ども・若者、子育て家庭に配慮した、安全でやさしいまちづくりを進めます。

Ⅴ すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり

- すべての子どもが、その環境から限定的な影響を受けることなく、家族や地域、学校に応援され、夢と希望を持って育ち合い、学び合う実感が得られる地域社会を築き上げます。みんなに応援されて育った子どもたちが、将来、地域社会に芽生える新しい命を応援する若者・大人に成長していけるよう、支え合い・助け合いの輪が広がるまちづくりをめざします。

第3節 基本的な視点

基本理念、基本目標に向けて、諸施策の取組を推進する上での基本的な視点は次のとおりとします。

①子どもの権利の尊重

(基本目標Ⅰ・Ⅴ)

「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」を尊重し、すべての子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、日頃から子どもの声に耳を傾け、子どもの心に寄り添いながら支援を行う視点が重要です。

②妊娠から出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

(基本目標Ⅱ・Ⅳ)

妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うことが重要です。

③保育需要への適切な対応

(基本目標Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)

女性の就業率の高まりによる夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態にともなう様々な市民ニーズや保育需要に適切に対応するために、量と質の両面からの確かつ柔軟なサービス提供を行う必要があります。

④きめ細やかな配慮を要する子ども・若者への支援

(基本目標Ⅱ・Ⅲ)

配慮を要する子どもを早期に発見する機会を広げるために、各関係機関や医療機関などとの連携を強化するとともに、困難を抱える子ども・若者に対する早期対応を行うため、相談支援体制をさらに充実していく必要があります。

⑤学校教育、就学前教育の充実

(基本目標Ⅱ・Ⅲ)

就学前の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、質の高い幼児教育が提供されることが大切です。また、集団生活への対応能力や基本的な生活習慣の習得、育ちと学びの連続性の観点から、学校教育への円滑な接続を図ることが重要です。

⑥子どもの貧困対策

(基本目標Ⅲ・Ⅴ)

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざすとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子供たちの成育環境を整備し、教育を受ける機会の均等を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要です。

第4節 施策の体系

基本目標	基本施策	施策の方向
Ⅰ 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり	1. 子ども・若者を応援する体制の整備・充実	① 子ども・若者支援のネットワークづくり ② 家庭と子ども・若者を応援する地域づくり ③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり
	2. 子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実 ② 図書館や子どもセンターなどの充実 ③ 子ども・若者が参加するまちづくり
Ⅱ 子ども・若者の育ちに 応じたまちづくり	1. 地域における子育て支援の充実	① 地域の子育て支援サービスの充実 ② 家庭・地域の子育て力の向上 ③ 身近な相談事業の充実
	2. 保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実 ② 学校教育・生涯学習の充実 ③ いじめなど問題行動への対応 ④ 不登校への支援 ⑤ 放課後児童の健全育成 ⑥ 学齢期・思春期のこころと体の健康づくり
	3. 社会参加や自立に向けた支援	① 社会参加や自立に向けた意識づくり ② 就労支援の充実
Ⅲ みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり	1. 児童虐待・配偶者への暴力などの防止	① 児童虐待の防止と対応 ② 配偶者に対する暴力の防止と対応
	2. 青少年の非行防止	① 青少年の非行防止 ② 有害環境や遊技場などへの対策
	3. ひきこもりやニートなどへの支援	① ひきこもりへの支援 ② ニート・フリーターへの支援
	4. 障害のある子ども・若者への支援	① 障害のある子ども・若者などへの支援 ② 障害のある子どもへの発達支援
	5. ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	① ひとり親家庭への支援 ② 外国にルーツを持つ子ども・若者、その家庭への支援 ③ 子どもの貧困問題への対応
Ⅳ 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり	1. 安心して出産・子育てができる環境づくり	① 妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 ② 不妊への支援 ③ 子育ての経済的負担への支援 ④ 企業・事業所に対する啓発
	2. 乳幼児の発達と保護者への支援	① 乳幼児のこころと体の発達への支援 ② 保護者への支援
	3. 安全・安心なまちづくり	① 身近で安心できる医療の充実 ② 安全・安心な地域づくり
Ⅴ すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり	1. 子どもたちの学びへの支援	① 就学前保育・学校教育の充実 ② 福祉関連機関などとの連携 ③ 地域での学習支援、就学の支援
	2. 子どもたちの育ちへの支援	① 子どもたちの居場所づくり ② 子ども・若者への就労支援の充実 ③ 保護者の就労支援・学び直し ④ 経済的な支援
	3. 相談支援体制の充実	① 相談体制の整備・充実 ② 関係機関による連携強化・ネットワークの整備 ③ 市民への周知・啓発

第4章 施策の展開

I 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

すべての子ども・若者の「最善の利益」が実現されるよう、家庭や地域、学校など、あらゆる分野に関わる人々が、子どもや子育て中の保護者、若者の気持ちに寄り添い、支えることができる社会環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。

1. 子ども・若者を応援する体制の整備・充実

①子ども・若者支援のネットワークづくり

施策	内容	主な取組主体
【1】 市民活動の ネットワーク化	子育て情報の共有化、共通理解、課題解決に向けた連絡調整を行うため、「子育て支援関係機関連絡調整会議」を開催し、円滑な事業推進を行うとともに、市民活動のネットワーク化を図ります。	子ども・若者課
【2】 青少年の健全育成に 関わるネットワーク の充実	青少年育成市民会議や各学区（地区）青少年育成協議会が関係機関・団体との連携を図りながら、地域住民と共に豊かな心をはぐくむ家庭づくりや地域における青少年の健全育成など、青少年にふさわしい環境づくりに向け運動を展開します。	子ども・若者課 少年センター
【3】 子ども・若者支援の ネットワークの充実	ニート・ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難のある子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施をするため、「彦根市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、その活動の充実を図ります。	子ども・若者課
【4】 彦根市子ども・若者 総合相談センターの 設置と機能の充実	生きづらさのある子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように支援するため、その相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う拠点として、彦根市子ども・若者総合相談センターを設置し、機能の充実を図ります。	子ども・若者課
【5】 支援プログラムの 作成とその体制整備	ボランティア活動など様々な社会参加の体験から、職場見学やアルバイト体験、仕事の技術習得まで、一人ひとりのニーズを把握し、持てる力を伸ばし、生活や学習上の困難の改善等を図る適切な支援プログラムの作成に努めます。またその提供体制を整備します。	子ども・若者課

②家庭と子ども・若者を応援する地域づくり

施策	内容	主な取組主体
【6】 身近な地域での 声かけの促進	健やかな子ども・若者の育成を地域全体で支援するという視点から、主任児童委員と民生委員児童委員の活動を支援し、身近な地域でのあいさつや声かけなどを促進します。	社会福祉課
【7】 民生委員児童委員 の活動への支援	民生委員児童委員に対して、子ども・若者育成支援に関する研修の充実を図ります。また、主任児童委員については、子ども・若者育成支援における市民のリーダー的存在として力を発揮してもらえよう、研修、活動への支援を行います。	社会福祉課
【8】 家庭の孤立化防止 への支援	子ども・若者、子育て家庭の孤立化を防止するため、主任児童委員や民生委員児童委員など地域の関係団体・グループと連携を密にして個別訪問や相談支援をするなど子ども・若者支援活動を実施します。	社会福祉課 子ども・若者課 子育て支援課 健康推進課

③みんなで子ども・若者を育てるまちづくり

施策	内容	主な取組主体
【9】 ともに関わり、 支えるまちづくり	子育てを応援するサービスの提供や地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく仕組みづくりをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう気運を盛り上げます。また、子ども・若者のこころの健康の維持・増進に努め、自殺予防などに取り組みます。	子ども・若者課 障害福祉課 健康推進課
【10】 各種団体への研修 などの支援、連携	青少年育成市民会議・PTA・子ども会指導者連合会など、子ども・若者支援に関わる各種団体に対して、研修、活動への支援を一層進めるとともに、連携強化を進めます。	子ども・若者課 少年センター 生涯学習課
【11】 子ども・若者を 支える人材の育成	子ども・若者のスポーツ活動や文化活動など様々な地域での活動を活発にするため、指導者や関係団体などの育成を推進します。	子ども・若者課 少年センター 保健体育課
【12】 各種サークル活動や NPO などへの支援	子育てサークルなど、自発的な交流・学習活動のニーズに合った支援を行い、組織や活動を支援します。また、これらの活動が広く地域に広まり、安定的な活動を継続するようNPOなどへの支援に努めます。	まちづくり推進室 子ども・若者課
【13】 家庭づくりの推進	毎月第3日曜日の「家庭の日」を「家族ふれあいサンデー」と位置づけ、親子がともに過ごせる時間を確保し、対話やふれあいの中で、家族の一員としての役割意識や責任感を育てる機会をできるだけ多く持てるよう啓発します。	子ども・若者課 少年センター

施策	内容	主な取組主体
【14】 男女共同参画の啓発	男女共同参画の理念を浸透させるため、市民啓発の拠点施設である男女共同参画センターウィズでは女性が社会進出するための様々な講座の開催や、「広報ひこね」「かけはし」「FMひこね」などあらゆる情報媒体を通じた情報提供を行います。また、男女共同参画地域推進員による出前講座では、ワーク・ライフ・バランスやまちづくり、ハラスメント、防災などを切り口に、性別役割分担意識の払拭をアピールするなど若者にも啓発を行います。	企画課
【15】 ボランティアの 発掘や活用	地域に根付いた子ども・若者支援活動の機会を構築し、「地域の子ども・若者は地域全体で育てる」という意識を醸成します。また、地域ボランティアの発掘と、それらを必要としている市民・団体への連絡調整を充実します。	子ども・若者課 少年センター
【16】 地域との連携に おける育ちの 機会の提供	青少年育成市民会議が推進している「あいさつ運動」や地域行事を通して、青少年の人間性や社会性を育む様々な機会を提供します。	子ども・若者課 少年センター
【17】 家庭・地域・学校 の連携強化と市民 への啓発	家庭・地域・学校がそれぞれの機能を十分発揮しながら、お互いに連携を図るため、「青少年健全育成フォーラム」などの研修を開催するとともに、街頭啓発や広報活動を行い啓発に努めます。	子ども・若者課 少年センター 学校教育課

2. 子ども・若者育成のための社会環境づくり

①体験や交流を重視した学習機会の充実

施策	内容	主な取組主体
【18】 障害のある人や 障害への理解を 深める教育の推進	障害のある人や障害への理解を深めるために、学校などにおいて障害福祉の教育が実施され、促進されるよう、講師の選定ができるような障害者団体などに関する情報や、体験ができる障害福祉事業所の情報の提供や、車いすの貸出しなどを行います。	障害福祉課
【19】 自然体験学習の推進	びわ湖岸や河川、里山の多様な動植物にふれる自然体験学習を推進し、本市の自然環境の保全を担う未来の人材を育成します。	生活環境課 学校教育課 生涯学習課
【20】 食育の推進	「ひこね元気計画21（第3次）」に基づき、健康教室や保育所・幼稚園、学校等を通じて保護者や子ども自身に対し食育を推進します。また、子どもが食に関して学ぶ機会を提供し、関係者が互いに連携しながら取組を進め、地域	幼児課 学校給食センター 健康推進課 保健体育課

施策	内容	主な取組主体
	や家庭などで実践につながることをめざします。	
【21】 歴史文化にふれる 学習の推進	城下町や宿場町、村などを礎に発展してきた本市の歴史や文化への理解を深めるために、小学生を対象に木造棟での茶道体験や、館所蔵の美術作品などに関連した体験学習などを推進します。	彦根城博物館
【22】 スポーツ大会などの 機会の充実	近年の青少年は体力低下傾向にあることから、スポーツ・レクリエーション大会、学区スポーツ大会、スポーツ教室などに、子どもたちが気軽に参加できるよう、機会の充実を図ります。	保健体育課
【23】 文化芸術にふれる 機会の充実	子ども・若者が文化・芸術を発表する機会や上質な芸術にふれあう機会の充実を図り、未来の彦根の文化芸術活動をリードできる人材を育成します。また、日本の伝統文化、芸術に親しむきっかけづくりとして、指定管理者の自主事業に体験型事業の実施を求めます。	文化振興室

②図書館や子どもセンターなどの充実

施策	内容	主な取組主体
【24】 図書館や地域文庫 の充実	保護者や子ども・若者の生涯学習の拠点施設である図書館で、様々な学習ニーズに対応し、図書館に対するニーズの高度化・多様化にこたえるため、資料と専門職員の充実を図るとともに、湖東定住自立圏構想と連動しながら、図書館サービスの向上に努めます。また、図書館から遠い地域や子どもたちに本を読む楽しさを伝えるため、たちばな号による図書の貸出を行うとともに、地域文庫活動への支援を行います。	図書館
【25】 子どもセンターの 充実	子どもセンターにおいて、子どもたちが荒神山の豊かな自然の中で活発に遊び、学べるよう、遊具や設備の充実、天文関係の講座や科学教室、工作教室、将棋教室などの学習機会の提供に努めます。また、これらによって、異年齢の交流を促し、子どもたちの社会性や創造性を育みます。	子ども・若者課
【26】 児童館等の充実	地域の児童福祉の拠点施設として市民の多様な活動を支援するとともに、様々な活動ニーズにこたえるための施設の整備・充実を図ります。また、子ども向け講座の開催など、事業の充実を図ります。	子ども・若者課 東山児童館 市民交流センター

施策	内容	主な取組主体
【27】 児童遊園・公園の 充実	児童遊園などの各地区の公園・広場については、地区住民の意向や要望を聞きながら、住民が主体となって管理できるように連携と協力体制の確立、維持管理に努めます。	子ども・若者課 都市計画課
【28】 地域総合センター の充実	各種子育て支援事業や相談業務などを通じて、子育て家庭の交流や親子のふれあいを促進するなど、地域総合センターの設備や事業の充実を図ります。	人権・福祉交流会館
【29】 公民館の充実	公民館については、生涯学習の拠点施設として市民の多様な活動を支援するとともに、様々な活動ニーズに応えるための施設の整備・充実を図ります。また、子ども・若者向け講座の開催、公民館活動事業の充実に努めます。	生涯学習課

③子ども・若者が参加するまちづくり

施策	内容	主な取組主体
【30】 地域貢献活動の推進	子どもたちが地域の行事や祭などに積極的に参加するよう呼びかけます。さらに、中学校においては、「中学生地域貢献プロジェクト」として、学校が地域の各自治会と連携を図り、中学生が地域の方々とふれあいながら活動し、地域に貢献する取組を推進します。	学校教育課
【31】 子どもフェスティ バルの開催	子ども・若者の自由な発想や自主的な行動力を育成し、大人の関わり方（待つことと見守ることの重要性）を見直し、子ども・若者自らが企画運営に携わって創造性や企画力を身に付けるため、子どもフェスティバルを開催します。	子ども・若者課

Ⅱ 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり

子どもの発達と学びの連続性をもたせ、ライフステージに応じた支援を展開するとともに、子どもや子育て家庭、若者に関する情報提供や相談支援の充実に向けて、相談窓口の活用の促進や地域子育て支援拠点の機能強化、若者の自立に向けた支援を行います。

1. 地域における子育て支援の充実

①地域の子育て支援サービスの充実

施策	内容	主な取組主体
【32】 市民活動や施設の 情報収集と広報	子育てサークルや民生委員児童委員、NPO などの市民活動に関する情報や子どもに係る施設などの情報を収集し、一元化した上で、市ホームページ、子育て応援サイト「ひこ根っこ!」、「子育てガイドブック」、スマートフォンアプリ「ひこまち」などで提供します。	子ども・若者課
【33】 情報提供窓口の充実	子育てに関する相談や施設・サービスの紹介、情報提供を行う窓口の充実などにより、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行います。	子育て支援課 子ども・若者課
【34】 地域子育て支援 センターの充実	地域子育て支援センターにおいて、各種の子育て支援事業、相談業務、ひろば事業の開催を通じて子育て家庭の交流と親子のふれあいを促進し、子育て家庭の孤立の防止を図ります。	子ども・若者課
【35】 親子の交流の場 づくり	地域子育て支援センターの各ひろばをはじめ、市内各所で親子のふれあう機会を創出します。	子ども・若者課
【36】 就学前の子どもの 健やかな体づくり	体操教室を開催し、いろいろな運動遊びやリズム体操などをおして親子のスキンシップを図るとともに、健やかな体づくりを行います。	保健体育課
【37】 病児・病後児保育の 実施	病気またはその回復期にあるため、集団保育などが困難な児童を一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	幼児課
【38】 子育て短期支援事業 (ショートステイ) の充実	緊急的な児童の保護や宿泊を伴う保育のニーズに対応するため、ショートステイ事業の充実を図ります。	子育て支援課

②家庭・地域の子育て力の向上

施策	内容	主な取組主体
【39】 子育て講座の開催	家庭で子育てをする保護者を対象に、子どもの発達、救急救命や食育などのニーズに応じた内容を取上げ、子育てに関する講座を開催します。	子ども・若者課
【40】 家庭教育の支援	子どもが人間性や社会性を身に付けられるよう、また、保護者同士が交流しながら子育てを学べるように、各地区公民館において「すくすく教室」「のびのび教室」などを開催して家庭教育支援を行います。	子ども・若者課
【41】 絵本の読み聞かせによる親子のふれあい	ブックスタート事業を4か月・10か月の乳幼児健康診査に合わせて実施するとともに、スキルアップ講座の研修を経て、読み聞かせボランティアの育成を図ります。また、親子のふれあいのため、各家庭での読み聞かせを促すことで、親子のふれあいの機会を醸成します。	図書館
【42】 ファミリー・サポート・センターの充実	サービス内容や利用方法などについて周知を図り、特に提供会員の確保に努めます。また、市民ニーズに応えるため、会員活動や会員のための研修を支援します。	子ども・若者課

③身近な相談事業の充実

施策	内容	主な取組主体
【43】 身近な場所での相談体制の充実	保育所・こども園の園庭などを開放し、親子が遊びに来て子育てを楽しく学び、交流や相談等が行えるようにします。子育てに関する相談が気軽にできるように努めるとともに、福祉センターなどで関係機関との連絡調整を行い、子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じて相談・助言を行います。	幼児課 子ども・若者課
【44】 虐待相談など、多様な相談への対応	児童虐待相談を含む多様な相談に対し、きめ細かな対応を図るため、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター電話相談、家庭児童相談室などにおいて、専門職による身近な相談体制の充実を図ります。また、障害のある子どもが関係する虐待相談に関しては、保護者への支援を主体として虐待防止の対応をします。	子育て支援課 子ども・若者課 障害福祉課 健康推進課 発達支援センター
【45】 地域での子育て支援	子育てに関する不安に適切に対応するため、相談窓口を充実するなど関係機関や地域との連携を強化します。また、子育てを地域全体で支えるため、地域住民や民生委員児童委員、学校、心理カウンセラーなどとの連携を図るなど、子育て支援活動を促進します。	子ども・若者課 子育て支援課
【46】 子育て経験者・サポーターによる支援の充実	自らの経験を活かし、子どもとのふれあいや子育てに関するサポートを行える人材を育成し、市民協働による子育て支援を行います。	子ども・若者課

2. 保育・教育の充実

①就学前の保育・教育の充実

施策	内容	主な取組主体
【47】 保育・教育の充実	保育所保育指針、幼稚園教育要領等に基づき保育・教育の充実を図ります。また、職員の資質向上を目指し、保育や人権、障害児保育、家庭支援に関する研修等、各種研修会の開催等で研鑽を図ります。 さらに、公立園においては、保育所や幼稚園など、どこに在籍していても質の高い保育・教育が受けられるよう、「彦根市乳幼児教育・保育共通のカリキュラム」の検証を行い内容の充実を図ります。	幼児課
【48】 小学校との連携	小学生における生活や学習へ円滑に移行できるよう、接続カリキュラムを作成し、保育所・幼稚園・こども園と小学校との連携を推進します。	幼児課 学校教育課
【49】 人権保育・教育の推進	保育所・幼稚園などにおいて、人権を大切にする心を育てる保育・教育の実践を推進します。	幼児課 人権教育課
【50】 保育士・幼稚園教諭の人材確保	「保育士フェア」や「保育体験」を開催し、保育士などをめざす人の掘り起しや求人情報登録制度による潜在保育士の就職に向けた支援等を行います。	幼児課
【51】 特定教育・保育施設の施設整備	待機児童対策と安心・安全な保育環境を目指し、公立園においては、老朽箇所の修繕等を行います。また、民間保育所等においては、新設・増築・改修などの施設整備を支援します。	幼児課
【52】 低年齢児保育の充実	低年齢児保育を推進するため、職員の資質の向上や保育士の配置など、保育環境の充実を図ります。	幼児課
【53】 預り保育・一時預かり事業の充実	一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、幼稚園での預り保育の実施と保育所での一時預かりの実施園の充実を図ります。	幼児課
【54】 特定教育・保育施設等の安全管理体制の強化	保育所・幼稚園・こども園等の安全管理体制の強化として、職員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもに対しても、防犯・防災の意識を育てるとともに、不審者や自然災害を想定した避難訓練を行います。	幼児課

②学校教育・生涯学習の充実

施策	内容	主な取組主体
【55】 未来を創る力の育成	国際化が進み、多文化共生が一層求められるこれからの社会において必要となる、対人関係能力や課題解決能力を育成するため、国際理解教育や英語教育、多文化共生教育の充実を図ります。	学校教育課
【56】 生きる力を育む教育の充実	確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、生きる力を育む学校教育の充実を図ります。	学校教育課 保健体育課
【57】 子ども読書活動の推進	子どもの読書環境の整備、読書活動への支援を図ります。	学校教育課 図書館
【58】 福祉教育の推進・充実	小・中学校において、関係所属や団体との連携を図りながら、福祉教育・学習を推進します。	学校教育課
【59】 教職員の連携・研修や情報交換	教育指導の方法・内容の改善策などの教育現場の問題解決に対し、教職員が互いの連携のもとに速やかに取り組めるよう、研修機会の充実や情報交換の場づくりを進めます。	学校教育課 教育研究所
【60】 家庭・地域への啓発	子どもの健やかな成長を願い「彦根教育 学びの提言 ひこねっこ学びの6か条 [い・い・な・お・す・け]」を家庭・地域に啓発します。	学校教育課
【61】 人権教育の推進	子どもたちが将来、人権尊重の実践的態度を備えた市民として十分な役割を果たせるように、人権教育を推進します。	人権教育課
【62】 地域学校協働本部事業の推進	家庭・地域・学校の連携による教育活動を支援します。支援活動を通じた地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
【63】 学校での安全管理体制の強化	小・中学校の安全管理体制の強化や、職員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもたちの発達段階に応じた安全教育を推進します。	保健体育課

③いじめなど問題行動への対応

施策	内容	主な取組主体
【64】 支援が必要な児童生徒への対応	様々な学校不適應問題に対応するため、家庭・関係機関との連携のもとに各学校のきめ細かな教育相談事業の充実を図ります。	学校教育課 教育研究所

施策	内容	主な取組主体
【65】 いじめなど 問題行動の防止	いじめなど問題行動の未然防止・早期発見・適切対応を行います。	学校教育課
【66】 ケースの 早期発見・対応	学校や地域において、児童虐待やいじめなどのケースの早期発見を支援するとともに、それを適切な対応に結びつけられるよう体制の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
【67】 教職員の資質や 専門性の向上	学校におけるいじめ等により不安定な児童生徒に適切に対応できるよう、教職員の情報交換の場づくりや研修の充実に努めます。	学校教育課

④不登校への支援

施策	内容	主な取組主体
【68】 不登校への支援	不登校の兆候に対して適切に対応できるよう、学校における指導体制と、家庭や地域、関係機関との協力体制を確立します。また、学校生活などについて児童生徒が相談しやすい環境を整備し、相談・指導体制の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課 教育研究所
【69】 適応力の向上と 学校復帰への支援	学校に行きたくても行けない小・中学生を対象に、心の安定や生活への適応力向上を援助し、学校復帰をめざします。	教育研究所
【70】 身近で多様な 相談体制の充実	子育てに悩む保護者の不安に應えるため、「ともづな教育相談」の充実や専門的人材の各学校園への訪問体制の拡充を図ります。さらに、きめ細かな教育相談体制の確立を図るため子ども家庭相談センターなど関係機関との連携を強化します。	教育研究所

⑤放課後児童の健全育成

施策	内容	主な取組主体
【71】 放課後児童クラブ の内容充実	時間延長等を運営主体や実施方策、体制や費用負担などを加味しながら総合的な視点から検討し、内容の充実に努めます。	生涯学習課
【72】 放課後児童クラブ 指導員の資質の向上と人材確保	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるよう、指導員の資質を向上するため、委託事業者と連携し、各種研修を実施するとともに保育士資格や教員免許など専門資格を持つ指導員の人材確保に努めます。	生涯学習課
【73】 放課後児童クラブ の施設の充実	利用が増加している小学校区において、余裕教室の活用などを図りつつ、専用室の増設や設備の充実を進め、困難な場合は専用棟の整備を図ります。	生涯学習課

施策	内容	主な取組主体
【74】 放課後児童クラブの安全管理体制の強化	放課後児童クラブの安全管理体制の強化や、指導員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもに対しても、防犯・防災意識の指導や、不審者や自然災害を想定した避難訓練を行います。	生涯学習課

⑥学齢期・思春期のこころと体の健康づくり

施策	内容	主な取組主体
【75】 こどもすこやか21の周知・啓発	規則正しい生活習慣への啓発を行うとともに、子どもたちの健康づくりのための指標を定め、計画的に取り組みます。	保健体育課
【76】 性に関する指導と知識の普及	生命の大切さなどを含めた、体系的な性に関する指導を学校において推進します。また、避妊や性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	保健体育課
【77】 健康管理と生活習慣指導	養護教諭と保健師などとの連携体制を確立し、学校保健の充実を図るとともに、子ども自身が健康の増進を図るため、栄養や運動、生活リズムに関する教育を進めます。	健康推進課 保健体育課
【78】 喫煙・飲酒・薬物対策	タバコやアルコールの害についての教育を強化します。また、覚醒剤や薬物乱用の害についての指導を徹底強化します。	健康推進課 保健体育課 少年センター

3. 社会参加や自立に向けた支援

①社会参加や自立に向けた意識づくり

施策	内容	主な取組主体
【79】 職場体験の実施	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するために職業体験を実施します。	学校教育課
【80】 社会参画の促進	若者が社会との関わり方について、目的意識をしっかりとって、社会人・職業人として自立していくことができるよう、社会参画の促進を図ります。	生涯学習課
【81】 自立に困難を有する子ども・若者の包括的な支援体制の充実	すでにある多様な相談支援体制を充実するとともに、相互に事例を検討できる包括的な支援のネットワークづくりによって、自立に困難を有する子ども・若者一人ひとりの状況に即した対応を行います。	障害福祉課 発達支援センター 学校教育課 子ども・若者課

施策	内容	主な取組主体
【82】 社会とのつながりの創出	ニート・ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難のある若者が、社会とのつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、機会の提供に努めます。また、こうした取組を通して、若者の自立や社会参加を支援する団体のネットワークづくりを推進します。	子ども・若者課
【83】 国際理解や多文化共生を学ぶ機会の創出	若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。	人権政策課

②就労支援の充実

施策	内容	主な取組主体
【84】 職場定着	優秀な従業員を表彰することを通して、職場定着と労働意欲の向上の啓発に努めます。	地域経済振興課
【85】 就労支援の充実	ヤングジョブセンターや地域若者サポートステーションと連携して、就職に関する相談や求人情報の提供などにより、自立に困難を有する若者の就職を支援します。	子ども・若者課
【86】 制度普及に向けた国への要望	育児休業制度などが事業主や就労者に一層普及・定着し、出産や子育てと継続的な就労が両立するよう、必要に応じて国に啓発の取組や制度の内容を充実させるよう、要望します。	企画課

Ⅲ みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり

あらゆる子ども・若者が、共に開かれた機会を得られ、将来の生活を見通せるような支援を行います。個々の多様性を尊重しつつ、困難を抱えるケースの早期発見・早期対応を図ります。児童虐待、子どもの貧困、ひとり親家庭、障害のある子ども・若者やその家庭など、援助が必要な子ども・子育て家庭に、適切な支援を行います。また、ひきこもりやニート、生活困窮などに陥った若者に対して、属性や環境により複雑化・深刻化する問題や悩みに対して、柔軟に対応できる相談支援を充実します。

1. 児童虐待・配偶者への暴力などの防止

①児童虐待の防止と対応

施策	内容	主な取組主体
【87】 相談窓口の情報提供	虐待の防止・発見について広く市民に理解と協力を求めています。また、保護者が家庭や子育ての不安や悩みからくるストレスをためこみ、児童虐待につながるかもしれないよう相談窓口の情報提供を充実します。	子育て支援課
【88】 相談・対応体制の充実	子どもへの虐待、育児放棄など問題を抱える家庭への訪問による相談を行うとともに、相談を適切な対応に結びつけるために、プライバシーの保護に配慮しながら、地域や関係機関・関係者による要保護児童対策地域協議会のより一層の充実を図ります。また、育児不安を抱える保護者に対して、保健師などの専門職による相談や訪問指導を行うことにより、虐待予防に努めます。	子育て支援課 健康推進課
【89】 子どもの権利についての啓発	子どもの権利について、「広報ひこね」をはじめ各種広報媒体、広報機会を通じて多様な啓発活動を推進します。	人権政策課 子育て支援課

②配偶者に対する暴力の防止と対応

施策	内容	主な取組主体
【90】 相談・対応体制の充実	家庭児童相談や、彦根市男女共同参画センター「ウィズ」の「こころの悩み相談」においてドメスティック・バイオレンス（DV）の相談を受け付けます。また、被害者保護などにかかわる関係各機関の体制充実と連携強化を図ります。	子育て支援課 企画課
【91】 市民への啓発	DVの根絶に向けた市民啓発を行います。	子育て支援課 企画課

2. 青少年非行の防止

①青少年非行の防止

施策	内容	主な取組主体
【92】 非行防止活動の充実	少年センターを中心に、地域、学校、警察など関係機関が一体となって地域合同補導、街頭補導などの補導活動、電話相談、メール相談などの相談活動、街頭啓発、非行防止教室などの啓発活動を行い、非行に走る青少年に初期の段階で、必要な注意、助言、指導などを行うことにより、青少年の健全育成・非行防止を推進します。	少年センター 学校教育課
【93】 立ち直り支援活動の充実	非行を起こす可能性のある青少年や、非行や犯罪を犯してしまった青少年の立ち直りを支援するため、青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」において、個別指導で就職・就学などの支援を実施するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。	少年センター
【94】 家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを踏まえて見守ることができるよう啓発します。	子ども・若者課 少年センター
【95】 事業所などとの連携	健全な青少年を育成するため、事業所などと連携して、「青少年健全育成に協力する店」のステッカーの掲示依頼や見守り活動などに取り組みます。	子ども・若者課 少年センター

②有害環境や遊技場などへの対策

施策	内容	主な取組主体
【96】 携帯端末などへの対策	携帯端末などの使用についての教育を行い、有害サイトなどの危険性の周知に努めます。さらに携帯端末などによる中傷、いじめなどの行為の防止・対応を図ります。	子ども・若者課 少年センター 学校教育課
【97】 遊技場などへの対策	学校や地域、関係機関と連携し、カラオケルーム・ゲームセンターなどにおいて子どもを見守り、パチンコ店などへ出入りしないよう指導するなど、非行防止を図るためのパトロールや指導および事業所への啓発に努めます。	子ども・若者課 少年センター
【98】 有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストアなどに対し、有害図書を子どもに「見せない、買わせない、触れさせない」ことを目的に協力を要請します。	子ども・若者課 少年センター
【99】 有害図書などの回収	有害図書などを家庭に持ち帰らないよう、鉄道の駅に設置してある白ポストにおいて、回収を行うとともに、有害なビラの配布防止や看板の設置防止に取り組みます。	少年センター

3. ひきこもりやニートなどへの支援

①ひきこもりへの支援

施策	内容	主な取組主体
【100】 家族や関係者に対する相談・助言	ひきこもりやその傾向のある若者や家族に対して、専門職員による相談・助言を行います。	子ども・若者課 障害福祉課
【101】 社会復帰のための支援	対人関係能力の向上をサポートし、社会復帰のための支援に努めます。	子ども・若者課 障害福祉課
【102】 子ども・若者の居場所づくり	ひきこもりの子ども・若者が集う場を設け、自己と向き合い、社会的な参加が可能となった若者に就労・就学を通じた自立の機会を支援します。また、関係機関が連携し、チームで支援できる体制づくりなど、本人の居場所づくりを検討します。	子ども・若者課 少年センター
【103】 ひきこもりやニートへの支援	ひきこもりやニートと呼ばれる問題を抱えた若者に対しては、青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」による個別支援に加え、ソーシャルスキルの向上や就学・就職に向けた相談、訪問、交流機会、社会参画への取組を含めたより多くの部局や機関が加わった支援体制を検討します。また、小・中学校での不登校を背景に引きこもりの状態が続く若者に対しては、教育機関と連携した少年期からの継続的な支援を行います。	子ども・若者課 障害福祉課 発達支援センター 少年センター

②ニート・フリーターへの支援

施策	内容	主な取組主体
【104】 就業などに向けた支援	働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社会体験を積み重ねながら、正規の就業や社会への参画が可能となるよう誘導します。	子ども・若者課
【105】 職場適応と定着化の促進	学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう若者の割合は、依然高い状況にあることから、相談活動を充実し、就職後の職場定着支援を進めます。	子ども・若者課 少年センター
【106】 高校との連携	進路の決まっていない高校中退者などに対して、早期の支援が実施できるよう、高校から「地域若者サポートステーション」への円滑な誘導や、彦根市子ども・若者総合相談センターが必要に応じて自宅などへの訪問支援（アウトリーチ）を行うなど、ニート状態になることの未然防止を図ります。	子ども・若者課

4. 障害のある子ども・若者への支援

①障害のある子ども・若者などへの支援

施策	内容	主な取組主体
【107】 相談・支援体制の 充実	障害のある子ども・若者、その家族の相談は、障害の内容によっては、重層的で多岐になることもあるので、専門職による相談に加え、関係機関と連携するなど、相談・支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
【108】 発達障害のある子ども・若者への支援	発達障害のある子ども・若者、その家族に対して、早期に医療、保健、福祉、教育および労働などの関係機関が連携して、その特性に応じた支援を行います。	発達支援センター
【109】 障害のある子ども・若者の社会参加への支援	障害のある子ども・若者が、社会に参加し、いきいきと暮らせるよう、様々な就労や社会参加のための支援、日中活動の場の提供、コミュニケーション支援、外出のための移動支援や相談支援などのサービスを提供します。	障害福祉課

②障害のある子どもへの発達支援

施策	内容	主な取組主体
【110】 早期療育の推進	障害のある子どもに対するサービスの充実と、保護者の障害に対する理解を深められるような相談・支援体制を充実させます。	発達支援センター
【111】 障害児保育・特別 支援教育の推進 (就学前)	障害のある子どもの保育を充実するために、職員の資質の向上や保育士の配置などの保育環境の推進を図ります。	幼児課
【112】 特別支援教育の 推進	将来の自立した生活と社会参加の実現には、障害の種別や程度に応じた適切で一貫した教育を受けられることが重要であることから、相談・指導を充実させ、進路などに関して学校・関係機関などの連携を強化します。	学校教育課
【113】 成長に応じた支援 の持続的提供	精神発達相談、子育て教室などの相談体制の充実を図るとともに、専門的な支援ができる職員の確保に努めます。また、関係機関が連携してサービスの調整を行い、成長に応じた生活支援などの持続的な提供を進めます。	障害福祉課 発達支援センター 健康推進課
【114】 放課後や余暇活動 の充実	障害のある子どもの学校休暇中や放課後における生活や活動の場を提供する、放課後等デイサービスや日中一時支援事業など各種サービスの充実に努めます。	障害福祉課

5. ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援

①ひとり親家庭への支援

施策	内容	主な取組主体
【115】 相談体制の充実	ひとり親家庭への相談や援助体制の充実を図るとともに、福祉資金貸付などの支援制度に関する情報を提供します。	子育て支援課
【116】 高等技能訓練などの利用促進	看護師などの専門資格の取得を目的とし、養成機関でカリキュラムを受講する場合に、一定期間生活資金を支給するなど、経済的自立に向けて、就労支援を行います。	子育て支援課
【117】 自立支援プログラムの策定	就労に対して意欲のある母・父を対象に、個々の状況、ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワークなど一体となり、就業までのサポートをします。	子育て支援課
【118】 利用負担の軽減	ひとり親家庭の子育て支援事業の利用負担に対して、軽減に向けた取組を行います。	子育て支援課
【119】 住宅セーフティネットの充実	ひとり親家庭への住宅供給を行うことで、住宅セーフティネットとして充実に努めます。	建築住宅課

②外国にルーツを持つ子ども・若者、その家庭への支援

施策	内容	主な取組主体
【120】 子育て支援情報の取得支援	「広報紙」や「子育てガイドブック」の翻訳や、くすのきセンターなどでの相談において必要な場合は通訳を派遣するなど、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人住民が子育て支援に関する情報などを取得できるよう、支援をします。	人権政策課
【121】 母語教室の開催	母国語を体系的に学ぶことで、外国人住民親子間のコミュニケーションがとれるようになることや、外国人児童・生徒自らのアイデンティティを確立させ、学習や生活に意欲を持つことができるよう、支援します。	人権政策課
【122】 外国人児童生徒への就学支援	就学年齢期の外国人の就学を促進し、必要に応じて母語が分かる外国人児童生徒支援員を学校に派遣し、児童生徒や保護者への支援を進めます。	学校教育課

③子どもの貧困問題への対応

施策	内容	主な取組主体
【123】 子ども・若者を 取り巻く貧困問題 への対応	国の大綱に基づき、経済的困難を抱える家庭への支援やひとり親家庭への支援を図るとともに、貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援します。また、子どもの貧困率について、継続的に調査を行い、その状況を把握するなど、必要な対応を進めます。	社会福祉課 子ども・若者課 子育て支援課
【124】 就学・就労など、 生活困窮リスクの 軽減	就学・就労など、社会環境による生活困窮リスクの軽減に向けて、早期的、継続的支援による子ども、若者の家庭・社会環境の改善を図るため、若者に特化した就学・就労支援の強化や「滋賀県地域若者サポートステーション（彦根サテライト）」、青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」など、若者支援機関と一体となった支援の強化に取り組めます。	子ども・若者課 少年センター
【125】 「若者」に絞った 支援プログラムの 提供	彦根市と「滋賀県地域若者サポートステーション（彦根サテライト）」を中心に関係機関と連携し、概ね 15 歳から 39 歳の「若年無業者等」のうち、職業的自立をはじめとした将来に向けた取組への意欲がある人と家庭へ、個別相談や学校との連携、各種支援プログラムの提供を行います。	子ども・若者課
【126】 就学に向けた 経済的支援	子どもが経済的理由で希望する教育が受けられないことがないように、就学に要する諸経費などの援助を行います。	社会福祉課 学校教育課
【127】 学校教育による 学力保障	学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数の指導などの取組を行うため、教職員などの指導体制の充実を図ります。	学校教育課
【128】 学校を窓口とした 関係機関との連携	児童生徒の家庭環境などを踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に学校を窓口として、貧困家庭の子どもたちなどを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていけるよう、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課 子ども・若者課 学校教育課
【129】 地域における 学習支援	放課後や土曜日の学習支援の取組を推進します。また、生きづらさのある子どもをはじめとした子どもたちの学びや食事を通した『地域での居場所づくり』を推進します。	子ども・若者課 生涯学習課
【130】 生活困窮世帯など への学習支援	生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援事業を実施します。	社会福祉課

Ⅳ 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

子ども・若者が成長し、次代を担いつつ、子育て家庭をもつという循環をめざし、安心して暮らせる環境を整えます。福祉・保健・医療の関係機関などとの連携により、母子保健サービスの充実を図るとともに、身近で安心して出産や養育ができる生活環境を整備します。また、仕事と家庭の両立を支援する地域づくりを進めるなど、子ども・若者、子育て家庭に配慮した、安全でやさしいまちづくりを進めます。

1. 安心して出産・子育てができる環境づくり

①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援

施策	内容	主な取組主体
【131】 家族の育児参加を 促すための支援	妊婦やその配偶者・家族が、妊娠・出産・育児、父子手帳の活用法などについて学び、父親としての自覚を高め、父親や家族の育児参加を促します。	健康推進課
【132】 母子健康手帳の 交付・活用	妊婦への母子健康手帳の交付によって、保健施策の内容・活用の方法を啓発します。また、妊娠・出産・育児についてのパンフレットなどを配布し情報の提供に努めるとともに、保健指導を行います。さらに、第1子の妊娠時には父子手帳を同時に配布します。	健康推進課
【133】 妊婦健康診査の 実施	妊娠期の異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、妊婦が安心して妊娠・出産ができるように妊婦健康診査費用の助成を行います。	健康推進課
【134】 出産後のサロンな ど交流機会の充実	出産後気軽に相談や情報交換、交流ができるようなサロンを実施し、出産後の支援を図ります。	健康推進課
【135】 個別相談、 個別訪問の充実	妊婦が気軽に悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接など相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて助産師などによる訪問指導が受けられる体制の充実を図ります。	子育て支援課 健康推進課
【136】 支援が必要な 妊産婦への対応と フォローの充実	不安を抱える妊婦や出産後育児することが困難と感じる保護者への相談を充実し、悩みの早期解決に向けた支援を進めます。また、心や身体の健康面で問題を抱える保護者への早期対応とフォローのため、適切な時期に訪問指導ができるよう保健所、医療機関との連携を強化します。	健康推進課

②不妊への支援

施策	内容	主な取組主体
【137】 特定不妊治療費の 助成	高額な治療費のかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている人に対して、治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
【138】 不妊専門相談セン ターの利用促進	広報、ホームページなどを活用しながら、不妊相談事業を行う不妊専門相談センターを紹介するとともに、利用促進を図ります。	健康推進課

③子育ての経済的負担への支援

施策	内容	主な取組主体
【139】 保育料や教育費の 負担軽減	各家庭の収入状況などに応じ、保育料や教育費の負担軽減を図ります。	幼児課 学校教育課
【140】 医療費の負担軽減	医療費の負担軽減を図るために、ひとり親家庭福祉医療費助成制度や18歳未満の重度心身障害者（児）福祉医療費助成制度の助成対象者にかかる自己負担金（入院1日あたり1,000円、通院1診療報酬明細書あたり500円）を引き続き撤廃します。また、小中学生の入院医療費および平成30年4月診療分からの小学校1年生から3年生までの通院医療費の助成を行う、子ども医療費助成制度を引き続き実施し、助成対象の拡大の可能性について検討します。	保険年金課

④企業・事業所に対する啓発

施策	内容	主な取組主体
【141】 雇用者・企業への 啓発と情報提供	就労と子育てを両立できる環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進、労働時間短縮、フレックスタイム制などの柔軟な働き方の導入、男性の育児休業を含むその他の休暇の円滑な取得など、市広報などを通して、就労環境に係る情報提供、啓発活動を行います。	企画課
【142】 企業・事業所に対す る啓発	企業や事業所に対し、「イクボス宣言」の取組を推進するための啓発を行います。	企画課

施策	内容	主な取組主体
【143】 優良企業の公表	彦根市内において、女性の能力を活用している場合はもとより、「仕事と家庭の両立を支援している」「働きやすい職場づくりを心がけている」「多様な働き方の推進により就業改善に心がけている」など、積極的な取組を行っている企業等を、男女共同参画推進事業者として表彰し、併せて、広報ひこねや市のホームページなどで公表します。	企画課

2. 乳幼児の発達と保護者への支援

①乳幼児のこころと体の発達への支援

施策	内容	主な取組主体
【144】 乳幼児健康診査の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健康診査および歯科健診について、今後も受診を促すとともに、市民のニーズ把握や育児不安の軽減に努めるため充実を図ります。	健康推進課
【145】 予防接種の推進	子どもを疾病から守るため、引き続き正しい知識の普及や適切な接種時期の啓発を行い、接種率向上を図ります。	健康推進課
【146】 発達を支援する教室の充実	乳幼児の心身発達の支援や親子のふれあいを育む育児指導を行う、各種教室の内容を充実します。	健康推進課
【147】 個別相談の充実	心身発達の支援のため、保健師、栄養士、発達相談員などが、専門的立場で発育・発達・育児などについての適切なアドバイスを行い、個別相談および面談の充実を図ります。	健康推進課
【148】 個別訪問の充実	虐待やDV、育児不安など母子を取り巻く支援の必要な対象が増加傾向にあることも踏まえ、乳幼児健康診査の未受診児や要支援児をはじめ、必要な乳幼児や保護者について個別訪問を実施し、充実を図ります。	健康推進課

②保護者への支援

施策	内容	主な取組主体
【149】 乳児家庭への訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員、主任児童委員などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	健康推進課
【150】 保健指導の充実	子育て期の保護者に対して、食生活や生活リズム、う歯予防などの生活習慣の見直しや子どもの健全な発育を支援するため、個別指導、健康教室、健康診査などあらゆる機会を通して啓発・指導の充実を図ります。	健康推進課

施策	内容	主な取組主体
【151】 精神面のフォロー の充実	保護者が子育てにおけるストレスや悩みを解消でき、積極的に子育てができるよう支援します。また、産後うつ病の早期発見・対応など新生児訪問などでエジンバラ質問票などのツールを活用し、精神面でのフォロー体制の充実を図ります。	健康推進課
【152】 保護者支援 グループの支援 活動の推進	「Nobody's perfectプログラム」など、育児不安の軽減および育児の仲間づくりを目的とした保護者支援グループの支援活動を推進し、育児の孤立化を予防し、保護者同士で支え合い、育児力が高まることをめざします。	健康推進課
【153】 多胎児サークルの 自主活動の推進	多胎児サークルが自主活動を展開できるよう、地域資源を活用しながら支援体制の充実を図ります。	子ども・若者課
【154】 支援の必要な 保護者への対応	外国籍の保護者やひとり親家庭、極低出生体重児や障害のある子どものいる家庭など、細やかな支援が必要と思われる保護者に対し、今後も訪問や相談を通じて個別に対応します。	健康推進課
【155】 母乳育児への支援	母乳育児の推進を図るため、気軽に相談・支援ができるように努めます。	健康推進課

3. 安全・安心なまちづくり

①身近で安心できる医療の充実

施策	内容	主な取組主体
【156】 定期的な会議、情 報交換による連携	地域医療体制の確保・充実を図りつつ、医療機関との連携を強化するため、会議や情報交換の機会を積極的に設けます。	健康推進課
【157】 保健所との連携	思春期の子どもや保護者への保健指導および不妊相談・助成などについて保健所との連携を強化します。	健康推進課
【158】 休日・夜間診療の 充実	関係機関との協議、調整により、休日・夜間診療が維持・充実できるよう働きかけます。	健康推進課
【159】 小児救急医療体制 の維持	病院に勤務する小児科専門医などの不足により、小児救急医療体制の確保が困難な中、関係機関との協議、調整を図り、その体制の維持を図ります。	健康推進課

②安全・安心な地域づくり

施策	内容	主な取組主体
【160】 防犯対策の強化・ 充実	子ども・若者を犯罪から守る地域の自主防犯体制の強化を図るとともに、子どもの見守り活動や安心できる居場所づくりなど、子どもも若者も安心できる地域の実現のため、地域の防犯体制の充実を図ります。	まちづくり推進室 子ども・若者課 少年センター
【161】 子ども・家庭への 防災意識の喚起、 防災教育・防災 訓練の実施	小・中学校において、学校・家庭・地域・関係機関との連携のもと、正しい防災知識、防災意識、自助・共助・公助の防災精神の取得をめざした教育と避難行動訓練を実施します。	保健体育課
【162】 通学路の安全確保	子どもたちが安全に安心して登下校できるよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき、おうみ通学路アドバイザーと連携し、通学路の危険個所の把握や改良を行います。	保健体育課
【163】 地域での 子ども見守り活動	スクールガードをはじめ、地域の見守りボランティアと連携をとりながら、子どもの生命を交通事故や不審者から守る取組を進めます。また、「こども110番の家」が増えるよう、地域の協力を求めるとともに、協力市民や事業所に対して、いざというときの対処方法の指導などを行います。	子ども・若者課 少年センター 保健体育課
【164】 特定教育・保育施設 等の交通安全対策 の強化	保育所・幼稚園・こども園等の交通安全対策として、施設周辺の交通安全対策の検討や園児や保護者等への啓発や保育士等による見守りを強化します。	幼児課 道路河川課 交通対策課
【165】 交通安全教室の 充実	保育所・幼稚園等や学校において年齢層に応じた交通安全教室を開催します。	交通対策課
【166】 公共交通機関の 整備・充実	ノンステップバスの導入など、生活に便利な公共交通を整備し、安心して外出できる地域づくりを進めます。	交通対策課
【167】 通学時の交通事故 リスクの軽減	通勤などでの公共交通の利用を促進し、登下校時の自動車交通量を削減することで、交通事故リスクを軽減します。	交通対策課
【168】 「赤ちゃんの駅」 の普及	乳幼児を連れた保護者が外出中に気軽に立ち寄っておむつ替えや授乳ができる施設を「赤ちゃんの駅」として周知し、子育て家庭の外出しやすい環境をつくります。	子ども・若者課

V すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり

すべての子どもが、その環境から限定的な影響を受けることなく、家族や地域、学校に応援され、夢と希望を持って育ち合い、学び合う実感が得られる地域社会を築き上げます。みんなに応援されて育った子どもたちが、将来、地域社会に芽生える新しい命を応援する若者・大人に成長していけるよう、支え合い・助け合いの輪が広がるまちづくりをめざします。

1. 子どもたちの学びへの支援

①就学前保育・学校教育の充実

施策	内容	主な取組主体
【169】 家庭教育支援の 充実と親と子の 育ちの場の提供	地域子育て支援センターの「子育て講座」や各公民館などで行う「すくすく教室」「のびのび教室」により、子どもが人間性や社会性を身に付けられ、保護者同士が交流しながら子育てを学べるよう、家庭教育支援を実施します。また、地域子育て支援センターや各「ひろば」において、親子がふれあう機会を提供します。	子ども・若者課
【170】 絵本の読み聞かせに よる親子のふれあい	4か月、10か月の乳幼児健康診査に合わせてブックスタート事業を実施し、本に親しむ機会を提供するとともに、各家庭での読み聞かせを促し、親子のふれあいの機会を醸成します。	図書館
【171】 就学前保育・教育 の充実〔再掲〕	保育所や幼稚園など、どこに在籍していても質の高い保育・教育が受けられるよう、「彦根市乳幼児教育・保育共通のカリキュラム」の検証を行い内容の充実を図ります。新保育所保育指針、幼稚園教育要領等に基づき保育・教育の充実を図ります。また、職員の資質向上を目指し、保育や人権、家庭支援に関する研修等、各種研修会の開催等で研鑽を図ります。	幼児課
【172】 学校教育における 学力保障	学力保障のための少人数の指導など、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を各校で実施します。	学校教育課
【173】 学力補充教室の拡充	長期休業中に、各小中学校の状況に応じて、希望者に学力向上に向けた補充学習を実施し、学力補充教室の拡充を図ります。	学校教育課

施策	内容	主な取組主体
【174】 学校図書の充実	学校図書館図書の蔵書数を拡充し、充実を図ります。	教育総務課
【175】 ライフプランに 関する学習の実施	小学校の生活科、家庭科、中学校の社会科などの学習において、お金に関する学習などライフプランに関する学習に取り組みます。また、中学校のキャリア教育において、自分の進路について考える時間や、自己決定ができる活動の機会を設定します。	学校教育課
【176】 命の大切さや妊娠、 出産の正しい知識 の普及啓発	中学校保健体育・小学校体育保健領域や学級活動などで、命の大切さについて学習します。また、学校における性に関する指導を充実し、児童・生徒が思春期における心と体の発達について理解し、性と生命を尊重する気持ちを育成します。	学校教育課 保健体育課
【177】 職場体験の実施 〔再掲〕	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するために職業体験を実施します。	学校教育課
【178】 就学援助、特別支援 教育に関する支援 の充実	就学援助制度や特別支援教育教育就学奨励費制度の周知・徹底を図り、必要な家庭の支援を図ります。	学校教育課
【179】 適切な栄養の摂取に よる健康の保持増進	保育所・学校を対象に、毎月、給食標準モデル献立表を作成するとともに、簡単クッキングを通じて、食育の推進を図ります。また、乳幼児健康診査、乳幼児個別相談、栄養相談などで大人も含め、個々のライフスタイルに応じ、食生活の改善につながる指導を行います。	幼児課 健康推進課 学校給食センター
【180】 望ましい食習慣や 生活習慣を形成 するための啓発	各保育所等を訪問し、栄養指導を行い、食習慣や生活習慣を整えるための啓発を行います。また、乳幼児健康診査などの様々な機会を活用し「早寝早起き朝ごはん」について継続的に啓発します。小・中学校では、保護者や学校医などの医療機関、学校が連携を図りながら、生活習慣病予防対策事業の取組を進めます。	幼児課 健康推進課 保健体育課
【181】 多文化共生社会へ の対応	外国にルーツを持つ児童・生徒や保護者に対して、日本語指導や母語によるサポートなど、学校生活を安心して送れるような体制を整備します。	人権政策課 学校教育課
【182】 国際化社会への対応	すべての児童・生徒に、多文化共生の意識を高める国際理解教育を推進するとともに、「中学生海外研修派遣事業」において、国際化意識の醸成につながるよう、研修内容の充実に継続的に取り組みます。	学校教育課

②福祉関連機関などとの連携

施策	内容	主な取組主体
【183】 スクールソーシャル ワーカーによる 学校支援	スクールソーシャルワーカーの配置・派遣を拡充し、学 校支援の充実を図ります。	学校教育課
【184】 スクールカウNSE ラーによる 学校支援	スクールカウンセラーを各学校に派遣し、児童・生徒や 保護者、教職員のカウンセリングを実施します。	学校教育課
【185】 学校をプラット フォームとした 教育・福祉関係 機関の連携	子ども・若者総合相談センターに、子どもの貧困対策を 含めた子ども・若者の総合相談窓口の機能を設けるととも に、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォーム として位置付け、学校・教育委員会・福祉関係機関などが 連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。	子ども・若者課 学校教育課

③地域での学習支援、就学の支援

施策	内容	主な取組主体
【186】 地域住民などに よる放課後などの 学習支援の実施	地域コーディネーターを介して、地域住民や教員OB、 大学生などに呼びかけ、学習支援員を募り、基礎的・基 本的学習内容の補充を希望する小・中学生に対して、放 課後などの学習支援活動を行います。	生涯学習課
【187】 生活困窮世帯など への学習支援	福祉事務所や家庭でのマンツーマン学習や通信添削を 基本に、一人ひとりの学力に合った学習支援を実施しま す。また、今後地域・民間で行われる学習支援の場との 連携を図ります。	社会福祉課
【188】 英数教室などの実施	地域の小・中学生に対して英数教室などの学習支援、 居場所づくりの支援を行います。	人権・福祉交流会館
【189】 地域文庫の充実 [再掲]	図書館から遠い地域の子どもや保護者に本を読む楽し さを通じて、活字に親しんでもらうとともに、子どもた ちの健やかな成長につなげるため地域文庫の支援を行 います。	図書館
【190】 自習ができる場所 の情報提供	長期休業中に自習ができる公共施設などの情報を取り まとめ、情報提供します。	子ども・若者課
【191】 市独自の奨学金の 給付	「彦根市奨学金給付事業基金」を活用し、学業成績お よび人物評価が優秀であり、かつ経済的な理由により、 就学が困難な生徒に対し、奨学金を給付し、有能な人材 の育成を図ります。	学校教育課

2. 子どもたちの育ちへの支援

①子どもたちの居場所づくり

施策	内容	主な取組主体
【192】 コンサートチケット 代などの負担軽減	文化プラザなどでの市主催事業や指定管理者の自主事業において、入場料の学生料金設定事業の維持・拡大を図ります。	文化振興室
【193】 学校教育の場での 体験の充実	児童生徒の体育活動の振興を図るため、各種体育行事（大会）への選手派遣に対し補助を行うとともに、各中学校部活動に対する支援を行います。また、文化庁や県・市が実施する芸術体験事業を周知し、子どもたちが体験する機会を提供します。	保健体育課 学校教育課
【194】 放課後児童クラブ の定員の確保	各学校の状況に応じて、余裕教室をクラブ室として使用できるように整備するとともに、新たな施設の新築、現クラブ棟の改築を行い、定員を確保します。	生涯学習課
【195】 放課後児童クラブ の開設時間の延長	運営体制や費用負担などを加味し、総合的な視点から検討を進めます。	生涯学習課
【196】 学童保育の実施	小学生低学年を対象に、夏季休暇中において学童保育事業を実施します。	人権・福祉交流会館
【197】 子ども食堂などへの 支援	子ども食堂や子どもたちが様々な『学びをできる』地域での居場所を定期的に開設する支援団体などに対し、支援を行います。	子ども・若者課
【198】 子どもが安心して 過ごす場所や サービスの確保	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの実施を働きかけます。	子ども・若者課
【199】 生きづらさのある 若者たちの居場所 づくり	ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難のある子ども・若者の社会参加に寄り添い、応援するため、自宅からの一歩を踏み出す場所となる居場所を開設します。	子ども・若者課
【200】 親子で過ごせる 居場所づくり	ひとり親家庭の親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場を提供できるよう検討します。	子育て支援課
【201】 ショートステイ・ トワイライトステイ の受け入れ体制 の充実	里親となる人材の発掘のため、広報誌や里親大会による啓発など、彦根地域里親会と連携し広報活動を実施します。	子育て支援課

②子ども・若者への就労支援の充実

施策	内容	主な取組主体
【202】 進学を選択しな かった子どもへの 支援等の充実	子ども・若者総合相談センターや青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」などにおいて、子どもたちの就業に向けた支援や職場適応と定着化の促進のため、関係機関と連携しながら支援を行います。	社会福祉課 子ども・若者課 少年センター
【203】 立ち直り支援の充実	子ども・若者総合相談センターや青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」などの関係機関が連携し、子ども・若者たちに寄り添い支援するとともに、個別指導で就職・就学などの支援を行います。	子ども・若者課 少年センター
【204】 地域の事業所と 協力し、職場体験が できる仕組みづくり	子ども・若者の働く意欲を養い職業能力の向上を図るため、短期的な就労や社会体験を積み重ね、就業や社会参画が可能になるよう事業所・関係機関などと連携して就労支援を行うとともに、地域への協力を呼びかけ、協力事業所の開拓を推進します。	社会福祉課 子ども・若者課 少年センター

③保護者の就労支援・学び直し

施策	内容	主な取組主体
【205】 保護者の就労支援	ハローワークと連携して就労に向けた支援を実施します。また、彦根市いきがいわくワークセンター（無料職業紹介事業所）において、仕事の定着を目指した取組を行うなど、就労支援の拡大を図ります。	人権・福祉交流会館 社会福祉課 子育て支援課
【206】 自立支援教育訓練 給付金・高等職業 訓練促進給付金の 給付	雇用保険加入が1年未満のひとり親家庭の親が指定の職業能力開発講座を受講し修了した場合、費用の助成を行います。また、資格取得を目的に1年以上修学する場合の生活資金を支給します。	子育て支援課
【207】 市が必要とする人材 育成としての支援	福祉の職場説明会や職場定着支援研修会を開催し、地域で必要な福祉人材の確保および福祉職場への定着化と人材育成を図ります。また、介護職員の確保・定着を図るため、国家資格である介護福祉士の受験に必要な実務者研修の受講や介護職員として就労するための基礎知識の習得に向けた介護職員初任者研修の受講に対する助成を行います。	介護福祉課

④経済的な支援

施策	内容	主な取組主体
【208】 生活福祉資金貸付 の相談	社会福祉協議会と協力し、生活困窮家庭などに対して教育資金などの生活福祉資金の貸付による支援を行います。	社会福祉課
【209】 母子・父子・寡婦 福祉資金貸付の 相談・受付	ひとり親家庭の保護者が経済的に困窮している際に、福祉資金貸付などの情報提供を行うとともに、貸付の相談に応じます。	子育て支援課
【210】 ひとり親家庭支援 事業への利用助成	ひとり親家庭の保護者が家庭支援事業を利用した際に、利用代金を助成します。	子育て支援課
【211】 相談業務や養育 支援訪問による 保護者への支援	母子・父子自立支援員などの専門の相談員が随時相談に応じます。また、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	子育て支援課
【212】 保護者の健康面に対 しての専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる健康相談や訪問指導を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	健康推進課
【213】 医療費の負担軽減 [再掲]	医療費の負担軽減を図るために、ひとり親家庭福祉医療費助成制度や18歳未満の重度心身障害者（児）福祉医療費助成制度の助成対象者にかかる自己負担金（入院1日あたり1,000円、通院1診療報酬明細書あたり500円）を引き続き撤廃します。また、小中学生の入院医療費および平成30年4月診療分からの小学校1年生から3年生までの通院医療費の助成を行う、子ども医療費助成制度を引き続き実施し、助成対象の拡大の可能性について検討します。	保険年金課
【214】 住宅への支援	生活困窮家庭に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給するとともに、ひとり親家庭の家賃負担軽減に向けた施策を検討します。また、ひとり親家庭に対し市営住宅の住宅供給を行うことで、住宅セーフティネットの充実に努めます。	社会福祉課 建築住宅課
【215】 公共交通機関の 整備・充実 [再掲]	ノンステップバスの導入など、生活に便利な公共交通を整備し、安心して外出できる地域づくりを進めます。	交通対策課

3. 相談支援体制の充実

①相談体制の整備・充実

施策	内容	主な取組主体
【216】 子どもの貧困に関する相談窓口の設置	子ども・若者総合相談センターにコーディネーターを配置し、アウトリーチなどの機能がある、子どもの貧困対策を含めた子ども・若者の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、NPO、自治会その他関係者と連携して支援します。	子ども・若者課
【217】 妊娠期からの切れ目ない支援	子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳発行時の面接および情報提供、相談支援を実施します。また、子ども・若者総合相談センターを始めとした、子どもの貧困対策などにかかわる各関係機関の体制充実および連携強化を図ります。	子育て支援課 子ども・若者課 健康推進課
【218】 離婚前相談への対応	離婚前・離婚後の不安を抱えた方への相談に対応するため、職員のスキルアップを図ります。また、離婚前相談時においては、養育費の取り決めなどについても助言します。	子育て支援課
【219】 個別相談・個別訪問の充実	必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。また、保健師、助産師の訪問などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談・支援を実施するとともに、必要に応じて適切な医療が受けられるよう支援します。	子育て支援課 健康推進課
【220】 相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	子育て支援課 企画課 人権・福祉交流会館 福祉保健部 子ども未来部 学校教育課

②関係機関による連携強化・ネットワークの整備

施策	内容	主な取組主体
【221】 地域協議会によるネットワーク体制の構築〔再掲〕	すでにある多様な相談体制や機関の充実を図り、彦根市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークとして「彦根市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、その活動の充実を図ります。	子ども・若者課
【222】 福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	子ども・若者総合相談センターの体制充実や、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の拡充などを図り、学校と福祉機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	子ども・若者課 学校教育課

施策	内容	主な取組主体
【223】 乳児家庭全戸訪問、 乳幼児健康診査 などでの早期発見	助産師、保健師による妊産婦訪問、新生児訪問、民生委員・児童委員（主任児童委員）によるこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	健康推進課
【224】 地域子育て支援 （拠点・ひろばなど） での早期発見	地域子育て支援センターや各ひろばにおいて、保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に必要なアドバイスをを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	子ども・若者課
【225】 保育所・幼稚園での 相談を通じての 早期発見	在園児や未就園児の保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の支援の紹介やつなぎを行います。	幼児課
【226】 小・中学校での相談 を通じての早期発見	保護者からの相談や学校での様子を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	学校教育課
【227】 放課後児童クラブ での早期発見	保護者からの相談やクラブでの様子を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	生涯学習課
【228】 家庭児童相談での 早期発見	保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	子育て支援課
【229】 地域との連携に よる早期発見	自治会長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などの地域による支え合いの形をつくります。また、社会福祉協議会と協力し、地域での見守り合い活動や親子サロンおよび多世代交流サロンを通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	社会福祉課
【230】 地域資源の掘り 起こしと育成	社会福祉協議会と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートする体制を構築します。	子ども・若者課
【231】 地域・民間の力を発 揮する仕組みづくり	社会福祉協議会と連携・協力し、生活困窮家庭などに対して生活用品や衣類などを無料で提供または貸出を行います。	社会福祉課
【232】 フードバンクの 支援・体制づくり	社会福祉協議会と連携・協力し、生活困窮者支援や食品ロスを減らす取組であるフードバンクを実施する地域・民間団体を支援します。	社会福祉課 子ども・若者課

施策	内容	主な取組主体
【233】 制服・学用品などの リユースの仕組み づくり	社会福祉協議会と連携・協力し、生活困窮世帯に対して制服・体操服、学用品などのリユース（再利用）に対するニーズを把握するとともに、活動を行う地域・民間団体を支援します。	社会福祉課 子育て支援課 子ども・若者課
【234】 身近な地域での 声かけ	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や親子サロンおよび多世代交流サロンを通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。また、民生委員・児童委員などに対して、子どもの貧困に関する啓発・研修を行い、みんなで子育て家庭・子どもたちを応援する気運を高めます。	社会福祉課 子ども・若者課

③市民への周知・啓発

施策	内容	主な取組主体
【235】 フォーラムなどを 通じた研修・啓発	「青少年健全育成フォーラム」などにおいて広報活動・啓発を行い、子どもたちを応援する気運を高めます。	子ども・若者課
【236】 図書館での啓発	子どもの貧困の現状や関係機関の取組などについて、関連図書を通して多くの利用者に知ってもらうための啓発を行います。	図書館
【237】 ふるさと納税制度 などの周知・啓発	福祉事業推進に充てられる「ふるさと彦根への思いやり福祉事業」や社会福祉協議会「彦根善意銀行」を周知・啓発し、子どもたちを応援する善意を形にしていきます。	まちづくり推進室 社会福祉課
【238】 子どもの貧困対策 の情報収集と提供	各機関が実施する子どもの貧困対策に関する情報を収集し、一元化したうえで、彦根市ホームページ、ガイドブックなどで情報提供します。	子ども・若者課
【239】 子どもたちを応援 する庁内体制づくり	社会生活を円滑に行う上での困難のある子ども・若者が、健やかに育成される環境を整備するなど、総合的な子ども・若者支援を推進するため、庁内関係部署における支援体制のネットワーク化を図ります。	子ども・若者課
【240】 関係機関への 研修・啓発	子どもの貧困に関して、保育所・幼稚園・こども園・学校・放課後児童クラブなど子どもに関わる機関に従事する職員への研修・啓発を行います。	幼児課 子ども・若者課 学校教育課 生涯学習課

第5章 教育・保育環境の整備

第1節 教育・保育提供区域

1. 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

2. 本市における「教育・保育提供区域」について

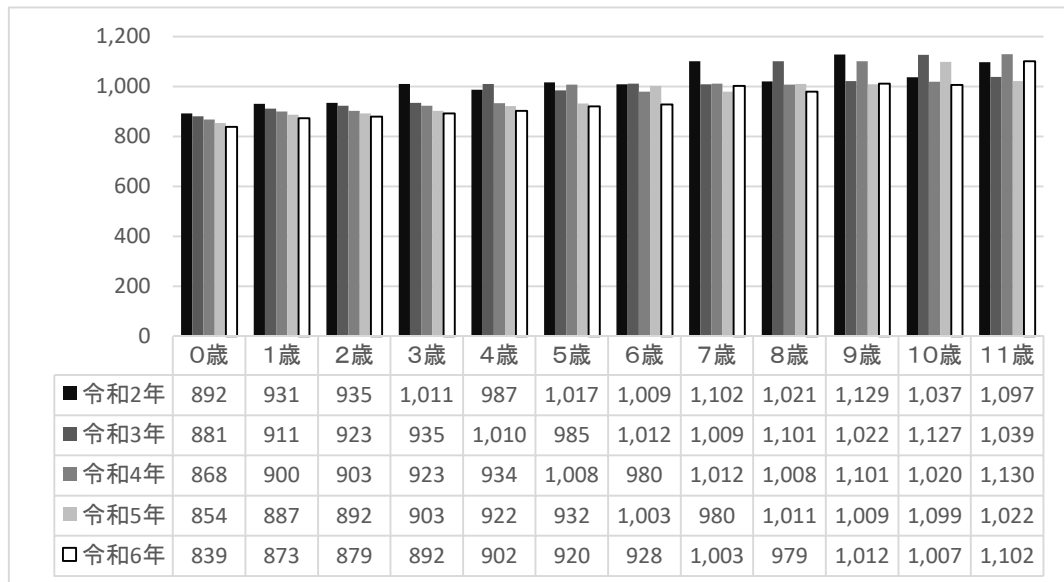
本市における「教育・保育提供区域」を設定するにあたり、小学校区（17区域）・中学校区（7区域）では、各区域が小さく、「量」の見込みは可能であっても、各区域で提供施設やサービス、児童人口に差が見られること、また、区域を超えた施設やサービスの利用も見られるなど、各区域内において「量」の調整や確保が難しいことが考えられます。そのため、今後も安定した教育・保育事業を展開するためには、ある程度集約された施設整備状況および人口単位をもとに設定する必要があることから、本市では市全域を1つの区域として設定しました。

第2節 児童人口の推計

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度における年齢別推計児童数を下記に示します。

【推計児童数（0～11歳）】

（単位：人）



※コーホート変化率による推計

コーホート変化率とは、各「コーホート（同年出生集団）」の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

今回の推計では、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）まで（各年4月1日現在）の各歳別・男女別の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの児童人口（0～11歳）を推計しました。

第3節 教育・保育の量の見込みおよび確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

教育・保育の量の見込みは、これらの認定区分別、年齢別に推計を行いました。

【認定区分】			
区分	年齢	概要	施設の利用
1号認定	3歳～5歳	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での「教育」を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等の「保育」を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	0歳～2歳	子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等の「保育」を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等 (地域型保育事業)

「子ども・子育て支援のニーズに関するアンケート調査」の結果から、全国共通で教育・保育等のニーズ（量の見込み）を算出するため、国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に従い、アンケート調査で把握した保護者の就労状況等から「家庭類型」の分類を行った上で、各事業について利用したいとする者の割合等を算出し、これを将来児童数に乗じて、計画期間各年度の量の見込み【表中の（1）アンケート調査結果から算出】を導き出しています。

【量の見込みの算出手順】

計画期間(令和2年度～令和6年度)各年度の年齢別推計児童数
×
保護者の就労状況等から分類した家庭類型(就労希望等も踏まえた潜在的な類型)
×
各事業に対する利用意向率(利用したいとする者の割合等)

次に、過去の実績を考慮して、その増加率を乗じて求めた量の見込み【表中の（2）実績値に基づいて算出】を算出しています。

最終的な各事業の量の見込み【表中の（3）採用した数値】については、(1)と(2)を基に、より実態に近い量の見込みを算出し、その根拠を記載しています【量の見込みの考え方】。

幼児期の学校教育・保育に係る確保方策は、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定しています。

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度における量の見込みと確保方策を次に示します。

【1号認定：3－5歳（教育のみ）】

事業 内容	幼稚園・認定こども園	提供体制	彦根市全域
量の 見込 の考 え方	令和元年度(2019年度)は特定教育保育施設1号の利用児童数(4/1) 令和2年度(2020年度)～3年度(2021年度)は令和元年度(2019年度)の申込率で想定人口から算定 令和4年度(2022年度)以降は、2号の申込状況と調整して想定(想定人口－2号ニーズ)		
確保 方策 の内 容	幼稚園・こども園において、1号認定のニーズに応える体制を確保する。		

単位(人)

彦根市全域		実績	実施時期				
		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の 見込 (必要 利用 定員 総数)	(1)アンケート調査結果から算出	－	1,010	982	960	924	909
	(2)実績値に基づいて算出	968	－	－	－	－	－
	(3)採用した数値	－	964	938	906	798	755
②確 保の方 策 ※新2 号を除 く	特定教育・保育施設	963	963	963	963	963	963
	(確認を受けない幼稚園)	252	252	252	252	252	252
	合計	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215
②－①(3)		247	251	277	309	417	460

【2号認定：3－5歳（保育の必要性あり・教育希望が強い）】

事業内容	保育所、認定こども園	提供体制	彦根市全域
量の見込 の考え方	令和元年度(2019年度)の申込児童数(4/1) 令和2年度(2020年度)以降は、無償化により保育ニーズが高まることから最も高い数値を採用する。		
確保方 策の内容	民間保育所等による新設・増改築等の施設整備への支援、保育人材の確保、預り保育の実施により、2号認定のニーズに応える体制を確保する。 ・民間保育所1園廃止、民間保育所・認定こども園、3園の整備を想定。		

単位(人)

彦根市全域		実績	実施時期				
		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①量の見 込(必要 利用定員 総数)	(1)アンケート調査結果から算出	—	1,959	1,903	1,861	1,791	1,763
	うち 教育希望が強い	—	87	84	82	79	78
	(2)実績値に基づいて算出	1,755	—	—	—	—	—
	(3)採用した数値	—	1,959	1,959	1,959	1,959	1,959
②確保の 方策	特定教育・保育施設 教育保育給付認定2号	1,720	1,729	1,695	1,766	1,837	1,908
	1号再掲:特定教育保育施設 施設等利用給付認定2号	139	189	189	189	189	189
	未移行幼稚園等 施設等利用給付認定2号	109	113	113	113	113	113
	合計		2,031	1,997	2,068	2,139	2,210
②－①(3)		—	72	38	109	180	251

【3号認定：0－2歳（保育のみ）】

事業内容	保育所、認定こども園、地域型保育事業	提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	令和元年度（2019年度）の申込児童数（4/1） 令和2年度（2020年度）以降は、アンケート調査結果に基づく見込量と令和元年度（2019年度）の申込み数を比較して高い数値の児童数を想定		
確保方策の内容	民間保育所等の整備への支援、保育人材の確保等により、3号認定のニーズに応える体制を確保する。 ・民間保育所1園廃止、民間保育所・認定こども園、3園、地域型保育事業所、2園の整備を想定。		

単位（人）

彦根市全域			実績		実施時期									
			令和元年 （2019年）		令和2年 （2020年）		令和3年 （2021年）		令和4年 （2022年）		令和5年 （2023年）		令和6年 （2024年）	
①量の 見込 (必要 利用定 員総 数)	(1)アンケート調査結果から算出		-		938		923		908		895		882	
	(2)実績値に基づいて算出		1,110		-		-		-		-		-	
	(3)採用した数値		-		1,127		1,127		1,127		1,127		1,127	
②確保 の方策														
	特定教育・保育施設総数		990		1,070		1,092		1,111		1,130		1,149	
	企業主導型保育事業所総数		-		21		21		21		21		21	
	合計		990		1,091		1,113		1,132		1,151		1,170	
②－① (3)														
	②－①(3)総数		-		△36		△14		5		24		43	

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の方策

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出しました。

(※算出方法は、P98を参照)

【地域子ども・子育て支援事業】

地域子ども・子育て支援事業として実施するもの	概要
①利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
②時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
④子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及および夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
⑦地域子育て支援拠点事業	未就園児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
⑨病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育等する事業です。
⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑪妊婦健康診査事業	妊婦や胎児の健康の保持増進を図り、安心して出産できるよう、妊婦健康診査の費用を助成する事業です。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

図表に示した地域子ども・子育て支援事業について、「手引き」に基づき算出した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容および実施時期（確保方策）を設定します。

幼児期の教育・保育の事業と同様に、確保の状況が量の見込みよりも不足する場合は、整備の内容と実施時期を設定します。

（１）利用者支援事業

事業内容	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	子ども・子育て支援に係る情報提供や相談支援など、福祉センターおよびくすのきセンターで、利用者支援事業（特定型・母子保健型）を実施する。

彦根市全域	実績	実施時期				
	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込(か所)	2	2	2	2	2	2
②確保方策(か所)	2	2	2	2	2	2

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所において保育を実施する。
提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	平成 30 年度（2018 年度）の実績で想定。
確保方策の内容	○時間外保育事業（延長保育事業） - すべての保育所、認定こども園、地域型保育事業所で延長保育を実施する。 - 量の見込は、ニーズ量は減少傾向であるが、無償化に伴う増加も見込まれることから現状維持 - 民間保育所 1 園廃止、民間保育所・こども園 3 園開園、民間地域型保育事業所 2 園を想定

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量 の 見 込 （人）	(1)アンケート調査結果から算出	—	633	619	607	591	582
	(2)実績値に基づいて算出	676	—	—	—	—	—
	(3)採用した数値	—	676	676	676	676	676
②確保方策(人)		676	676	684	703	722	741
(実施保育所数)		35	35	36	37	38	39
②－①(3)(人)		0	0	8	27	46	65

(3) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	各年度の児童数の推計と令和元年度(2019年度)の在籍率から積算
確保方策の内容	○放課後児童クラブ運営事業 ・各学校の状況に応じて、学校と施設を共有使用する。また、必要に応じて、新たな施設の新築および現クラブ棟の改築を行い、定員を確保する。

彦根市全域			実績	実施時期				
			令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込(人)	(1)アンケート 調査結果から算出	1～3 年生	1,169	1,117	1,114	1,070	1,068	1,038
		4～6 年生	328	353	345	352	339	338
	(2)実績値に 基づいて算出	1～3 年生	1,169	1,213	1,263	1,301	1,351	1,397
		4～6 年生	328	370	413	454	495	536
	(3)採用した 数値	1～3 年生	1,169	1,165	1,161	1,124	1,114	1,093
		4～6 年生	328	358	342	350	347	344
②確保方策(人)		1～3 年生	1,169	1,165	1,161	1,124	1,114	1,093
		4～6 年生	328	358	342	350	347	344
②－①(3)(人)			0	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や里親宅に入所させ、必要な保護を行う。
提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	実績値に基づいて算出
確保方策の内容	○子育て支援短期利用事業 ・里親登録者の受け手を増加させ、支援の実施につなげる。

彦根市全域		実績	実施時期				
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量 の 見 込 (人)	(1)アンケート調査結果から 算出	10	58	57	56	54	53
	(2)実績値に基づいて算出	10	10	10	10	10	10
	(3)採用した数値	10	10	10	10	10	10
②確保方策(人日)		10	10	10	10	10	10
②－①(3)(人)		0	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ○妊産婦新生児訪問指導事業 ・すべての乳児がいる家庭を生後4か月までに訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供することで、乳児家庭の孤立を防ぐ。民生委員児童委員、主任児童委員の訪問、新生児訪問など4か月までに対象者全員に出会えるよう実施する。

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児推計人口(人)		897	892	881	868	854	839
①量の見込(人)		930	892	881	868	854	839
〔民生委員児童委員、主任児童委員〕							
〔新生児訪問:在宅助産師、保健師等〕							
訪問率		98.00%	100%	100%	100%	100%	100%
②確保方策	実施体制 (職員人数)		主任児童委員 29 人、各地区民生員児童委員 新生児訪問:在宅助産師 6 人				
	実施機関(人)		健康推進課				

(6) 養育支援訪問事業等

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保する。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	○児童虐待防止対策事業 ○家庭児童相談室運営事業 ・地区担当の保健師と子育て支援課職員が連携し、養育について指導が必要と思われる世帯について訪問し支援する。また、養育環境などから判断して、児童虐待が危ぶまれるなど家事・育児などの支援が必要と認められる家庭について、民間事業者に委託し、ヘルパーや育児支援員の派遣を行う。 ・要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性の強化を図るために、研修会などを受講させる。

彦根市全域		実績	実施時期				
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児推計人口(人)		911	892	881	868	854	839
①量の見込	延訪問件数	1,298	1,345	1,393	1,443	1,495	1,549
②確保方策	実施体制		子育て支援課地区担当 健康推進課地区担当保健師				
	実施機関		子育て支援課 健康推進課				
	委託団体等	2	2	2	2	2	2

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	未就園児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	実績値に基づき、平成 29～31 年度の利用者数の増加率によって、令和 2 年度(2020 年度)の見込み量を算出。その後は、保育ニーズの高まりや人口減少による利用者の減少と潜在的な利用者の掘り起こしが相殺されると推測。
確保方策の内容	○地域子育て支援拠点事業 ・令和 6 年度(2024 年度)末までに 4 か所の拠点施設とし、受入体制を充実する。

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量 の 見 込 (人)	(1)アンケート調査結果 から算出	73,179	101,891	100,302	98,676	97,273	95,721
	(2)実績値に基づいて 算出	73,179	80,375	83,972	87,724	91,399	95,113
	(3)採用した数値	73,179	80,375	80,375	80,375	80,375	80,375
②確保方策(人)		73,179	80,375	80,375	80,375	80,375	80,375
	(実施箇所)	3	3	3	4	4	4
②－①(3)(人)		0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

事業内容	保育が必要な児童について、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う。
提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	【幼稚園・こども園等での預かり保育】 アンケート調査結果に基づく見込量で想定 【在園児対象型を除く預かり保育】 アンケート調査結果に基づく見込量で想定
確保方策の内容	【幼稚園・こども園等での預かり保育】 ・公立・私立すべての幼稚園・こども園等で一時預かりを実施する。 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度) 10人×200日×11園＝22,000人日 【在園児対象型を除く預かり保育】 ○一時預かり等事業 ・1園あたり利用者数 週5日×50週×1日2人 年間500人日利用として算出 ○子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・提供会員194人×年間24日利用＝4,656人日

彦根市全域				実績	実施時期				
				平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幼稚園等での預かり保育	①量の見込	(人日)(1)アンケート調査結果から算出	1号認定	—	12,224	11,879	11,615	11,178	11,003
					1,924	1,870	1,828	1,759	1,732
		(2)実績値に基づいて算出	1号認定	7,740	—	—	—	—	—
			(3)採用した数値	1号認定	—	12,224	11,879	11,615	11,178
		新2号認定		1,924		1,870	1,828	1,759	1,732
		合計			14,148	13,749	13,443	12,937	12,735
	②確保方策(在園児対象型)(人日)				7,740	22,000	22,000	22,000	22,000
		(実施箇所)		11	11	11	11	11	11
②－①(3)(人日)				0	7,852	8,251	8,557	9,063	9,265
一時預かり(その他)	①量の見込	(人日)(1)アンケート調査結果から算出			13,497	13,229	12,988	12,701	12,500
		(2)実績値に基づいて算出 (一時預かり事業：1,663 人) (子育て援助活動支援事業：408 人)		2,071	—	—	—	—	—
		(3)採用した数値			13,497	13,229	12,988	12,701	12,500
	②確保方策(人日)	一時預かり事業(保育所での一時預かり事業)		—	8,000	8,000	8,500	8,500	9,000
		実施保育所		22	16	16	17	17	18
		子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)		—	4,656	4,656	4,656	4,656	4,656
		合計		—	12,656	12,656	13,156	13,156	13,656
	②－①(3)(人日)				—	△ 841	△573	168	455

(9) 病児・病後児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師が一時的に保育する。
提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	令和2年度(2020年度)以降はアンケート調査結果に基づく見込量で想定。
確保方策の内容	○湖東定住自立圏病児・病後児保育事業 ・定員 6 人 ・休所日 (土・日、祝日) ・利用: 定員 6 人 × 240 日 = 1,440 人日

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量 の 込 (人)	(1)アンケート調査結果から 算出	—	864	850	839	820	808
	(2)実績値に基づいて算出	564	—	—	—	—	—
	(3)採用した数値	—	864	850	839	820	808
②確保方策(人日)			1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
(実施箇所)		1	1	1	1	1	1
②－①(3)(人日)			576	590	601	620	632

(※定住自立圏事業実績数とする。)

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
提供体制	彦根市全域
量の見込の考え方	実績値に基づき、平成 27～31 年度の利用者数の増加率によって、令和 2 年度（2020 年度）以降の見込み量を算出。
確保方策の内容	○湖東定住自立圏ファミリー・サポート・センター事業 ・提供会員を維持することで、現在の提供体制を確保するとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図りながら実施する。

彦根市全域	実績	実施時期				
	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込(人)	660	706	693	679	668	659
依頼会員	532	569	559	547	538	531
②確保方策(人)		706	693	679	668	659
提供会員	181	194	194	194	194	194
②－①(3)(人)		0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査事業

確保方策の内容	○妊婦健康診査事業 ・妊婦に対し、異常の有無を早期に発見し必要に応じて適切な指導を行うことにより、健康の維持増進を図る。厚生労働省の示す必要な検査項目については公費負担とし、医療機関委託にて実施。少子化対策として、子育て支援の一環であり、妊婦が費用の心配をせず、必要な回数の健診を受けられるよう、経済的負担および受診の促進のため妊婦健康診査費の助成を実施する。
---------	--

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児推計人口(人)		897	892	881	868	854	839
①量の見込(受診券配布件数)		966	950	950	950	950	950
1 人あたりの健診回数		14	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの回数)		10,851	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
②確保方策	実施場所		全国医療機関				
	実施体制		滋賀県内は医療機関と県内市町と委託契約 (県外医療機関は償還払い) 事務については、滋賀県健康づくり財団に委託				
	実施機関		国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	委託団体等		通年実施				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	世帯の所得状況などを勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育などを受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の、全部または一部を助成する。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育などを受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用など、実費負担の部分について、国の制度に合わせて補助を実施する。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などへの設置、運営を促進する。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者など、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入など、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施する。

第5節 「教育・保育環境の整備」に関する数値目標

指標	現況	目標
	平成 30 年度(2018 年度)	令和 6 年度(2024 年度)
利用者支援事業実施箇所数	2 か所	2 か所
放課後児童クラブ受入児童数	1,393 人	1,437 人
子育て短期支援事業受入施設数	4 か所 (令和元年度(2019 年度))	6 か所
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	98.0%	100.00%
養育支援訪問件数	1,253 件	1,549 件
地域子育て支援センターの整備	3 か所	4 か所
保育所における一時預かり事業の実施 (認定こども園を含む。)	15 園 (令和元年度(2019 年度))	18 園
病児・病後児保育事業の利用人数	564 人	660 人
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	181 人	194 人
妊婦健康診査 受診回数	10,851 回	13,300 回

第6章 指標

本市における令和6年度(2024年度)の目標とする指標とその考え方については、令和6年度(2024年度)までの本市の児童数の推計値および平成30年度(2018年度)に実施したニーズ調査結果から導かれる各事業の利用希望量などを根拠としています。また、目標達成のために、各施策を着実に推進するとともに、本計画の「第7章 計画の推進に向けて」に示す手法によって、進捗状況の管理・評価を行うものとします。

1. 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

指標	現況 平成30年度 (2018年度)	目標 令和6年度 (2024年度)	説明
◎彦根市子ども・若者総合相談センターの相談者数【4】【5】	延べ590人 ・実70人	延べ800人 ・実100人	彦根市子ども・若者総合相談センターで支援を受ける利用者の状況がわかります。
博物館体験学習参加実人数【21】	5人(※)	80人	茶道体験(40人)・キッズサマースクール(40人)の参加者数で、子どもが歴史文化にふれる学習の推進状況がわかります。 ※博物館体験教室は休止のため、子ども狂言教室[H30年度で廃止]のみの参加者数
子ども文芸作品応募数【23】	5,093点	7,000点	子ども文芸作品の応募数で、子どもの文化芸術を発表する機会の進捗状況がわかります。
図書館の未就学児の登録者数【24】	840人	1,000人	図書館の未就学児の登録者数で、図書館に触れる子どもの状況がわかります。

2. 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり

指標	現況 平成30年度 (2018年度)	目標 令和6年度 (2024年度)	説明
地域子育て支援センターの整備【34】【35】【39】	3か所	4か所	地域子育て支援センターの整備の進捗状況がわかります。
保育所待機児童の解消(4月1日現在)【47】【50】【51】	29人	0人	保育ニーズの充足状況がわかります。
利用児童数(2号、3号)(10/1現在)	2,739人	3,057人	保育所等の教育保育給付認定2号、3号の利用状況がわかります。
保育士数(10/1現在)	719人	834 749人	保育所等の保育士の配置状況がわかります。
児童生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差【55】【56】	小学校 -1.1% 中学校 -1.8%	小学校 +0.6% 中学校 +0.6%	児童生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差により、学力の習得状況がわかります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点(小 5) 【56】	男子 55.24 点 女子 56.30 点	男子 56 点 女子 57 点	体力運動能力等の向上の状況がわかります。
◎彦根市子ども・若者支援地域協議会実務者会議の参加団体・機関等数 【3】【81】【82】	31 団体	40 団体	彦根市子ども・若者支援地域協議会の参加団体・機関等の状況により、ネットワークの進捗状況がわかります。

3. みんなが共に育つために子ども・若者を支援するまちづくり

指標	現況 平成 30 年度 (2018 年度)	目標 令和 6 年度 (2024 年度)	説明
家庭相談件数(実人数) 【87】【88】【90】	766 件	947 件	虐待など相談が必要な家庭への対応状況がわかります。
ひとり親家庭への就労支援による就職件数【116】【117】	14 件	20 件	ひとり親家庭への就労支援の推移状況がわかります。
◎地域での子どもの居場所の整備(学べる場・子ども食堂)【129】【197】	9 箇所(学 2 箇所・食 7 箇所)	24 箇所(学 12 箇所・食 12 箇所)	地域での子どもの居場所の整備の進捗状況がわかります。

4. 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

指標	現況 平成 30 年度 (2018 年度)	目標 令和 6 年度 (2024 年度)	説明
夜 9 時までに寝ている 3 歳児の割合【150】【180】	54.6%	59%	適切な生活リズムが身についているかを見る指標です。
むし歯のない 3 歳児の割合【150】【180】	84.7%	90%	子どもの口腔状態は、保護者の子どもへのかかわりや食生活も影響することから、保護者の養育状況を量る指標になります。
小学校区単位で結成される自主防犯活動団体結成数【160】	13 団体	17 団体	自主防犯活動団体の結成状況がわかります。
子ども 110 番の家の設置数【160】【163】	2,069 所	2,236 か所	子ども 110 番の家の登録の進捗状況がわかります。
◎養育支援訪問件数【211】【219】	1,253 件	1,549 件	養育支援訪問への取組の実施状況がわかります。
乳児家庭全戸訪問率【149】【223】	98.0%	100.0%	乳児家庭の全戸訪問への取組の実施状況がわかります。

5. すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり

指標	現況 平成 30 年度 (2018 年度)	目標 令和 6 年度 (2024 年度)	説明
家庭支援推進保育士の配置 【47】【117】	11 園	13 園	家庭支援推進保育士の配置状況がわかります。
就学援助認定基準の拡大 【178】	生活保護の基準の 1.2 倍	拡大	就学援助認定基準の拡大に向けた取組の進捗状況がわかります。
スクールソーシャルワーカーの配置【183】【222】	1 名配置	2 名配置	スクールソーシャルワーカーの配置の進捗状況がわかります。
◎地域での子どもの居場所の整備(学べる場・子ども食堂)【129】【197】 [再掲]	9 箇所(学 2 箇所・食 7 箇所)	24 箇所(学 12 箇所・食 12 箇所)	地域での子どもの居場所の整備の進捗状況がわかります。
若者の居場所の整備 【102】【199】	2 か所	3 か所	若者の居場所の整備状況がわかります。
ひとり親家庭の子どもに対する学びと食の支援による居場所参加人数【200】	12 人	16 人	ひとり親家庭の親子が過ごせる居場所の整備状況がわかります。
子育て短期支援事業受入施設数【38】【201】	4 か所 (令和元年度 (2019 年度))	6 か所	子育て短期支援事業の取組の進捗状況がわかります。
自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促進給付金受給者数(のべ人数)【206】	21 人	52 人	教育訓練・職業訓練の取組の進捗状況がわかります。
ひとり親家庭向け市営住宅の募集【214】	1 件/年間	1 件/年間	ひとり親家庭向け市営住宅の募集状況がわかります。
◎彦根市子ども・若者支援地域協議会実務者会議の参加団体・機関等数 【3】【81】【82】 [再掲]	31 団体	40 団体	彦根市子ども・若者支援地域協議会の参加団体・機関等の状況により、ネットワークの進捗状況がわかります。
◎地域資源を掘り起こし、育成する体制の構築 【230】	整備	構築	地域資源を掘り起こし、育成する体制の整備状況がわかります。

◎ 重点項目 : 今後5年間に特に重点的に取り組む項目とし、各年度において質的な部分についても評価をしていくものとする。

6. 教育・保育環境の整備 （再掲）

※目標の数値については、本計画「第6章」を参照してください。

指標	現況	目標
	平成 30 年度(2018 年度)	令和 6 年度(2024 年度)
利用者支援事業実施箇所数	2 か所	2 か所
放課後児童クラブ受入児童数	1,393 人	1,437 人
子育て短期支援事業受入施設数	4 か所 (令和元年度(2019 年度))	6 か所
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	98.0%	100.00%
養育支援訪問件数	1,253 件	1,549 件
地域子育て支援センターの整備	3 か所	4 か所
保育所における一時預かり事業の実施 (認定こども園を含む。)	15 園 (令和元年度(2019 年度))	18 園
病児・病後児保育事業の利用人数	564 人	660 人
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	181 人	194 人
妊婦健康診査 受診回数	10,851 回	13,300 回

第7章 計画の推進に向けて

第1節 市の推進体制

子ども・若者、子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、計画策定担当課（子ども・若者課）が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携し、本計画の取組を着実に推進します。

第2節 計画の進捗管理

本計画は、「彦根市子ども・若者会議」において、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、子ども・若者、子育て家庭の取り巻く環境、経済、社会情勢、国の施策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応できるよう、市民ニーズの変化や国における新たな施策等を適切に把握し、必要に応じ、適宜見直しを行います。事業の継続・拡大についても、必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討し、精査するとともに、事業手法の見直しや、国・県の補助制度の活用などの財源確保、適切な受益者負担についても随時検討することとし、効果的・効率的な事業実施に努めます。

第3節 市民・事業所・関係機関・市との連携

本計画は、市役所だけでなく、市民、事業所、子育てに関係する関係機関・民間団体・NPOの方々の連携と協力が不可欠であることから、市民・事業所・関係機関・市との協働を推進します。

（1）市民・事業所・関係機関との協働

社会全体で子ども・若者、子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関の理解と協力なくしては実現できません。そのため、市のホームページや広報などを活用し、計画の周知・啓発を進めるとともに、市民・事業所・関係機関などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

（2）市の役割

子ども・若者、子育てに対し多様化する市民ニーズに対応するため、教育・保育環境についての量的な整備や質の向上をはじめ、児童虐待への対応、障害のある子どもやひとり親家庭への支援、子どもの貧困への対応など、セーフティネットの構築については、市が主体的に施策の推進を図ります。特に、子ども・若者に関する専門的な知識および技術を要する支援や施策については、県との連携のもと、着実な事業展開を図ります。

なお、本計画においては、第4章で施策の展開、第5章で教育・保育環境の整備、第6章で目標値を示しています。これらの施策の実施や目標値の達成のためには、支援体制の充実が必要であり、保

育士や保健師、看護師、臨床心理士といった専門的職員の確保に向けて取り組むとともに、各種施策の展開にあたっては、必要に応じて、国・県に対して要望してまいります。

■子ども・若者とその家族を支える地域ネットワーク(イメージ図)



－ 巻末資料 －

調査結果の総括と課題

ニーズ調査結果等から、以下の特徴と課題をまとめました。

■ 子ども・保護者・若者全般について

特徴	根拠となる調査結果	課題と方向性
保護者の就労の高まり	・ 平日、教育・保育事業を利用している主な理由としては、「子育てをしている方が現在就労している」が71.9%、「子どもの教育や発達のため」が54.8%。	● 子育て支援策の充実 ● 多様なニーズに応じる教育・保育サービスの展開
悩みや心配ごとの多様化	・ 子育てに関する悩みや心配ごとは、就学前の保護者で「遊びやしつけについて」「子どもの性格や生活習慣について」「子どもを叱りすぎているような気がする」と上位。小学生では「子どもの性格や生活習慣について」「学力や進学・受験について」「遊びやしつけについて」「友達づきあい（いじめなどを含む）」について」が上位。	● 家庭での保育・教育、子育ての仕方を学ぶ場づくり ● 親業の講習機会づくり ● 育児中の保護者のメンタルケア ● 保育・教育相談の充実 ● 子育てに関する相談体制の充実
子育てに関する施設整備は、評価されていない傾向	・ 彦根市の子育て環境についての調査結果では、自然環境や近隣関係の評価は高い一方で、子どもの施設や教育施設、文化施設の整備状況が低い。	● 子育て施設全般の評判形成に向けたソフト面・ハード面の整備と普及啓発・利用促進
子育て支援サービスの認知度・利用度の向上	・ 就学前児童向けサービスでは「地域子ども文庫・地域親子文庫」、就学児童向けでは「サイエンスプロジェクト」の利用意向が高いなど、本市の多岐にわたる事業・サービスの認知・利用状況は様々であるが、利用経験は高くても30%台にとどまっている。	● 必要な支援やサービスが必要な人に届くための認知理解の促進 ● 子育て世代に対する本市の独自サービスの周知と利用促進
「経済的支援」と「医療機関・施設の充実」が高いニーズ	・ 本市に期待する子育て支援施策のうち、就学前と小学生に共通して5割超の高い項目は「児童手当などの経済的な支援」と「医療機関・施設の充実」。	● 子育て世帯を支援するための経済的な負担軽減 ● 母子の心身の健康を保つ医療や施設の機能向上
若者の悩み・困りごとへの対応が必要	・ 若者の困りごとの内容は「自分の生き方や将来のこと」、「収入や生活費のこと」が上位。 ・ 若者支援の相談体制で必要なことは「親身に聴いてくれる相談体制」、「無料で相談できる相談体制」が上位。	● 若者に対して人生設計を指南する機会づくり ● 家庭経営、家計に関する講習等の開催の検討 ● 若者が相談しやすい相談体制の充実（受付から対応、支援まで）

■ 貧困対策について

特徴	根拠となる調査結果	課題と方向性
日常生活での困難	・ 貧困対策を鑑みた「子どもの生活実態調査」結果によると、朝食メニューについて、生活困難世帯では品目が少ない傾向	● 食育、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及 ● 子ども食堂の充実
余暇生活の制限	・ 子どもが過去1年間に体験したことのうち、生活困難世帯では、費用負担のある「宿泊をともなう旅行に行く（帰省以外）」の回答割合が低い傾向。	● 行事や娯楽・旅行等への参加に関する支援 ● 困窮世帯に向けた子どもが楽しめる機会づくり
学習関連の支援の必要性	・ 子どもの学習関連で利用したい事業では、母子世帯で「学習塾代への助成（クーポン券など）」が63.0%、「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」が51.1%。	● 世帯の状況に応じた支援や助成の充実 ● 学習支援の普及
進路の制約	・ 子どもに望む最終学歴は、「大学」が59.4%。ただし、生活困難世帯では「大学」は33.3%と低い。	● 大学進学に関する支援策の充実（費用の助成等）
保護者の状況による放課後の過ごし方の多様化	・ 平日の放課後に子どもに過ごさせたい場所について、生活困難世帯では「自宅」や「習い事」が他の属性より低い一方、「児童館・子どもセンター」や「放課後児童クラブ」が他よりも高い傾向。	● 子どもの居場所づくり ● 放課後児童クラブの充実
支援に関する利用ニーズ	・ 将来的に利用したいと思う支援については「生活や就学のための経済的な補助・援助」が44.2%、「夏休み・冬休み・春休み期間中に子どもたちが自習できる場所」が44.1%。生活困難世帯では前者が74.1%。	● 経済的な支援 ● 長期休暇中の子どもの居場所づくり
困難な家庭への対応	・ 周りの困難な家庭の状況についてたずねたところ「不登校（保育所・幼稚園においては、保護者が連れてこない）」が53.7%、「朝食を食べていない」が48.8%、「授業料・保育料の支払いができない」、「保護者と連絡がとれない」がそれぞれ43.9%。	● 生活や就学のための経済的補助・援助 ● 進路や生活など何でも相談できるところの具体化 ● 関係機関による支援のネットワークの整備
経済的な負担の軽減	・ 経済的に負担が大きいと感じるものについては「学習塾や習い事にかかる費用」64.7%、「医療費」が31.6%。母子世帯では「制服・体操服の購入費」が42.4%。	● 生活困難世帯の子育てに関する費用の援助